★税理士会の
正常化をはかる
★中小企業をようごする

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

第一税協

昭和45年9月18日（金曜日）　創刊号

発行所
第一税理士協議会
東京会
東京都中央区日本橋江戸橋3—5
郵便番号103　朝日ビル
電話千代田（271）8759
発行人　岡崎寿士（一部50円）
編集人　岡田一馬（年極500円）

目次

税理士会の正常な運営を期待する『第一税協』！

「第一税協」の創刊に際して

大蔵省証券局企業財務第一課課長　松本健幹

このたび、第一税理士協議会東京会がそのニュース誌として「第一税協」を発刊されることになりましたことは、きわめて有意義なこととしてその御発展をお祈り申し上げます。

申すまでもなく、税理士各位に課せられた職責は、納税義務者の信頼にこたえて、納税義務を適正に実現し、納税道義を高めることにあります。そしてこのためには、企業経理の適正化がはかられることが不可欠の前提となります。

したがいまして税理士各位は、財務書類の監査証明を業とする公認会計士各位と共に、各々その職務を通じてわが国企業経理の適正化と水準向上に努められ、協力されることが自然の姿かと思われます。

現在商法改正の問題が話題になっておりますが、この改正の狙いは、取引先、下請企業、従業員、株主などの利害関係者の保護の強化をはかることにあります。

すでに、株式会社の業務執行の正常化をはかるため監査役による監査機能を充実強化することと、企業経理の適正化を推進するために大会社に公認会計士監査をとり入れ会計専門家の会計監査を受けさせるという二点を骨子とした「商法の一部を改正する法律案要綱」が法務省法制審議会の慎重審議の結果答申されております。

この改正の主旨につきましては大方の理解と賛同を得んとしているのでありますが、特に税理士会の中に例えば職域云々というような誤った見解に基づく反対があるのは遺憾であります

今後とも税理士会の商法改正問題に対する正しい理解を深めるために格段の御協力を望んでやみません。

最後にこのニュース誌が、貴会の目的達成のために大きな役割を果されることを期待して筆をおきます。

機関誌発刊を祝して

日本公認会計士協会会長　井口太郎

このたび、貴第一税理士協議会東京会におかれては、「第一税協」という機関誌を創刊するに至りました趣、まことにご同慶の至りに存じます。ここに、心からなるお祝いのことばを述べさせて頂きます。

日本公認会計士協会は、商法改正推進に関する基本方針の一環として、当初次のように決定したのであります。

一、税理士会の過激な運動に巻き込まれ、商法改正が公認会計士と税理士との職域闘争の場であると誤解されることを避け、整然妥動を慎む。

二、公認会計士たる税理士に、税理士法第五一条の二に定める通知公認会計士になるための便宜をはかり、かつ、税務の第一線において通知公認会計士が不当な取扱いを受けないよう当局に対して要請したうえで、これを組織化する。

三、税理士会会員である公認会計士に、共通した主張を表明し、税理士会の内部からその正常化のために努力されるよう要請する。

通知公認会計士問題は、証券局のご尽力と国税当局のご理解により全く支障がなくなり、協会内部に通知公認会計士会が発足しました。

貴会の性格と目的は、正に第三に掲げた税理士会正常化のための協会の期待に答えるものであり、その快挙に対し深甚なる敬意と感謝を惜しみません。時局正に重大

主流

商法改正の促進を望む

昨年商法改正案が発表されるや税理士会の指導権を握る一部の先生方が商法改正反対運動を起し、十二月五日には、商法改正反対総決起大会を挙行、その流れは、大

監査役制度強化を中心にした商法改正の上程を阻止せんとして税理士会一部幹部の反対運動が激しさを加えて来ている。新法誕生をめぐる利害関係の対立は、複雑な社会機構における不可避の現象だが、税理士会の反対理由は、同業の税理士としても理解に苦しむところが多い。世の譬に、風が吹いて桶屋が儲かるの話があり、因果関係の突飛な結びつきの例とされているが、税理士会の反対理由も理論の運びに飛躍があって、万人をして首肯させるのに弱い。

法務・大蔵両省関係官作成の「監査役改善問題に関する一問一答」によれば、税理士会の反対の最大の理由は「商法に公認会計士監査が導入されると税理士の二重負担に堪えられず、その結果税理士は株式会社から徐々にしめ出される」としての職域侵害であると思われるがこの理由の余りにも現実を無視した牽強付会的な解釈であることは一問一答で答えている通りである。監査の独立性を確保するため、公認会計士は被監査会社の税理士業務はできないことになっている。このことを税理士会執行部は知っていて、職域侵害論をふりまわしている。

更に又税理士会のいう、特例の対象が現在の試案の一億円の範囲が引き下げられることの可能性に対し、法起案者が将来とも引き下げられることはないと機会ある毎に再三言明しているのに拘らず、必須の事実の如く論を進めていることは、法治国不信、被害妄想も極まれるというべきである。

今回の商法監査は独り公認会計士の職域の拡張だとして税理士会は白眼視しているようであるが、監査の普及は時代の趨勢であり、好むと好まざるにかかわらず監査の必要性は情報化時代に定着して来ることは否めない事実だ。会計のあるところ監査ありの認識の一般化こそ、即職業会計人の社会的地位の向上を意味するものである。今回の商法改正はその意味で我々職業会計人にとって画期的第一歩である。職業会計人全体の社会的地位の向上なくして税理士の繁栄もあり得ない。共存共栄こそ理想であり、一日も早く共に商法改正の実現を望もうではないか。

「第一税協」の発刊に際して

日本公認会計士協会東京会会長　茂木誠陸

日本経済
税理士会
会計士
三本の矢！
赤天狗小僧

公認会計士たる税理士は、個人的環境を脱却し、勇猛心をもって、通知公認会計士に移行するか、第一税協に入会するか、二者択一を決すべきときであると思うのであります。

貴会と同じ性格と目的をもって発足した「近畿税務研究会」と更に緊密な連繋のもとに税理士会正常化の目的を達せられるとともに商法改正推進に邁進されることを強く期待するものであります。

日本公認会計士協会東京会は、商法改正推進に関する基本方針の一環として、当初次のように決定したのであります。

日本公認会計士協会は、商法改正推進に関する基本方針の一環として、当初次のように決定したのであります。

蔵省や国税局へデモ行進をして、当局のひんしゅくをかったことは御承知の通りである。公認会計士の大部分の者は、公認会計士としての監査業務の他に、税理士業務を兼業しているというよりは、むしろ小生の如く税理士業務が主体で監査業務が従であるというのが現状である。更に公認会計士ではあるが監査業務には全然関与しておられない者も多数いることも事実である。このような公認会計士の実状からすれば、われわれ公認会計士にして税理士業務に従事している者は、税理士会々員の一人として、税理士の発展のためにまた税理士の質的向上のために努力するのが当然の義務だと思う。然しながら小生は、昨年来の税理士会の理不尽なる運動を見るとき税理士会々員として会費を納めることに矛盾を感じ、本年三月十六日通知公認会計士となり、税理士会を脱会した。税理士会や現執行部に対し、不平不満をいうよりも縁を断つことを考えたからである

通知公認会計士とはならずに、税理士会々員として、税理士会内部より、税理士会の正常化を計ることも望ましいと考える。第一税協の性格と目的が明かに示めしているように、公認会計士であり税理士である者は、通知公認会計士となるか、税理士会員として内部に踏みとどまり、第一税協に加盟して税理士会の正常化を計るか、どちらか一つの道を選ぶべきである。此の際ノンポリ的存在は許されない。最近の税理士会の動きを見るに、商法改正反対運動には、相当な資金と時間を費い益々熾烈を極めているが、反面常識ある税理士諸先生も多数あるやに思われるので、これら諸先生と協力して、一日も早く税理会の正常化の実現を期待するものである。

「第一税協」創刊を祝す

の動向について

商法改正推進ほか重要方針を決議

第一税協臨時大会開催

大会は、去る八月一九日午後一時半から、千代田公会堂九階ホールにおいて開催された。

会場には、定刻前から熱心な会員が続々とつめかけ、顔見知りの会員同志で「やあ、しばらく」と声をかけ合い、談笑のうちに開会を待っていた。

定刻、司会の岩村副会長の発言により、議題の審議に入る前に、商法改正問題の特別講演から始めることになった。

まず、法務省の味村参事官が演壇に立たれ、商法改正要綱案の四一年秋から今日迄の審議経過について述べられた。同参事官は、特に、「三年余にわたる審議においては、経団連、学界、税理士会、中小企業団体など各界の意見を充分に参酌して、審議を進めてきた。この段階では税理士会も監査役制度の改正には賛成意見を表明していた。今日の商法改正全面反対に変化した理由が、全く理解できない。」と、税理士会の反対運動を強く批難し、「監査制度改善問題に関する一問一答」のうち、中小企業圧迫論、税理士職域侵害論など主な部分について詳細な解説があった。われわれには、反対者に対し理論武装をすすめる上にまことに有意義な講演であった。

続いて、大蔵省企業財務課の平石課長補佐からも講演があった。同課長補佐は監査制度改善の社会的意義とその必要性を強調されたが、そのなかで特に、税理士会の反対運動についても触れ、「監査に直接携われるか否かは別として、公認会計士と同様に企業経理の指導に関与している税理士は、企業経理の適正化を願うのが当然である。良識ある税理士なら経理の適正化を目指し、損害賠償責任の所在を明確にする今回の監査制度改善には、全面的に賛成すべきである。」と述べられた。これは税理士会現執行部の反社会的行動に対して立ち上ろうとする、われわれの立場を、理解された言葉であり、大いに力づけられるものであった。

ここで、司会の岩村副会長より大会プログラムに入る旨発言があり、千正副会長の開会の辞をもって、大会の幕が開けられた。

冒頭、千正副会長の開会の辞があり、「これまでわれわれは税理士会執行部に何の発言もしてこなかったが、それは税理士会全体に対する責任回避の態度である。社会にとっても税理士にとっても有意義な商法改正に賛成であることを積極的にPRする時期がきた。充分審議をつくされたい。」と述べ、その力強い語調に会場から拍手が湧いた。

まず、岡崎会長の挨拶があった。会長は、「現在のままでは税理士会全員が商法改正に反対しているような印象を与えている。税理士全体の利益を守り、税理士会の方向を誤らないようにするためわれわれのように多数の商法改正賛成者がいることを内外に意思表示したい。また税理士会執行部は会の本来の目的以外の目的のために多額の会費を浪費している。会の財政破綻を危惧するものである。会の正常化をはかるために立ち上るべきである。一方、公認会計士でもあるわれわれとしては、商法監査は監査業務へ重点移行するための絶好の機会である。商法改正後に備えて準備を進めて行きたい」と今後の当会の活動方針を述べた。議場は拍手をもって、全面的な賛意を表明した。

続いて、来賓の日本公認会計士協会東京会の茂木会長が演壇に立った。茂木会長は、「われわれは商法改正を実現するためには、どのような反対理由にも即座に答えられるよう、商法改正の意義に自信をもつことが必要である。その意味で本日の特別講演は極めて意義が深い。角谷論文の不掲載の経緯だけを見ても、われわれは税理士会執行部の横暴を許すわけにはゆかない。このままでは無理が通って道理がひっこむ恐れがあるが、前回役員改選後の税理士会の運営は、商法の改正問題からか、税理士業務が侵害されるとか、中小企業を潰すとか曲論して、公認会計士である税理士を無視した会活動が顕著となった。最近は主として中小企業を圧迫するという説を振りかざして、我々の好ましくない会活動を盛んに喧伝している。

二、税理士業務が、公共の福祉につながるという聖職である使命を忘れて、商法改正反対運動をなし、中小企業者を煽動し、ただ圧迫せられるとする会目的から飛躍しすぎた政治運動を展開して、一部代議士の賛同を得たと称し、得々としている如きは、余りにも会目的から逸脱していて、自らの品位を失墜するのみならず、むしろ不当行為であるとの誘を免がれなく、世の識者からヒンシュクや嘲笑を免れないことを悲しむ。

三、公認会計士である税理士は通知公認会計士となり、税理士会から離脱し得ることは周知の通りであるが、過般の協会が行った業務実態調査表の示す通り監査業務は僅々38%に過ぎない税務が返事を示すという実状であるにかかわらず、一々税務官公署に法の規定するような「事前通知」の届出を要することとなるので、業務の一部縮少することとなり、自ら税理士会に押されて退散するに均しい愚を招く結果となる。従って我々は業務活動上や商法改正推進上も、強まってる税理士会の内部に踏みとどまって、会の正常化に努力する気迫を堅持すべきであると確信する。

かような意義からして、貴会の会員各位が、東京税理士会の会員としての矢面に立って、堂々とその正常化に力を注がれることこそ深大の敬意を表すると共に大いに期待したい。貴会がまたその一助として機関紙「第一税協」を活用せられ、会員の情報交換、意思流通ないし商法改正推進の場として十二分に機能を発揮せられるように、益々ご発展を祈願して止まないのである。

（写真は臨時大会会場風景）

創刊に寄せて

近畿税務研究会長　高田　正康

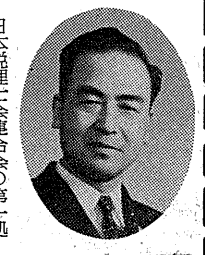

日本税理士会連合会の第一拠点東京税理士会の体制内にあって、貴会が正常化に乗り出され発足せられてから一年、順調な発展を続けられ、このたび機関紙「第一税協」を発刊せらるるときき、寔に欣快にたえない。貴会と歩調を一にしている当会も、機関紙「近税研」を近く刊行する予定であることは、これまた同慶の至りである。

一、元来税理士業務と公認会計士業務とは法制上も判然と区別せられて、互に競合矛盾することなく、両者が相提携して長く友好関係を持続していたのであるが、前回役員改選後の税理士会の運営は、商法の改正問題からか、税理士業務が侵害されるとか、中小企業を潰すとか曲論して、公認会計士である税理士を無視した会活動が顕著となった。最近は主として中小企業を圧迫するという説を振りかざして、我々の好ましくない会活動を盛んに喧伝している。

二、税理士業務が、公共の福祉につながるという聖職である使命を忘れて、商法改正反対運動をなし、中小企業者を煽動し、ただ圧迫せられるとする会目的から飛躍しすぎた政治運動を展開して、一部代議士の賛同を得たと称し、得々としている如きは、余りにも会目的から逸脱していて、自らの品位を失墜するのみならず、むしろ不当行為であるとの誘を免がれなく、世の識者からヒンシュクや嘲笑を免れないことを悲しむ。

三、公認会計士である税理士は通知公認会計士となり、税理士会から離脱し得ることは周知の通りであるが、過般の協会が行った業務実態調査表の示す通り監査業務は僅々38%に過ぎない税務が返事を示すという実状であるにかかわらず、一々税務官公署に法の規定するような「事前通知」の届出を要することとなるので、業務の一部縮少することとなり、自ら税理士会に押されて退散するに均しい愚を招く結果となる。従って我々は業務活動上や商法改正推進上も、強まってる税理士会の内部に踏みとどまって、会の正常化に努力する気迫を堅持すべきであると確信する。

かような意義からして、貴会の会員各位が、東京税理士会の会員としての矢面に立って、堂々とその正常化に力を注がれることこそ深大の敬意を表すると共に大いに期待したい。貴会がまたその一助として機関紙「第一税協」を活用せられ、会員の情報交換、意思流通ないし商法改正推進の場として十二分に機能を発揮せられるように、益々ご発展を祈願して止まないのである。

商法改正要綱の立法主旨と動向　講演要録

■味村治氏　法務省民事局参事官

監査制度の強化

今度の監査制度の改正は、昭和四十一年の秋に開始し、これでまる四年近くなります。その間に各界のご意見等も伺ったわけで、公認会計士協会、税理士会、あるいは各種企業団体、経団連、その他の団体、大学の諸先生方に、いろいろ照会を申し上げてあるわけで、そういった各界のご意見をえたうえで、今回の要綱ができているのです。

監査制度を強化しなきゃいかんというのは、世論みたいなものだったと思うのです。

昭和四十年に山陽特殊鋼が倒産しましたときに、公認会計士監査までやっていながら、こういう失態が出たというのは、どういうわけだということで、監査基準の改正も行なわれましたし、法務省の関係では、会社更生法を改正して中小企業の保護をはかりました。

商法監査の必要性

しかし、そもそも監査というからには、商法の問題じゃないか、商法の監査を強めないで、ほかのことをやってみても、やっぱり限界があるんじゃないかというところから、この監査制度の改正に手をつけたわけであります。

たまたま大蔵省では、監査基準の改正等をして、公認会計士監査の強化ということに、努力されたのでありますが、大蔵省の立場としても、どうも現在の証取法監査だけでは、決算を適正にするのに、具合の悪いところがあるということでした。

総会前の事前監査を

現在の公認会計士監査というのは、事後監査であって、事前監査でない。というのは、証取法では、株主総会で承認された財務諸表について、公認会計士が意見を述べるという形になっている。総会で承認をされてしまったあとで意見を述べるということは、なかなか公認会計士としても、監査される立場からも、具合の悪いことで、仮に公認会計士が限定意見をつけて決算が違法だということになると、いろいろ法律的にめんどうくさい問題が起こりますし、これは事前監査でやるのが筋だというのが、大蔵省側のご意見であります。

要するに、株主総会で計算書類を確定するということは、現在の商法のたてまえとして、動かせないのでありますから、そこにいくまでの段階で監査をして公認会計士の監査意見を十分反映させることが、必要じゃないか。計算書類の承認の手続は、商法に全部規定してあるのですから、どうしても商法を改正しなきゃならんということで、大蔵省側からも、商法の改正をぜひやってもらいたいということでした。

監査の利点

法制審議会では、そのような山陽特殊鋼の事件及びその後訂正命令によって、有価証券報告書の訂正を行なった会社が、きわめて多数にのぼったことから、そういう粉飾決算の弊害を防止し、経理の適正を期するために、ぜひともこで商法を改正しなければならないという認識に立ったわけです。

経済界はどうかというと、大乗的な立場から、監査というものがしっかりすれば、企業に対する社会的信用が高まるんだから、りっぱな人に監査をしていただいて、これで間違いないというお墨つきをもらえば、仕事がしやすくなるという認識から賛成をされたわけです。

業務監査の必要性

今回の改正では、監査の機能を強化することと、業務監査の機能を強化することが二本の柱であるわけです。

業務監査の問題につきましてはいろいろ議論がありましたが、結局、現行法のような取締役会による業務監査機能を強化するということは、なかなかむつかしい。むしろ、監査役という、業務執行から離れたところにいる人に監査をしてもらう方がうまくゆくということで、監査役に会計監査機能だけではなくて、業務監査機能を与えようということになったわけです。

（三頁へ続く）

る。第一税協の皆さんが、税理士の立場から、税理士会の商法改正反対運動に反対であると意思を表明されるそうであるが、全面的に賛成したい」と述べた後、公認会計士協会々員たる出席会員に対し「商法を改正しても、監査法人や一部の有名人に商法監査が集中するのではないか、という声を聞いている。日本公認会計士協会本部では、先般、商法監査受入態勢準備懇談会という特別委員会を発足させ、商法監査へ全会員を動員すべく検討中である。私個人としては、監査法人には極力遠慮して頂きたいと考えている。皆さんは、監査業務にすぐ入れるように、研鑽に励み、またそのための共同監査組織等の準備をすすめて頂きたい」と呼びかけ、その挨拶を終った。

ここで、ようやく岡崎会長が議長席について、議題の審議に入った。

議題1　第一税協の時局対応策とその使命について、

議案の説明は、すでに通知公認会計士となったため会員ではないが、これまで当会活動の指導的役割を果してきた前田顧問が、これを行った。同顧問は、今後の活動方針として、つぎの5項目をあげて説明を行った。

① 税理士会の現執行部は一部の非常識な者に牛じられており、これは税理士全体の利益を明らかに害するもので、税理士会の正常化をはかるため活動する。

②弁護士と同様に、公認会計士たる資格に基づいて税理士業務を行えるよう税理士法の改正をはかる。

③現在の一局一会制を廃し、本会を別個の税理士会とするよう運動する。

④ 税理士の立場から、われわれは商法改正に賛成であると内外にPR活動を行う。

⑤商法監査の受入態勢を作るべく準備をすすめる。

なお、同顧問は最後に当会の右記活動に当っては、日本公認会計士協会本部並びに支部と密接な連絡の下に、進める予定である旨附言し、議案の説明を終った。

会場は、この活動方針を満場の拍手をもって支持し、これを可決した。

議題2　商法改正に伴う監査の受入態勢の組織化

本議案は下田副会長が説明にあたり、その要旨はつぎのようであった。即ちまず、本議案については公認会計士協会の本部または支部と完全な打ち合わせができているわけではないが、商法改正を盛り上げる意味で、これを議題に入れた旨、あらかじめ了解を求めて説明に入った。

税理士会の反対運動のために、最近では、国会議員の間に「監査役制度の改正は中小企業を圧迫するおそれがある。」との反対論がひとり歩きし始めているようである。こうなると無傷で原案のまま通るのは難しいと感じているが、商法改正そのものは実現すると考えてよい。そこで商法改正後の商法監査の受入態勢であるが、本部でも特別委員会を設け、審議に入るところである。この問題は監査法人に遠慮するように言っても、現実には監査は自由契約であり、多忙な監査法人でも無資格者を動員しても契約を受け入れるであろう。とすれば、被監査会社数と公認会計士数の計算上で商法監査に会員が参加できることになっていても、実際問題としては、契約の偏在はますます大きくなると予想できる。

そこで会員各位においては、後日送付する「公認会計士共同事務所規約案」を参考に、組織化の方向へ充分に研究を進め、商法改正後に備えてもらいたい。今後とも、公認会計士協会本部ならびに支部にも、われわれの立場を充分主張すると共に、本支部と連絡をとりながら、受入態勢の準備をすすめる方針である。」

以上のような議案説明に対し、会場は拍手をもって、賛意を示し、本議案を可決した。

この後議案の審議を終え、意見の交換に入る予定であったが、岡崎会長から「残念ながら、会場借用の時間の都合で省略し、別の機会に発言して頂きたい。」と弁明があった。

議場はこれを了承して、「公認会計士たる税理士の団結と協力を期待する。」旨の三輪組織部長の辞をもって、本日の臨時大会は、午後四時三〇分に散会した。

商法改正問題

（二頁より続く）

大会社に公認会計士を

そして法制審議会商法部会では種々審議をして、一昨年九月法務省民事局参事官室で試案を作りまして、それを各界に照会いたしました。回答を拝見しますと、監査役制度を強化するということ、それから大会社には公認会計士監査を商法監査として導入するということに大勢は賛成であったのであります。しかし、中には大会社に公認会計士監査を導入することは時期尚早だというご意見も一部ありました。

各業界の立場

日本公認会計士協会は試案に全面的に賛成されたが、日本税理士会連合会は、監査役の権限強化には賛成だが、大会社に公認会計士監査を導入することには反対であり、中小会社に対しては、弾力的な措置を講ずるようにしてもらいたいというご意見でありました。

つまり、当時は税理士会は試案に全面反対ではなく、監査制度の強化には賛成されていたのであります。

経団連とか、日本商工会議所、東京商工会議所といったような団体は、いろいろこまかい点に異論はございましたけれど、大勢としては賛成だということであり、全国商工会連合会も基本的には賛成であって、ただ、大会社の範囲は資本金一億円では、低過ぎるから五億円ぐらいに上げたらどうかといったようなご意見でありました。

このように、基本的に大会社に公認会計士の監査を採用するということには、賛成の意見が多数を占めたわけであります。そういうような大勢を見まして、法制審議会の商法部会で、これらの意見について検討いたしまして、昨年の七月十六日に一応案を固めたわけです。

今後の見透し

その後、企業会計原則と商法の計算規定等の調整という問題を、大蔵省の企業会計審議会で審議しておられましたものが、昨年十二月にまとまったものですから、企業会計審議会からのご要望を受けてこれを検討し、若干の追加を行ないました。それが三月四日に法制審議会商法部会で全部まとまりましたので、それを法制審議会の総会にかけ、三月三十日に商法の一部改正要綱が決定されて、法務大臣に答申されたという段階です。

こういうふうにして、法制審議会の総会できまりますと、従来の例では法務省はこれを受けまして、それを法文化いたしまして国会に提案する準備をするのが例になっており、当然今回もそのような段取を進めるよう予定しております。

ところが、税理士会が反対の運動をされ、国会方面にも働きかけていますが、この反対は、理由がないと思っています。

税理士会の反対は疑問

税理士会の意見に対する反論を法務・大蔵両省の関係官で作ったものが、各種の雑誌に発表になっており、これが正しい意見であると考えています。

監査役制度の強化

改正要綱の二本柱は監査役の強化と公認会計士監査の導入の二つですが、税理士会は、商法をどんなふうに改正しても、監査役は経営者の支配下にあるから、不適正な業務執行を防止できないじゃないかというご意見のようであります。

昭和四十三年九月に税理士会に照会いたしましたときは、監査役の制度を強化することに賛成されていながら、いまになってどんなふうに改正をしても、どうにもならんといわれるのは腑に落ちないのですが、経営者は強力だから、いくら商法を改正しても監査というのはどうにもならないといわれるのは完全な敗北主義であると思うのです。実効のある監査を行なわれるように制度的な裏づけをすることは難しいことですが、だからといって放置してよいわけはなく、監査の効率化のためにできるだけのことをしないと進歩はないでしょう。

公認会計士と税理士

次に公認会計士監査と税理士の職域の問題を申し上げたいと思うのですが、公認会計士監査が商法に導入されますと、税理士の職域が侵されるのじゃないかと、いうご心配があるように思いますが、そのようなことはありません。公認会計士は会計監査をする会社につきましては、税理士業務をすることができないのですから、公認会計士がこの要綱で会計監査人として会社の会計監査の仕事をすることとなっても、そのために税理士がその会社の税理業務をできなくなるわけでありません。更に、現在公認会計士の全員の仕事の量のうち、会計監査の仕事は約三十パーセントで、他の七十パーセントは税理士業務ですが、この要綱によって、会計監査の仕事が増えますれば、従来公認会計士の行なっておりました税理士業務の相当部分が税理士に移ると考えられるのでありまして、この要綱は、税理士の職域を広げこそすれ、狭めるものではないのであります。

なお、要綱では、資本金一億円以上の株式会社に公認会計士監査を導入することになっているけれど、これが将来拡げられるんじゃないかという心配をされている向きもあるようですが、そのようなことはまったく考えられておらず杞憂というほかありません。

■平石雄一郎氏　大蔵省証券局企業財務第一課々長補佐

雖然としたお話で申し訳けございませんが、株式会社の経営と経理を適正にするために、業務監査も会計監査も、効率を上げることが望ましいのですから、そういう方向で努力をしたいというふうに考えております。

職業会計人の社会的職責

公認会計士といい、税理士といい、要は、広い意味で、職業会計人ということかと思います。職業会計人についての専門家としての知識、能力を生かしていただいて正しい経理というものが、この社会において行なわれる。そういうことに努力をしていただく制度であろうと思うわけです。

そういう観点から、今度の商法改正の趣旨をみますと、山特鋼事件というのが、一つのきっかけであったと思います。しかし、それは単に投資家の株価が一時に八円に迄暴落し、とうとう上場廃止になったということで、損を受けたというようなことではなくて、何百何千という債権者、下請、その他の人々が損害をこうむる。あるいは、従業員、ひいてはその関連会社の従業員、何千という人たちの、生活がどうなるかわからない。こういうような社会問題としての事件に発したわけでございます。もちろん、その前から、いろいろ制度上の問題等の議論はなされておったわけでございます。けれども、特にこうやって取り上げられるきっかけとなったのは、そういう事件に一つの象徴を見ることができたと思うんでございます。

責任の追及を明確化

商法上の規定として、損害を受けた債権者、株主は現在では会社なり取締役に対して損害賠償請求等をするということ、この点は改正後でも変わらないわけです。けれども、たとえば、監査役ということに対しての、そういう責任の追及ということについては明確でなかった点もあった。それをはっきりさせたということです。従って、監査役も、私は監査をしました。間違いありませんと、保証した以上は、その会社が仮に第三者に対して、迷惑をかけた場合にはそういう人も責任を負うということについて、その責任の範囲について説が分かれていたものを明らかにしたということじゃないかと思うんです。

監査人の責任

あるいは、大会社、資本金一億円以上の会社であれば、職業専門家である監査人の監査を受けて、万一その監査が故意、または過失によってうそ偽りがあって、その結果会社が、善良な第三者に対して損害を与えた場合には、その監査人にも責任を追及することができることおよびその責任の範囲を明確にしたということと思います。

こういうように、その会社を信頼して、取り引きをした人を保護する。その責任追求できる範囲を明確化するということではないかと思うわけでございます。つまり安心して取り引きをできる。そのための一歩前進の一つの措置であろうと思うわけです。

企業経理の適正化

わが国のすべての会社経理が正しく行なわれ、信頼できるものにもってゆくことがその職責である職業会計人の立場からみても、今度の商法改正案には協力して頂ける筈のものであると思われます。

中小企業は例外か

新日本製鉄の監査人と、中小会社の監査人と同じような能力を要求しても無理だというふうなことを一部でいったりしております。けれど、たとえば総会開催の通知は出さねばいけないというような規定がございます。だけど、実際の中身を見ますと新日本製鉄なりが、何十万人の株主に総会の招待状を出す手続と、実態的には五、六人なり十人そこらの株主で構成されている会社とは、法律上は同じであるとはいいながら、実態的な手続、負担というものは、それに応じて違いがあるはずだと思うのでございます。

商法改正後の監査役の責任にいたしましても、要は、その会社がほかの第三者に損害を与えないことをチェックし、もし与えた場合には監査役も故意過失があれば責任を取る。こういうことなのでございますから、それを中小会社は例外だ。つまり中小会社の場合には監査役は責任を負わないとか、あるいは逆に（現行商法の解釈論で監査役の無過失責任論をとれば）中小会社の監査役だけは無過失責任を負うのだとする、というようなことは、やっぱり筋が通らないのではなかろうか。こういうふうに思うわけでございます。

要綱案の発表に至るまで

最後に、経緯というようなことにつきまして、一つだけ申し上げてみますと、昨年要綱案が発表されまして、以後税理士会は、特に職域問題として、これが改正になると、公認会計士はその監査している会社の税理士業務までやるようになるというふうなことで、猛烈な反対運動を起こされたわけでございます。その際、先ほど味村先生がお話しになっておりましたように、あとの要綱案では業務制限事由が削減されているのではないかというふうなことをいっておったわけでございますけれども、決してそういうような趣旨であればはずされているんではありません。

最初の案の体系でいけば、公認会計士法に書き、証取法に書き、商法に書く、三つ書かれていくのは、非常に体系としても複雑である。しかもたとえば、公認会計士さんの奥さんがその会社の株をいくらか持っていたというようなことで、商法の確定手続に瑕疵があるということで、もう一回手続をやり直さなきゃいかんというような問題があれば、商法上かえって複雑な問題になってくる。

そういうことで、商法上は基本的な、重大な問題だけを書いて、あとは公認会計士法のほうで規定するということのほうが、実行上も、あるいは体系上もすっきりしているということで、公認会計士法のほうに入れるということで、基本的了解が得られたわけです。そして私どものほうといたしましては、公認会計士審査会にもおはかりいたしまして、その案も公認会計士審査会の了解も、すでに昨年十月前に得られていたわけです。

税理士会報に解説！

そのころ税理士会では盛んに猛反対、職域が縮小されるというようなことで、反対されたんでございますけれども、そのときにも、私どもは税理士会のほうには、その前々から機会を見て、この趣旨はこういうことである。経理制度の適正化ということのためであるということを、縷々説明は続けておったわけでございますけれども、どういうわけか、こちらの考え方等内容が、税理士会内部の一般会員には、流されておるようには一向に見受けられなかったわけでございます。特に、十二月になりますと、反対決起大会というふうなことが、進められておった段階でございますけれども、私どもといたしましても、幹部だけに何度説明しても、まったく意味がないので、「税理士界」という会報がございます。そこに私どもの考え方を、商法改正の反対デモ運動が行なわれる前に、会員の皆さん方に周知させていただきたい、紹介させていただきたい、その上でなお会員が反対されるならば、あるいは、それも一つの意味あることとして、理解することができるかもわからない。あるいは、業務制限を緩和しようとしているというけれども、私ども事務当局がどう考えているかということについても税理士会会員に十分説明した上で、少なくともそういう機会をつくった上で、反対運動をやるならやるべきではないか。こういう話で、私のほうの角谷課長補佐が論文を、税理士会のほうに差し上げたわけでございます。

一般会員に徹底されず

日程的にも十分十二月の大会の前に、各会員に配付される時間的余裕ある段階で、渡したわけでございます。ところが、実際にみますと、予定されておった号には全然載らない。私どもの考え方を、一般会員に知らせようという努力は、少なくともされない形でデモ行進は行なわれたというような経緯も一つの例としてあったわけでございます。

私どもといたしましても、そういうことで税理士会も含めて、職業会計人の先生方が健全な、社会的本分に照らして、間違いのない方向でのご努力なり、ご活躍をお願いしたいという気持ちから、いろいろのことはしておるつもりですけれど、残念ながら、いろんな反対もなお続けられているようでございます。

会員の声　何のための反対か

黒澤喜三郎

去る三月公表された「商法の一部を改正する法律案要綱」は、今更論ずるまでもなく、会社経理の適正を確保することを通じて、取引の安全を保証し、もって経済界の円満健全な発展を法律制度の面から促進しようとしたものにほかならない。これはまた、債権者保護というかたちで、取引の相手方たる中小会社や従業員、はたまた一般の投資家、株主等一般市民の利益の擁護を更に一歩進めようとしている改正案でもある。

日本公認会計士協会がこの改正案に全面的に賛意を表し、その実現を期待して心血を注いだ運動を行っているのは、この改正案の趣旨が公認会計士の職責及び社会的使命と全く一致するからであろう。

しかるに、一部にはこの「要綱」の立法化は、中小企業に過重の負担を課することになるとか、あるいは効果を期待することはできないとかの理由をもって反対しているものがある。われわれは、その何故であるかを知りたいのであるが、今までに述べられた反対論では、われわれを首肯せしめるに足りるようなものは何もなく単なる為にする発言に過ぎないとすら感ぜられるのである。これでは国民一般が迷惑するだけのことである。

業務監査は、現行商法のもとにおいても取締役会がこれを行なうこととなっており、「要綱」で監査役にその一部を移譲したとしても何故新しい負担を企業に課することになるのであろうか。或いは改正の趣旨実現の効果という点についても、少くとも一歩前進することだけは認めなければなるまい。百パーセント達成しえないようなことは止めてしまえというようなことを言っていたのでは、漸進的な改善は到底望めない。

反対論者の言っていることを聞いていると、監査役は名前だけのものでいいんだというように受けとれる。表現こそ体裁よく、商法は基本法だから改正は慎重でなければならないとか、もっと抜本的に考えよ、とか言うのであるが、代案を示すことはしない。ときに代案らしきもの、例えば、取締役会の機能を充実せよというようなものが散見されるが、そういう案こそ、日本の実状に通さず、それこそ中小企業を苦しめることになるであろう。

真面目な経営者は、取引相手方の経理が健全であり、取引に不安のないことを望むので、この程度の経理適正化法案なら、企業の大小を問わずその実現を希望しているのである。われわれは、社会に役立つために、この法案実現に邁進しようではないか。

会員の声　商法改正の見透し

下田友吉

商法改正推進については、現在法務省、大蔵省当局において最大限の努力をなさっており、公認会計士協会執行部も日夜全力投球をされている。衷心より有難うと申しあげたい。わが第一税協会員はこれについて絶対に無関心であってはならないし、否、会員一人一人がこの商法改正が達せられるように国会議員ばかりでなく顧問先一般大衆に対してPRを積極的にしなければならないのである。

われわれの属している税理士会執行部は狂った獣の如く商法改正反対運動に猪突している。われわれはその行動を嘲笑しているわけには行かない。彼らの運動はその激しさの故に国会議員を動かしつつあると見なければならない。このまま推移すれば法案の修正位はさけられないかも知れない。しかし、われわれとしては一歩の修正も後退も許してはならない。それを許せば商法改正が骨抜きになるおそれがあるからである。修正も付帯決議もなく法案を通すには今がわれわれの渾身の力を発揮すべき秋であることを深く認識すべきである。

商法改正の受入体制

商法改正が実現すれば被監査会社が約四千社増加する。われわれが現在従事している税理士業務は全部放棄してかからなければその負担に応えることはできない。その意味で、税理士業務から監査業務へ重点大移行するために、我々自身が商法監査の受入体制を準備しなければならない。しかしわれわれ一人々々がバラバラに商法監査を担当しても結果は社会的信頼に応えられるか心配である。

もし社会的信頼に応えられなければ公認会計士制度は崩壊すると思わねばならぬ。これが社会的責任を全うするためには、今から協同体制をかためておかなければならぬ。監査は一人の公認会計士で行なえる仕事ではない。協同して当って初めてできる仕事である。

現在比較的監査業務の少ない、第一税協会員こそ自らその体制を確立し、公認会計士協会に対しその意気込みを示す積極性がなければならない。この意気込みこそ商法改正を勝ち取り、監査業務へ重点を移行する原動力となり、税理士と公認会計士の共存共栄の礎となることを銘記しなければならない。

創刊号によせて

第一税理士協議会
東京会会長　岡崎寿士

このたび、わが第一税理士協議会東京会におきましては機関紙として「第一税協」を発刊することになりました。

本紙は当会の設立の趣旨、目的及びその運営方針に則り常に正義に基き、思想的に偏向せず、遵法精神を守ること、言論自由の尊重等をモットーとして編集するものであります。

ただここで問題となるのは、現に税理士会関係では三つの機関紙が発行されており、いま「第一税協」を発行することは重複するきらいはないかということであるが、本紙「第一税協」を発行するには真に已むを得ない理由があるからであります。

すなわち、現在ある税理士会発行の三つの新聞は相当長い歴史を有し、かつては税理士にとって誠に有意義の新聞であったのであるが税理士会の一部グループが現執行部の実権を掌握するや会務の運営を独断専行し、これと歩調を合せて前記機関紙もこれに追従する記事は掲載するが、執行部に批判的なもの、または不利な記事は一切シャットアウトされている。つまり厳重な言論統制を行っているので一般会員の正常な意見は黙殺されて全々紙面に反映しない。たとえ掲載されてもそれは攻撃材料として載せるに過ぎない。従って記事は全部執行部の意見を一方的に押しつけているのが実状である。

その実例として現に執行部が強行している商法の一部改正反対運動に対して大蔵省証券局企業財務課の角谷氏の論文を掲載する約束があったのであるが、この論文が彼等の反対運動に不利と見るや、その約束をほごにし、掲載約束日より遅れて白紙で掲載した。（一面空白のまま）しかも空白紙面の反対側で白紙論文に対し反論を加える等前代未聞の事件を起している。これは言論統制の最も悪質な一例であるが日常行われている例は枚挙にいとまなしといえるであろう。

このように前記の三紙が会員のための機関紙としての機能を失っている実状に鑑み業界の正確なる情報、会員の正常な意見、学説、論文、趣味娯楽等自由のひろばとしての本紙を企画した次第です。

どうか当会会員は勿論会員外の方々（専業税理士、兼業税理士及び一般関係者）もどしどしご投稿下さることを希望します。

勿論本紙は当会執行部と会員の間及び会員相互間の連絡並びに当会の運営方針、活動状況等の対内的対外的PRを行うことを主目的としておりますので、幸にして本紙が会員の協力一致体制の確立に、或いはまた税理士会の正常化に何等かの役割りを果し得るならばこれに過ぐるものはありません。

特にこの創刊号が商法の一部改正問題をとりあげたのは、これが業界における最近の重要問題であり、会員の最も関心の深い問題であるからであります。これは監査制度確立の観点から画期的な改正でありますのでわれわれは一致団結してその実現に最善の努力を払わねばなりません。なお本紙が一般識者の御理解に何等かの寄与をすることを期待するものであります。

当会は会員数においても資金面においても誠に弱体でありますので本紙の発行についても意に満たないものが多々ありますが、その意図するところは強固でしかも遠大でありますので、小粒でもピリツトしたものに成長させたいと思いますので大方の御指導御鞭撻をお願い致します。

終りに臨み本紙発刊に際し各方面からの御援助に対し厚く御礼申し上げます。

第一税協の性格について

第一税協の性格と今後について、東京税理士会の会員の一部が、青年税理士会という任意団体を結成したのは前田幸蔵先生が会長の時であった。当時の青年税理士会会員は、試験合格者で、昭和生れの者が、税理士本来の職務と責任を充分に果すために、互いに税法を研究し、質の向上をはかり職域を拡大しようとする団体であったと聞いていた。この青年税理士が立派に育って税務当局はもとより納税者にも信頼され好意をもって、受け入れられるように蔭ながら声援を送った一人である。然るに税理士法の改正問題が起った頃から様相は変って、税理士会独占への道を辿り一部の独善的な執行部の後援団体と化し、この団体が音頭をとり、主軸となって専業税理士協議会を結成したものである。まずこの専税協が直面した問題は東京税理士会の会長選挙である、この選挙戦は、専税協対反専税協の対決となり、専税協の常軌を逸した選挙方法により彼等のおす現溝田会長が当選したわけである。この間の事情は税理士会の運営に関心をもつ会員は殆んどの者が知っている筈である。

かくして彼等は税理士会の執行部を手中におさめるや引続き純血運動と称して専業税理士以外の兼業者特に公認会計士たる税理士を敵視するに至った、また専業税理士の間にも選挙戦以後いくつかの派閥が生じ陰に陽に抗争を続ける状態であった、このような状況の下に公認会計士たる税理士は、税理士会の現状を憂慮しこれを正常化すると同時に公認会計士たる税理士の立場を擁護する必要から第一税理士協議会（旧東京第一税務研究会）の結成を見たわけである。

しかし執行部を占拠した専税協は益々会務の運営に独断専行をほしいままにし税理士会が強制加入の特殊法人であることを忘れたかの如く、否それを悪用して不当会費の強制徴収或いは会館建設費として高額の会費を徴収するなどの一般会務の外公認会計士敵視政策の一環として海外に出張してまでわが国監査制度の悪宣伝をするなど、その行動には常識で判断できない無軌道振りを発揮している。特に彼等が血道をあげて騒いでいる商法の一部改正反対の運動は、税理士に無関係の問題であるにかかわらず尨大な会費資金を費消して都内有力新聞に折込チラシ広告をを行い、さらにまた蛙蛙姿の街頭デモを行うなど、まったくスペシャリストとしての誇りを喪失した醜体を暴露した。

彼等がこのような行動に出ざるを得ないのは、さきに行われた会長選挙の際専業税理士に対して、講習会等の安易な方法によって公認会計士の資格がとれるようにすると公約したことに端を発している。

その後その実現が困難と見るや商法の一部改正が税理士の職域侵害であるとしてこの要綱に反対しそれも税理士業務に無関係であるとの批判に会うや更にこれが中小企業を圧迫し負担を増加するものであるとして、これを国会議員の主張にすりかえる等次から次へとその焦点と責任を転化し常に事件を継起して会員の目をそらし、その歓心を買うことによって会費の浪費と公約違反の責任を糊塗しようとする急迫した事情によるものである。さらには会員の離反をおそれての悪あがきと見ることができる。

多くの税理士はこのような現執行部の非を知りつつも、これに対抗する組織をもたないため、反対意見があっても少数意見として抹殺され、それを多数意見にまで盛り上げることができなかった、それが現執行部の一部に独断専行を許す結果ともなった、わが第一税協は、このような状態を放置すればやがて税理士会が危険な状態に陥ることを虞れ、これが正常化のために決起したものである、従って志しを同じくするものとは専業であると兼業であるとを問わず相協力して所期の目的達成に努力するものである。

筆者も当会の関係者の一人として税理士会執行部が一日も早く本然の姿に立ち帰ることを祈念するものである。

また商法の一部改正要綱に対して税理士全員が反対しているかの如く宣伝しているが、当会々員は勿論のこと、心ある専業税理士方々も我国の現状より見て今回の改正要綱の内容が監査制度の強化改善である以上当然に必要であり税理士業務の侵害にならないこと及び中小企業といえども今日の経済社会において孤立しているものではなく多くの利害関係者を有しているので、その経営並びに経理について監査役の監査を経て経営経理の適正化をはかることは、経営者として当然に負うべき社会的責任であるとの考えから、中小企業を圧迫し経費の増大となる等の反対論は近視眼的であり改正の主旨を故意に曲解するもので、税理士業務においても中小企業においてもこの改正はプラスにこそなれマイナスとなる何物もない、と理解しており、全面的に賛成である

また一般的にもこのような認識が高まりつつある今日第一税協では税理士の立場から改正要綱を支持し積極的にその実現に努力するものである。

さらに税理士会正常化の問題として考えられることは、現行税理士法上税理士会は一局一会制を原則としている。しかも税理士は好むと好ざるとを問わず法定地域の一つの会に入会が強制せられる。

思うに税理士法制定当時はこれが最善の措置であり有効適切に運用されて来たと思うのであるが、今日の東京税理士会の如く会員数が六千名を超える場合、とくに会員の資格においても、専業者もおれば兼業者もいる。専業者のうちにも税務代理士より移行したもの、正規の試験に合格したもの、特別試験によるもの、また兼業者のうちにも弁護士、公認会計士、弁理士、不動産鑑定士、司法書士等各種の資格者が雑居している状況である。

これでは会員の指導、連絡及び監査の業務並びに意見の統一も困難となる、特に東京税理士会の現実の姿を見るとき一局一会制は最早実状に適合しなくなったことを立証していると思われる。そこで税理士会正常化問題として会員が一定数を超える場合は一局に複数の団体を認め、相互に競争せしめることが堅明の策と考え今後このように税理士法を改正することを主張するものである。

さらに一歩を進めて公認会計士の立場から見るならば今後の運動としては弁護士法第三条第二項の如く当然に税理士の業務を行うことができるよう公認会計士法を改正することを推進したい。これによって専業者の職域を侵害するわけでもなくまた公認会計士の行う税務が野放しになることはない。なぜならば公認会計士も強制加入の団体に加入しており会員に対する税務上の指導、連絡及び監査の業務も充分徹底するからである。

これらは何れも法律の改正を伴うもので早急の実現は困難と思われるも、第一税協はこの最終目的に向って絶えざる努力をするものである。これが税理士会の正常化につながる問題でもあるからである。

以上第一税協の性格及び目的について述べて来たのであるが、当会々員の方々は勿論会員外の方々特に専業の方々におかれても当会の性格を充分ご理解いただき税理士会の正常化のために協力一致して努力しわが国の税務行政の円滑なる運営に寄与したいと考えるものであります。

（筆者　顧問　前田辰男）

投書　中小企業者の叫び

私達中小企業者にとって、一番の悩みは、売掛金が回収出来ないことです。

率直にいって、今回も当社の取引先であるA工業KKが、その取引先であるB工業KK、及びU工業KKのいずれもが不渡手形を発行したことにより、連鎖倒産し、当社の売掛金九十万円の内四十万円が、回収不能になりました。

このように親会社の倒産により、その取引先である中小企業が連鎖倒産するのです。そしていつもこのように被害を蒙るのは末端の私達下請業者なのです

何とか、これを防止出来ないものでしょうか。又、政府である程度救済してもらえないものでしょうか。倒産による被害が五千万円以上に対しては、その会社に東京都経済局の斡旋により、同額だけ融資して、倒産を喰い止める政策があるそうですが、現在の当社には資格がありません。（中小企業関連倒産防止融資条令）

聞けば、今度商法を改正して大会社の監査をきびしくして、経営の健全化を図り、投資者取引先従業員等の損害を未然に防ぐ様、図られるそうですが、一日も早く実現して、我々中小下請業者が、安心して営業出来る様、監査体制の充実強化をお願いします。

御承知のように、マンションの不正事件、銀行員の不正融資使込等、いずれも一般大衆に損害を与え、政府はいつも、その事故が発生して後に、調査などしている様ですが、いつも後手後手になっております。

事故が発生しない様、予防する事が政治だと思います。

昭和四十五年八月二十二日
東京都葛飾区新宿一丁目十二番地二十二
有限会社　池宮製作所
代表取締役　池宮勝治

編集後記

暑い！　この暑さではたまらない。万博の終り、ボツボツ涼しい風が期待されるきょうこの頃である。

編集室では理事会で任命された委員が事務局のお手伝いを得て数回にわたり、夜遅くまで打ち合せ急ピッチで「第一税協」創刊号の発行の運びとなった。

激動する70年代の企業は大きく変化するであろうし、それに伴って法律等の改正も起ってくるが、我々職業会計人は視野を広くしてこれに望まねばならない。

当紙の育成と活用を期待する。

（K・O）

「第一税協」創刊を祝す

★税理士会の
正常化をはかる
★中小企業をようごする

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

第一税協

昭和46年1月18日（月曜日）　第2号

発行所
第一税理士協議会
東京会
東京都中央区日本橋江戸橋3—5
郵便番号103　朝日ビル
電話千代田（271）8759
発行人　岡崎寿士（一部50円）
編集人　岡田一馬（年極500円）

目次

税理士会の正常な運営を期待する『第一税協』！

年頭所感

近畿税務研究会長　高田正康

輝かしい希望に満ちた七〇年代の「夜明け」として期待されていた一九七〇年は、いわば「未明」の一年であった。敗戦の焦土に呆然と立ちすくみ、明日への生きる道さえ見失っていた日本民族は、占領軍から与えられた平和と民主主義を後世大事に抱きかかえ、厭戦気分と平和主義とを混同して、民主主義の実像と虚像の見境もなく、ただひたすらに「生きるため」の経済に専念した。それが日本経済復興の原動力となり、ついに「経済大国」として海外から注目されるに至った。しかし、占領政策としての民主主義は、日本民族固有の精神的支柱を為していた尊い伝統や、習慣の良い面も悪い面も、すべて消滅させるように作用し、加えて、あまりにも急速な経済発展は、遺憾なく日本民族を物質文明の中毒患者にしてしまった。その結果、必然的に道徳の退廃と、社会秩序の混乱が生じ、数年前から一部識者から「人間回復論」が唱えられ始めた。そして七〇年代こそ民族精神の自覚による「新日本」誕生の時代であるとして、民族文化を探求し、日本の歴史を再認識しようとする風潮が生れてきた。民主主義の虚像に幻惑されがちな大衆社会の中に、この風潮を広めて行くことは容易でない。だが、戦後二十五年を過ぎた一九七一年こそは「未明」から脱け出し「夜明け」の年として「新日本」の光明を見い出す意義ある良い年にしなければならない。

と同時にわが税理士制度も、昭和十七年税務代理士法が、戦時立法の一環として生れてから幾多の変遷を経て、昭和二十六年現行税理士法にまで進展し、更に、三十一年特殊法人となって強制加入制度が樹立され、三十六年には登録権の移譲を見たけれども、国民の納税思想の高揚、国民経済の発展、税制及び税務行政の合理化、税理士業界の動向等の観点から、相当大幅な改正を急ぐべき重要事態が山積していることは周知の通りである。

十年近く放置されている税理士法の時代不適部分は、現に業務の公共性から強制加入制度が、一局一会制で危険な迷路に突入していて、非常に寒心すべき方向に進んでいる実状こそ、ここにも光輝ある夜明けを待つや痛切なることを叫んで、年頭の所感とする。

新春を迎えて

久保村　得治郎

新年おめでとうございます。会員の皆様のますますご健勝とご多幸をお祈り申し上げます。

本年はご承知の通り誠に多難な年であります。商法改正問題については皆様と同様微妙な立場にあり、改正案が社会的要請に依る必要性でも、立場が異るが故の発言と曲解されがちであります。

改正案に対する税理士会の反対理由を大別すると、当初は「税理士の職域侵害」を唱え「専業税理士は蒸発する」との旗印から、その後、「中小企業者の独立性の危機」という様に方針が転換されたのですが、それが真実ならば、中小企業の諸団体が自ら率先蹶起するのが当然かと思われますが、その様子もなく、寧ろ、その行為と経済的負担等を税理士会員が負うということでは、奇異の感を抱くの他ない。

東京税理士会六三〇〇名を擁するマンモス会において、全員一致の統一見解を得ることは困難と思われますが、然し、

商法改正反対等の資金カンパが東京会において、昨年末で、三〇%程度と聞く、公認会計士である税理士の非協力が原因と度々いわれているが、これも当を得ていない。公認会計士組の数は東京会において、二〇%弱であり、会員総数一〇〇%で前記二〇%を引いた残りの八〇%全員が賛同し拠出した場合ならば、この論理も成り立つが、未だに三〇%、残りの五〇%は……この現象を如何に説明したらよいだろうか。

幸い伝えられる処に依れば、改正案も最近相当変更され、中小企業の監査役制度等も現行法以上に手なおしされるやに聞く、若し、そうなれば、これ以上何を反対する目的があるかということになる。鉾を納めるべきときを誤らず、対処するのが肝要であり、全会員のためでもある。

徒らに被害意識をかりたて、いくら玄年であるからとて、猪突猛進をし、社会の批判を受けたりすることのないよう心掛けることが大切と思う。

大分議論だった結果になりましたが、年頭に当り、当面の問題を取上げ、所信の一端を述べ、諸兄と共に検討善処をしたいものです。

主流

商法改正と税理士

監査役制度改善を中心にした商法改正の審議が新春の国会に上提される見込が濃厚になるにつれ、税理士会の一部の反対運動は次第にエスカレートしつつある。

商法改正に対し、我々の同業の友である一部税理士により反対運動が強行に推進している現況に対し、驚きと奇異の感を拭い去ることができない。一体反対の理由は何か。

民主的社会において、言論は自由であり、事の決定は何処までも理論的論争であって、力の解決であってはならない。その意味で、反対なら反対で、万人を納得せしめる理論も求めたい。その意味で反対理由は弱い。税理士の人達の反対理由は、言い尽されてきていると思う。

その第一の理由は職域侵害論である。しかしこの職域侵害の理由のないことは、監査に従事する公認会計士は税務上の顧問は特別の利害関係に該当するものとして禁止されていることにより明らかである。

第二の理由は中小会社圧迫論である。しかし、これもよく考えてみると不思議な理論である株式会社法自体が大会社を想定しているもので、諸規定は複雑である。役員制度一つを採りあげてみても、中小企業を対象としている有限会社法又は、人的会社で任期等格段の複雑な規定をしている。複雑な規定が費用の増大になるなどの理由で、中小企業を圧迫する論をいうなら、株式会社自体を批判すべきであって独り監査役制度の改善のみを、中小企業を圧迫するとして反対することは本末転倒である。

監査制度の普及は時代の趨勢である。会計のあるところ、監査があるのは、公共的使命を務め、多くの利害関係者を保護するため、企業会計の健全育成の為に必須の条件であることを、充分に自覚すべきである。

時代の要請に応じた監査役制度の強化策としての商法改正に背を向けて、反対を叫ぶ一部税理士の常識を疑うものである。

今回の商法の改正は、税理士にとっても決してマイナスではあり得ない。その理由を考えてみよう。

先ず、直接的には、公認会計士の監査に従事することにより公認会計士は少くとも従来の税務顧問の地位を他に譲ることになる。その空席を埋めるのは、他の公認会計士であるかも知れないし、又は税理士であるかも知れない。そのいづれであれ職域の拡大には変わりはない。税理士にとっても、反対の理由は何処を採しても見当らない。

間接的には、商法監査に公認会計士が従事することは、職業会計人の社会的地位の向上と社会的信頼を深めることに外ならない。公認会計士も税理士も社会は共に一視同仁していることが多い。公認会計士としての社会的地位の向上と信頼度の深化は、即税理士の地位の向上と信頼度の認識を高めることになる。そこに自づからなる職域の拡大に連なるものがあることは否定できない。

又商法監査制度の設定により、監査思想の普及は、税理士の職場の内容を高めることに資するであろう。現在の税理士業務の内容は、税務代理を始め多くの業務内容を含むものであるが、最も主なる業務は記帳代理業務ではあるまいか。

そこに、会計事務の機械化が予想されている近い将来、業務の大半を喪失するかもしれない恐怖を抱かざるを得ない原因がある。しかし、税理士として業務内容を企業会計の健全化とその育成指導並びにマネージメントサービス等に求めるならば税理士として無限の職域が期待可能なのではあるまいか。隣の抗の延びるのを即くのが能ではあるまい。隣の抗が延びたなら、自分も負けずに延せばよいのではないだろうか。

商法改正反対として現在示しているエネルギーが在るなら、税理士としてもっと眼を他に向ける必要があることを力説したい。特例試験は一体何時まで続くのか、モグリの税理士問題はどのように対策がたてられているのか。頭上の蝿はどうやら商法改正ではないらしいことに、一刻も早く目覚めるべきである。

決勝点はあっちだ、あっちだ

赤天狗小僧

本号の特集

座談会　商法改正と税理士

基本法である商法改正の法案がいよいよ通常国会に上提されることが予測されるに至ったが税理士業界ではこの問題をめぐって賛否両論に分れた。「職域侵害論」なる税理士会の反対運動は常規を逸する感を呈して来た。そこで第一税協ではこの問題究明のため、旧ろう二十六日、八名の税理士先生をアサヒビルに招いて「商法改正と税理士」をテーマに懇談会を開催した。殊に座談会の前段は商法改正に関し税理士はどのような考えでのぞむべきか、という総論的な問題について、後段は改正後の商法が具体的に税理士にとってどのような影響を及ぼすか、ということについて意見をうかがったものである。

商法改正は税理士に有利

司会　はなはだ僭越ではございますが、私が本日の司会をさせていただきます。

本日のテーマは〝改正商法と税理士〟という関係について税理士である諸先生方のいろいろなご意見を伺いたいと思います。それでは主題の〝改正商法と税理士〟という総論的な問題でA先生からお話し願います。

A　司会者からお話がありましたが、商法改正の問題については税理士会でいま猛烈に反対運動をしているようですが、税理士の一員であるわれわれは必ずしもこの反対運動にのっかっているわけじゃないわけで、むしろわれわれは商法改正に賛成の意見をもっています。

したがって税理士会全体からみますと、反対している人がどの程度あるのか。むしろ、いまの税理士会の執行部あたりの少数の人が反対をリードしているのであって税理士全体としてはこの反対運動に反省もし、あるいは商法改正に賛成している人が多いのじゃないかと思いますので、きょう皆さんとそういう点を論議したいと思います。私自身は大いに賛成している次第でございます。賛成の細かい議論につきましてはあとで話したいと思います。

司会　A先生はご賛成ということでございます。いまのお話の通り、大局的にいえば、あるいは商法改正問題に賛成している税理士の諸先生方も非常に多いと思います。引き続き同じテーマでB先生にお話をお願いいたします。

B　税理士の立場から、こんどの商法改正がどういうことであるかという問題を考えますと、こんどの商法改正は少なくとも大会社の監査制度を中心にして改正していかなければいけないという考え方が出発だと思うわけです。ところで、大会社の監査役制度はいままで有効に働いていなかったのではないか。そのために、山陽特殊鋼のような大企業が倒産するたびにその下請や、中小企業者がつねに迷惑を被っていた。こういう事態を考えた場合に、やはりこんどの監査制度そのものをなんとか改正することによってわが国経済の健全なる発展をはかろう、ということが出発点だったと思うのです。ところが、最近の税理士会のほうで主張されることは中小企業のためにこの商法改正はぐあいがわるい、という。われわれとしては一見ちょっと矛盾した立場にあるような感じがします。

その理論の中には、たとえば従属会社の規定、いわゆる親会社が小会社を支配することによって非常にまずいという問題も取り上げられています。従属会社は少なくとも監査を人他でとのように見ているので、従属会社を監査しなければ、粉飾の根が絶えないというような点から従属会社の監査をするということであって、けっして従属会社自体が中小企業でもなければなんでもないので、実際には従属会社自体は相当大企業が多いのじゃないかと思います。

もう一つは、この監査制度が改正されると、税理士の職域が侵害されるだろう、という見方です。

ところが、公認会計士の監査をやった場合に、従属会社とか、そのほかの監査を受ける会社について必ずしも、その監査をやったために税理士業務に圧迫が加わるというようなことはちょっと考えられないことです。と申しますのは公認会計士法の中には、著しい利害関係とかいろんな問題がある場合には監査ができないということもあります。

こういういくつかの点を考えていった場合には、私は商法改正に賛成です。

司会　やはり職域という問題は非常にむずかしいことでございます。現在の日本経済は急速に伸びてきているわけで、中小企業、大企業を問わず会社の構造改善問題がその伸長に大きな役割をはたしております。

むかしの流通機構というのは人間対人間の個人的な信用によって成り立っていたわけですが、今日では企業の実態、企業そのものを対象としての取引きとなってきております。その点日本の企業流通構造内の企業組織は健全性についてまだまだ研究の余地が多分に残されていると思います。

C　現在の税理士会の商法改正反対運動の本当のねらいは、多分に税理士の職域侵害問題じゃないかと思うのです。

B　先生が言われたように、むしろ公認会計士と税理士業務を兼任の方がたが、税理士兼務のほうを縮小して、商法監査のほうに集中しなければなりません。現実の問題として商法監査の対象会社が現在証取対象でたしか二千三百社ぐらい、それが約六千五百社ぐらいにふえる。こうなると当然に会計士は総動員してそちらにかからなければなりません。もし監査にはいった場合、会計士が監査に三百日実働するとしても往査日数からいけばせいぜい二百日から二百五十日です。そのうちの百五十日を監査にさいたとしますと、税務業務を大幅に縮小しないことには、実際にはできないのではないか。そういう実情です。

こんどの商法改正の問題は中小企業に対して税理士として、当然経理の適正化という面から歓迎すべきことです。とくにこの改正の目的が大企業に対する監査といとが主眼におかれていればこそ、なおさら中小企業の見方としては商法改正に賛成していくべきではないでしょうか。

むしろ商法自体の中小企業に対する適用の仕方について段階的な擁護策という形での運動の方法もあるのではないか、それが中小企業に対して本当の親切ではなかろうか、そのような気もいたします。

司会　どうもありがとうございました。大賛成でございます。それではD先生に同じテーマでお願いいたします。

D　皆さん方が私の言わんとすることを言ってくださいました。私は長いこと税理士をやっておりまして、税理士は税理士としての社会的な使命があるということをとくに考えているものの一人です。税理士は自分の職業に高い理想と理念をもって税理士業務をやるということが主な制度なのでありまして、過去において不動産鑑定士法だとか、労務士法だとかができたときにも、必ず反対される。反対されて何んとかその資格にいくらかでも結びつこうとなさるのは非常に結構なのですが、こんどの一般法である商法の改正にこれほど強い反対をなさるというのは一体どういうことか全くわからないのが私の真意であります。

なんでもかんでも反対するということでは私は進歩がないと思うのです。ですから税理士としては自分にあまりに関係のない商法改正にこれほどまでに会の一部執行部が、反対するということはこの辺で少し考え直してもらいたい、というのが私の心境でございます。

商法は基本法である

司会　わかりました。それでは、E先生お願いします。

E　基本的には税理士が日本全国で二万ちょっとおりまして、その方がたが全員反対決議をして理路整然と闘争に向かっているというふうには私は考えていないということははっきり申し上げられると思います。

それでは、いわゆる改正したほうがいいのだと思っていながらもそういう人たちが口を封ぜられてしまっている。なぜならば会の機関を通じて決議されているために言うべきことも言えないというような実情じゃないかと思うわけです。

そこで賛成している要点は次てとおりであります。まず第一点は商法の改正は基本的なものなのです。基本的なものという理由はご存知のように、日本の商法は昭和二十五年、六年にかけて大改正が行なわれました。ドイツ商法からアメリカ商法に全面的にきり変わった。ですから基本的に変わっている。ところが変わったときに、会計監査役ということで原案が当時できておったはずでございますが、会計監査役の会計は取ろうじゃないかということで監査役になった。基本的に監査役は業務の監査もすべきなのだという考え方が日本の商法にはあったはずなのです。

今回の改正の要点である業務監査も行なってしかるべきではないかと考えるのです。

第二点は、それに伴って監査役の職域を強化することは中小企業に圧迫を与えるという説があるわけですが、これには賛成しかねます。賛成できない第一の理由は、いま第一点に申し上げた基本的に商法は改正されるべくして改正されるのだという点。第二点は経理の健全化をはかるという基本的な問題。

そういう意味から、いわゆる中小企業における粉飾決算も直さなければいけないのではないか、いうなれば経理の健全化でありますそれをどうやってはかるかといえば、もちろん役員のモラルの向上ということもありますが、その半面適法に全ての業務をやっていくこともひとつの方法ではないか両様相まっていって始めて健全化が期待されるのではないかということでございます。

次の点は、税理士と会計士は競合するんだ、あるいは競合しないという意見が出ているようでございますけれども、これは根本的に論理がおかしいわけで、競合するもしないも法律が違うのだし、それから監督官庁も違うのだし、行なっている内容も会計業務が一致しているのだとかなんだとかいっても、会計業務自身はだれでもできるのでございます。

終りに、税理士はやはり税理士としての職分を守るべきではないか。そういった観点からいきますと、今回の税理士法の改正試案に示されております。この内容についてはいろいろと私は意見をもっておりますが、とにかくそういうものにアタックして、そういうものを公表して、それを煮つめて、税理士はいかにあるべきかという前向きの姿勢については非常に賛成なんです。

以上をもって、私としてはいわゆる税理士の立場でこの改正に賛成をするものでございます。

司会　どうもありがとうございました。やはり考えてみれば、商法改正に反対をするということ自体が本質的におかしいのではないか、これには私も同感でございます。それよりは、むしろ税理士の職分を守るということ、また税理士の水準を高めるということ。これが本質だと思います。

税理士会の反対運動には理論根拠なし

E　そうでございます。

司会　それでは同じテーマでF先生にお願いいたします。

F　いままで皆さまからいろいろなお話があったので私もお話申し上げるようなことがないような気もします。

いままでの皆さんの話以外の点から考えた場合に、はたしていまの税理士が反対していることがどうなるのだろうか。はたして反対なのか賛成なのかということがいちばん切実に考えられるような気もします。その点から考えますと、いままで税理士会から発表されているいろいろな反対の根拠がありますが、その中には理路整然としたものがございませんので、反駁の点が多いような気がするわけです。この中でいちばんこわいのは職域の侵害ということだろうと思うのです。これはわれわれにしてみれば、職域がおかされるというのが私にわからないわけではないと思います。

したがって賛成の論拠を一つ一つ明確にあげてもっとPRをしてもいいのではないか。そういう前向きの方法をとるべきだという意見をもっている一人です。

いま、E先生が言ったように税理士会の全員が反対しているかというと、そうでもないと思うのです。単業税理士の中にも、この問題はこんなに反対する必要がないのではないか、それより基本法である税理士法というものを改正すべきであるという意見をお持ちの方も随分あるわけです、

われわれはそれから考えた場合に、商法改正というものがわれわれにこんなにまでクローズアップしてきたのは何故であるか執行部一部の強い意見に影響されているのではないかというふうに考えざるを得ません。ですから、現在の日税連をはじめ東京会あたりの執行部一部の強い圧力というか強い発言力によって今日の商法改正というものが引きずられてきたというふうな感を強める一人ですしたがって、私はあくまでも商法改正に賛成です。

司会　どうもありがとうございました。あらゆる面から考えて、税理士会が商法改正問題に反対ということは執行部の意見が強い。税理士の意見というものがすべて反映している結論ではないというお話でございました。これは私どもも同じような考えをもっております。G先生、同じテーマでお話をお願いいたします。

G　商法改正の進行について税理士の問題は果して関連があるのかどうかということが重要じゃないかと思うのです。税理士会は商法改正反対であるというのろしを上げて盛んに運動をやっているわけですが、改正反対の根拠については皆さまがさきほどおっしゃった通りで、あまり明確なものはないわけです。最近では、中小企業を圧迫するということがいちばん大きな理由のようになっておりますが、中小企業団体が必ずしもこれに反対をしておらない。むしろ商法改正に賛成の立場をとっている中小企業団体もあります。したがいまして税理士会が声を大にして言うように中小企業圧迫という問題はどの辺に根拠があるのかその点は明確になっておりません

最初は商法改正にいろいろな面で反対をしておっていろいろ進行しているうちに根拠が明白でないあるいは非常に薄弱であるというようなことがわかれば、税理士会の執行部は反対運動のホコを納めるのが当然ではないかと思います

アメリカは監査役がなくて、そのかわりに公認会計士が監査をするという組織をもっております。

日本も、やはり会社そのものを健全に成長させるためには業務を執行する機関と、これをチェックする機関というものを完全に独立させて、お互いに牽制し合って会社の運営をやっていくというふうな形に進めざるを得ないわけです税理士は少なくとも商法、あるいは税法という仕事に関与しているのでありますから、商法がどういう方向に進まなければならないかということは当然わかっているわけです。しかし、わかっておりながら、現在その方向に進もうとする商法改正の運動と申しますか、政府の方針に対して反対をするということはどういう結果をまねくかということを十分理解しておられると思うのです。しかし理解をしながらも、なおかつ反対を続けるということは、これは税理士として甚だ非常識といわざるを得ないのであります。その点において税理士という職業に従事するわれわれの立場から、現在の執行部に対してなんらかの反省をしていただきたいということを強く要望したいんです。

（三面に続く）

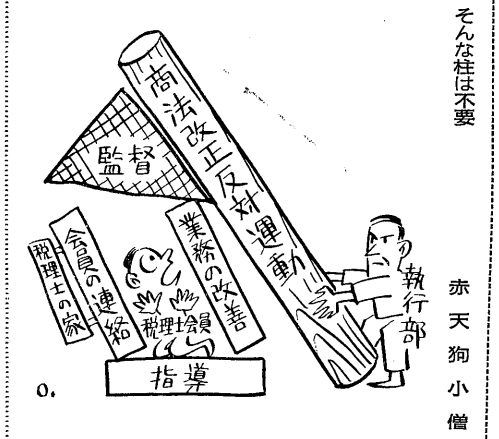

出席者

会長	税理士 中野支部	岡崎寿一
	税理士 板橋支部	大村譲
	税理士 浅草支部	小林晟祐
	税理士 下谷支部	下田友吉
	税理士 日本橋支部	千清夫
	税理士 練馬支部	長坂正輝
	税理士 荒川支部	松木利正
司会者		岡田一馬

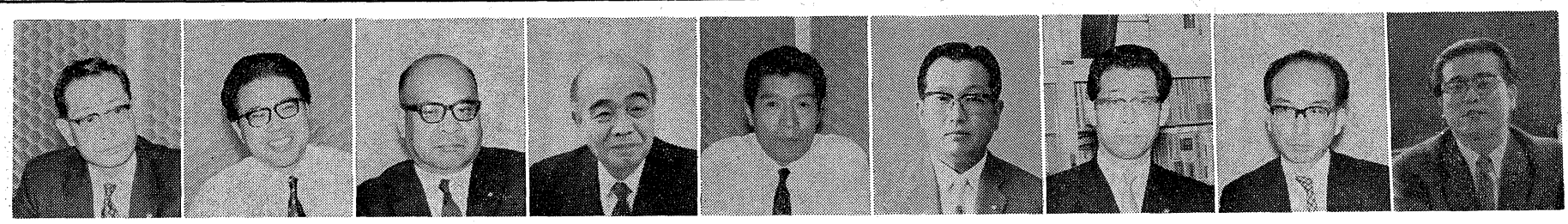

（写真は左から、岡田、大沼、千正、岡崎、下田、長坂、岩村、松木、小林の各氏）

商法改正は決して中小企業を圧迫しない

（二面より続く）

司会　それではH先生、よろしくお願いいたします。

H　複雑な社会情勢において、一つの法律が批判される場合にはそれを中心にした利害関係があるということは当然予測されるわけですから、賛成もあれば反対もあるとことは当たりまえの姿だと思っております。しかし、今回の商法改正問題について、反対の旗印の最大勢力がわれわれの同僚の税理士からあがっているということは理解に苦しむというのがいつわらない心情であります。ということは往往にして力は政治だという形で理論必らずしも理論通りにまかり通らないという事態は、過去に十分経験していることでもありますので、少なくとも私たちの念願としては無理が通るようなことであったはいかん。そういう意味でどうしても理論づけが中心であってその理論を中心にした是非であってほしいというふうに望んでいるわけです。

中小企業圧迫論ということ自体がどうも納得がいかないということは、現在の会社数は全国で七十万とか八十万とかいわれておりますが、その中で、いわゆる資本金一億円以上という会社はさきほど出ましたが、大体七千近くということになりまして、ほとんどは中小企業の会社であります。

これも商法の根本的な問題になるわけですが、そういう小会社、あらゆる規模の形態まで一括にひっくるめて株式会社法でいちおう規制することの是非はいままでたびたび問題になっているわけですそうした意味において少なくとも九割がたの中小企業の中の小企業的な会社については、本来ならば無理に株式会社にならなくてもいいわけです。会社という法人組織を戦後助成したといういきさつがありますが、あくまでも税法上の法人の特点を利用したいということであれば、何も株式会社でなくても、ご承知のように有限会社でも合資合名会社でもいいわけです

今回の商法改正も当然株式会社を対象にしているわけですから、私は何か論理が本末転倒しているのじゃないかというふうに言いたいわけなんです。

したがって中小企業の人たちがあえて株式会社にするという理由は一体何かということを聞きたいわけです。いちばん大きい理由として、株式会社は大きい会社に見える。株式会社というのは大きい会社に適用されるのだということをひとつの前提においての話があるわけなので、株式会社を自称する限りは、株式会社法上当然要求されるいろいろなものをさらに追加したところで、それが中小企業を圧迫するという論理にどうして発展していくのか、その辺はどうも私は納得がいかない。

したがって中小企業の人たちが本当に中小企業に即した法律を作れとか、または自分の反省の上で、自分たちがそういう大会社的なものがいいのだということをあえて採用した限りは、つとめて大会社的なものにしていかなければならないわけであります。

あらためてここで監査役制度が強化されるから、それが小中企業を圧迫しているのだという論理をもってくる事態に私は納得がいかない。一国の法律というものは利害関係が必ずあるのですから、賛成も反対もやむを得ないことでありますが、少なくとも私たちの税理士会の中から反対するものとしては非常に根拠薄弱なもので、世論をして納得し得るものにはなっていないのではないかと思います

一部幹部の政略にまどわされる

司会　ただいまH先生よりいろいろ参考になるお話を伺いました。たしかに現在商法改正に関する税理士会の反対運動というのは大きな社会問題となっていることははっきりしているわけで、私ども税理士が商法改正に賛成のものも多いということもひとつここで十分頭におき、自信をもった次第でございます。

それではこれより各論に入りたいと思います。二月ごろ通常国会においていよいよ上提されるということが予想されます商法改正の法案が通った場合、税理士にどのようにメリットがあるかということを想定していただいて具体的にお話していただきたいと思います。とくに商法改正問題に非常に蘊蓄の深いD先生からお願いします。

D　ご指名が最初でまとまったことが言えるかどうかわからないのですが、大会社を公認会計士が監査するということになりますし商法は株式会社全体におよぶ、中小会社に関与している税理士も中小企業を指導していくということに当然なってくると思います。そうすると税理士の社会的地位も当然上がってくると税務当局も税理士の制度を活用するという方向へいくというのは理の当然なんですが、さきほどからいろいろ話のある通り、どうも本末転倒して、いまの税理士会は税理士の社会的地位を下げるほうに下げるほうにといっているのじゃないかと思われるわけです。これが職域の闘争で始まった反対ならば、職域がおかされないということを見きわめたら、反対運動はやめるべきであるというふうに考えるのですけれども。

A　大体税理士会の商法改正反対の真意はどこにあるかという問題です。これは税理士会の昭和四十二年からの役員改選以来の運動方針を見ますと、当初は会計業務を税理士法に入れるということ、それから商法改正の反対です。商法反対も当初は職域侵害論から、いまは中小企業圧迫論にまできています。

商法が改正になれば会計士は一億円以上の会社の監査をやる。そうなると会社としても、経団連あたりが言っているように、会計士が監査をすれば税務申告はフリーパスだというふうなメリットを求めている。そうなると会計士は職域の範囲も広がるし地位も上がる。それに反して税理士の地位は低下するんじゃないかという危惧をもっているようです。税理士の地位というのは申すまでもなく、みずから税務の正しい申告をし、あるいは関与会社を正しく指導していればなんら地位が下がるどころかむしろ信用が上がると思います。

結局選挙の公約を果たそうとしているんじゃないかと思うのです。選挙のときの公約に会計士の資格を安易にとるという公約をしておりますから、その公約を果たさないと、次の選挙に敗れるからそういろんな要素からかれらは反対しているんじゃないかと思うのです。

いまの問題に移りますと、これは皆さんはすでにご承知のように会計士がこんどの商法改正が通って監査をやると、約一人二社という平均が出ているわけです。さっき七千社といっていましたが、七千社より多いようです。七千社から八千社ぐらいのあいだになるんじゃないか……いまの証取も入れてです。そうすると会計士がいま四千二百名ぐらいいますから、一人二社平均やりますと。大会社も含めて一会社が平均百日としても年二百日をつぶさなければいけない。ですから一人二社が精いっぱいだと思うのです。そうなると、税理士業務をやっている暇がない。結局会計士は監査に専念しなければならないし、またそういう態勢にもっていかなければ監査が十分できないと思うんです。今後監査上の賠償責任だとかいろんな責任が追加してきますので、そうなると勢い税務の業務を放棄してこれを税理士に渡すということになりますから、税理士でも専業の方とかそういう方の――これは職域の拡大というか、関与件数がふえるということのほうが正しい表現だと思うのです。

同じ自由職業人でありながら、相争うというのは非常に残念だと思いますので、今後はそういう観点から、会計士に関する問題はなんでも反対するというのではなしに、お互いに共存共栄の道を踏むべきじゃないかと思います。

税理士業務は益々増加する

B　メリットの問題のまえに税理士会の会則、税理士法、こういうものの中に〝税理士の使命および職責に鑑み、税理士の業務遵守および税理士業務の改善、進歩に資するため会員の指導、連絡および監督を行なうこと〟を目的とする〟と書いているわけです。会員の指導、連絡および監督を行なうということが税理士会の目的なわけです。だから、いまの商法改正運動というのは少なくとも政治運動であるし、そういう意味では、いわゆるこの税理士会会則、税理士法の目的から多少はずれているのではないか、ということがひとつの問題です。これはよほど将来を考えていかないと、税理士会そのものの存立という問題、いわゆる社会的信用の失墜というようなことにもかかわる問題じゃないかということを指摘しておきたいわけです。

メリットの問題は三つぐらいあると思います。いまA先生の言われた業務件数が広がってくるということはひとつの問題だと思います。

もう一つの問題は、いわゆる大会社は――税理士の関与しているのはほとんど中小企業です。そうすると、大会社の監査が強化されることによって倒産を予測するし、また防止することもできると思うのです。そういう意味で中小企業を擁護できるだろう。したがって税理士の関与しているさきが健全になるという問題。

もうひとつは、今度の商法改正は株式会社についてすべて適用されます。そうした場合、いわゆる監査役はだれがなってもよろしいわけです。中小企業の場合には公認会計士が必ずなるというような制度じゃないのです。そうすると税理士が会計業務を行なう――会計についての知識は専門的に相当あるということであれば、当然職域の面でも税理士が監査役になることはさしつかえないし、そういう意味では税理士業務とは別の問題ですけれども、会計の専門家としてそういう職域が多少広がってくるんじゃないか。

税理士の質的向上が先決

司会　ありがとうございました。やはり中小企業の向上というものが直接なり間接なり税理士の職域向上ということにもつながるわけでございます。

E　ちょっと話がさかのぼりますが、同じような職域―職域自体はご存知のように違うわけです。たとえばやっていることは同じでそういった観点から、いわゆる同じ職域というふうに言うのですが同じ職域の人間同士がなぜこんなにいがみ合わなければいけないか。それも一部の人によってリードをされているということから考えて、これが当初にさかのぼって非常にいかんと思うのは、なぜ当初にもっと徹底的に話し合いをしなかったかということです。これは私の過去のいろいろな経験からいくと、およそ話し合いがなかったというふうに思っています。

両会長が煮つめる。そしてある妥

（四面に続く）

みんなのねがい

赤天狗小僧

座談会　商法改正と税理士

（三面より続く）

協点まできたら、そこでお互いに譲っていく。それが共存共栄じゃないかと私は考えるんですけれども、そういうことがなかった。もしかりにそういうことがあったならば、この問題はスムースに運べたんじゃないかというふうに、私自身は残念に思うわけなんです。

そこで国会上提が近いうちに行なわれるわけですが、その段階でいわゆる税理士会として承知して反対闘争を繰り返すということはここまできてしまうと宿命だと思います。

これからもあることなんですが法案というときには関係筋とよく話し合いをしていただくということを私は望みたいわけです。

D　いまE先生が、話し合いの必要を説かれたのですが、商法の改正は公認会計士協会がイニシアチブをとって始まった仕事ではないので、われわれは受身の立場だったのですが、しかし第一次試案が発表されたころは、隔月又はひと月に一回税理士会と話し合おうといちばん最初は税理士会が費用をもちました。次は会計士協会が費用をもって話し合いの場というものはできた上がっておったのです

その後会計士協会と税理士会連合会が二回、東京税理士会が二回にわたり会議が行なわれた。

私らはその話し合いで仲よくやっていこうと努力したてですが、そのとき責任者の一人は居眠りをしているし、他の一人は始めから終りまでひと言もしゃべらない。

また責任のない他の出席者は自己の主張のみ強調して両者の意見は平行線をたどったので、私はら協会を代表して行っておりますから、意気そ喪しまして、これでは無駄だという結論になりました。実際そういう状態だったのです。

E　諸先生がさきほど指摘されたように、たしかにいちばん最初は反対はしました。反対したけれども、その理論がだんだんと変わってきている。

A　法務省が意見を求めたでしょう、あのときに税理士会として最初は反対していないのだ。

E　そうなんです、基本的には賛成なので、それをぼくは言いたいわけで、税理士会自体が公表した意見の中には、短かい文章でしたが、基本的には賛成なんだ。細部にわたってちょっと反対しているというようなお話でしょう。それが今となっては絶対反対では節操がなさ過ぎる、あれだけの大きな団体にしては……。

D　添田氏が副会長をやっているときは、仲よくやっていこうという気分がまだ残っておったんですが、改選以来全くそれがなくなったということで、その会合には連合会の専務理事の原島さんも出ておられましたし、最初はいいムードだったのですが。

司会　メリットとか、デメリットということは論外なんですね。

G　商法改正に税理士会が反対しているわけでありますが、税理士会は公認会計士協会に反対しているという線が非常に強いわけです。というのは最初の税理士会の執行部に公認会計士が非常にたくさん参加しておりました。ところが、このまえか、そのまえかよく覚えておりませんが、とにかく税理士会の役員から公認会計士を一掃しようという運動が税政連理事なり、支部長なり、あるいは支部の役員なり、会長、副会長はもちろん全部公認会計士でない税理士で独占しようという動きが非常に強くなりまして、従来の役員をなんとかして落とそうということがきっかけになって、税理士会から公認会計士を敵視するというような空気になってきました。

それから、公認会計士の職域がふえるということに対しては、税理士会はいちおう反対をしなければならないというようなことと、公認会計士という職業が、かりに有利な立場に立つようないろいろな問題に反対していこうということがいちばん基本になっているのじゃないかと思うのです。商法を改正するということに反対するよりも、むしろ公認会計士の職域がふえることに反対していると考えられます。

現在でも税理士も公認会計士も同じ水準だと思うのですが、そういう区別のないものにしようということが根本にあるのじゃないかと思うのです。

むしろ、そういうことが反対の理由であるとすれば、これは社会的大問題です。

A　商法改正というのは国家的な大きな問題で、会計士だとか税理士の職域論でこれを批判しちゃいけないと思うのです。中小企業はもちろんですし、もし中小企業に不利ならば、中小企業が反対をやればいいので、税理士の業務からはたしかに逸脱していますね。だから、商法改正問題はそういう角度から税理士会が論じているのは基本的に誤りだと思うのです。これにはわれわれ税理士会の会員の一員として反省を求める必要があると思います。

司会　当然ですね。

A　それと、そういう問題についてかれらは莫大な会費を使っています。これは税理士の会員を無視しているとぼくは思うし、税理士会に非常な損失を与えるものだというふうに考えています。これは税理士のいまの執行部の責任問題だと思うのです。自分らの本来の業務を逸脱した運動にうつつをぬかして多額な資金を投じています。しかも会員にこの運動をするための特別な会費を徴収しているというふうなことは、われわれ会員の一人として許せないと思います。

いまわれわれがこういう座談会を開いているのも、税理士会を真に愛するからであって、税理士会そのものをわれわれは批判しているわけじゃないので。税理士会の一部執行部に反省を求めるのであって、あくまでも税理士会を正常な形にもっていきたい。もちろん商法改正の問題についても正常な形でこれに賛成したい、こういうふうに考えております。

冷静な判断力をもって本末を顚倒するな

H　改正商法のメリットというか、そういう問題については皆さんのご意見でほとんど尽きていると思うんです。

あと、税理士会そのものとしては従来の考え方を捨てて、積極的にみずからの職域拡大をむしろはかるべきだと思います。私がいつも思っているのですが、たとえば特別試験による税理士登録問題だって相当大きい問題になっているだろうし、それから無資格者の関与の問題でも自分たちの職域を侵害されているのです。そうした問題こそ税理士会の身近な職域拡大の本質的な問題です。したがって何か税理士会の一部執行部は方向をまちがっていないかと思います

司会　どうもありがとうございました。

A　さっきも話が出たのですが商法改正が中小企業の負担になるという問題です。ぼくは負担にならないと思うのです。たとえば、監査役は業務監査のために費用をかけるということはないと思うのです。なぜならば、会社は従来取締役が業務監査をやっていますから、その費用も監査役に入れているわけです。そういう点もありますし、それから中小企業が従来商法に規定されているものをざっきH先生がおっしゃったように、商法の規定を守れない。だからこんど改正しても無駄だろうという意見は税理士会がそういうことを言うべきではないと思うのです。

司会　そうですね。

A　守っていないものを擁護するようなことで商法に反対するのは、税理士会の会としてそういうことを主張するべきじゃないと思っています。法を守っていないのはあくまでもわるいのであって、商法が改正されようとされまいと現行法のままでもいいから守ってもらいたいです。

司会　いまA先生がおっしゃったように、事実経費の問題は、いままで取締役でやったものを監査役がやったって、それをスライドすればいいわけですから、かからない。よしんばこれがかかったにしても、それによって中小企業の品位が高まれば、そんな経費は問題ではないと思います。

A　真意がわかれば反対しないと思います。会社が健全化すれば税務のわれわれの仕事もスムースにいくわけですから、その点ではプラスだと思います。

G　H先生がさきほど言われた特別税理士試験が、おそらくいまの税理士の業界の中では緊急の課題だと思うわけです。これを見ますと、四十二年は五千三百九十人が受験して、合格者が四千五百人で大体八三%通っています。いままでもずっとこういう傾向できていますし、ひどいときには九割以上も通っている。実際の税理士試験は二%とか三%という率で千人に満たない状態で合格してきています。そういう税理士界の実情をよく踏まいて考えた場合、いま商法改正運動にうきみをやつすべき時期ではなくて、むしろ税理士法の改正の方に重点をおかなければいけない。

ところが、どうもこの間の通常総会以来税理士法の試案を出して一生懸命やっているような格好をしているわけです。ところが事実は、たとえば「税理士界」に出ていますが〝昭和四十五年度連合会の法対策特別会計予算〟を見ますと予算総額が全部で二千九百万で約三千万あるわけですが、その中で税理士法の関係は三百三十万円しか計上していないわけです。片一方では約二千六百万円を計上しています、大体八分の一にも満たないような税理士法に対しての考え方をもって、商法のほうはその八倍の予算を計上してやっているという姿勢です。こういう考え方自体がいまの税理士会をリードしている人たちの考え方じゃないかと思うのです。

H　また改正商法のメリットという話にもどるのですが、今回の商法改正によって監査役の強化ということを通じまして、監査という思想が普及してくることは、結局税理士そのものの職域を当然直接的に広めます。

私の事務所なんかでも「あなたたちは記帳代理業的な肉体作業の報酬を得ると考えるのではなくてブレーンを売るようにしろ」といっています。あなたたちが顧問先へ行った場合の仕事が、たとえば向こうの経理マンの知識なり技術なりが相当進歩しているために、こちらの記帳代理的な仕事がなくなったといったところで、われわれの仕事はけっしてなくなったのではなくして、それからが私たちの本当の仕事であると、一カ月でもいいから税務署がやる調査と同じような調査をあなたたちがしてみなさい。それだけのメリットはあるでしょうと、いわばそうしたハイクラスの仕事に向かって税理士としては今後は大いに伸ばしていくべきだと考えております。

D　会計士は株主なり、一般社会なりに監査報告書を自分の責任において書くということが成り立つ職業であって、税理士は監査をぜんぜんやる必要がないという理論ではないと思うのです。

税理士は税務申告書が正しく行なわれ、税務監査を受けてそれが正しいということになればりっぱなものと考えます。

又、当然税理士が企業の顧問としての指導並びにマネージメントサービス等の業務いの仕事がいくらでもあると思っております。

司会　いろいろ参考になるお話を伺いましてありがとうございました。

初夢　赤天狗小僧

新春に当って

第一税理士協議会
東京会々長　岡崎寿士

明けましておめでとうございます。昨年は、わが第一税協におきましては皆さんと共に日本税理士会連合会並びに東京税理士会の健全なる発展を希い、あらゆる障害と戦ってきました。特に税理士会執行部の一部の者が先導している商法改正反対運動は税理士にとって何等関係のない問題であるにもかかわらずあだかも税理士の職域侵害であるかの如く宣伝し、専門職業人にふさわしくない方法でこれを強行し、多額の会費を浪費し、さらに友誼団体並びにその会員を蔑視し、一般のひんしゅくを買うなど著しく社会的信頼を失墜せしたので、われわれは税理士会のためにこれを黙視し得ず、その阻止に全力を傾注したのでありますが、微力にして未だこれを終息せしめることができなかった。

いま新しい年を迎えるに当り痛感することは71年がわれわれにとって如何に重大な年であるかということです。

われわれの周辺には、政治に経済に人間の生活に影響ある重要問題が山積みしております。このようなとき、商法改正反対運動の如き税理士にとり有害無益の運動に対しいつまでもかかわりをもたねばならないのか慨嘆のいたりです。

しかしながら税理士会執行部の一部では今年二月二日にこの反対運動のために国民総決起大会を開催する予定でおり、また税理士法改正問題に取りかかっております。さらに本年は税理士会の役員改選の年でもあります。われわれは、いまこそ第一税協の使命に鑑み、さらに一層団結を強化し総力を挙げてこの運動の無意味なることを全会員にPRし、税理士法改正が正しい方向で行われるよう、将又役員選挙により真に税理士会のために働いて下さる方を選挙し、速かに税理士会執行部が正常な姿に立ち戻るよう最善の努力を払わねばなりません。

それによって税務行政の円滑なる運営とわが国経済の発展に寄与することを希うものであります。

どうか第一税協の会員を始め一般の税理士会会員の方々の御理解と御協力をお願い致します

終りに臨み皆さんの御健康と御発展をお祈り致します。

世界GNP第二位の日本にふさわしい商法を！

三輪三郎

今、日本は非常な勢いで大飛躍している。それはやがて第一位になるための当然の過程であり、多くの歴史に見られるような、未踏の実験であり、古いワラジは、新しい大きな靴に履き替えねばならぬ、簡単明瞭なる帰結である。

商法改正においても、平地に波乱を起すような、改悪でないこと勿論である。なぜなら次の諸理由によるからである。

①山陽特殊鋼問題に端を発し、富士銀行十九億円事件に見られるように、社会一般の与論と趨勢は健全適正なる会計にあり、これを律する監査であり、これを行なう制度強化であり、一企業に委ねてはおけぬ社会問題であること位は一般人として多少とも関心のあるものは、直ちに到達する結論である。

②右の見地から法務省民事局の商法改正案要綱試案が発表され、同試案に対する意見を、裁判所、35の大学学部、経団連、日本中小企業団体連盟、日本公認会計士協会、日本税理士連合会等の61％の各界団体に、照会され、その結果昭和43年9月から11月にわたって裁判所、12の大学学部、47の団体から、その大部分が賛成されて今日に至っている。いわば国民の総意である。

③歴史的に見るも、商法の改正は、昭和25年の大改正以来、30年37年、41年と何度も改正されているが、37年の改正とともに、規制の最も重要なものは「会社の内容を適正に、利害関係人に公開する」いわゆる「ディスクロージャー」制度であり、その根本精神は「粉飾は悪である」ということに外ならないところに、注目すべき意義があり、倫理性がある。

税理士も職域拡大

④公認会計士も税理士もともに大歓迎すべき改正である。(イ)証券取引法で公認会計士は、同一の会社について監査業務の外に、税務業務を行うことはできないとされていると、同様に、商法監査の場合にもこれが踏襲されることになっていること、及び(ロ)被監査会社が増加すれば、既に従事している税理士業務も、放棄することとなろうから、税理士の職域は大幅に増加することになり、公認会計士も、税理士も、ともに活躍する舞台は従来のそれとは、比較にならぬ程大となる。

⑤監査役の権限強化、従来はやもすると、有名無実であった監査役に、会計監査の外業務監査をも行なわしめ、更に監査役は(イ)取締役会において、違法な決議がなされることを、事前に防止する為(ロ)取締役の職務運営に関し、法令違反などの問題がある場合、その行為を止めるように、請求し、更には、解任のための、株主総会の開催の請求権等、監査役の独立性の強化が図られ徐々ながら魂の入った制度に移行する、等々。

要するに、日本は、特に産業経済的に、堂々世界に伍して大成長を遂げつつある現状において、これらを律するところの商法は、世の進運とともに当然に改善、改正されねばならぬことは、経営に参画するものは勿論のこと、多数の識者とともに、税理士、公認会計士をとわず、われわれ全職業会計人の双手をあげて、賛成するところであり、否一致団結して、これが国会通過に全力投球を惜ってはなるまい。

税理士会の在り方について

内藤安巳

◇

単位会或は連合会という組織はその会を構成する会員の利益の増進及び資質の向上、並びに統制を維持するのを使命とする機関であるべきである。それが社団であろうと特殊法人であろうと、その使命は同列である。

その機関が会の目的を逸脱した方向に会員を指導してゆくことがあれば、会の統制を会自らが破壊するにほかならない。

会の統制が弛緩すれば、そこに党中党を生じ、現在のある政党にみられるが如き派閥抗争の醜くさを再現することとなり、会をして収集のつかないありさまに陥らせる恐れがある。

会は全会員の意志を代表して前記目的を遂行することが、正しい在り方である。

◇

日本税理士会連合会の現在の施策は商法改正案反対運動と税理士法改正案にしぼられる。税理士法改正案は多数会員の利益につながるものとして、吾々は更に研究すべきものと思うが、商法改正問題は税理士会々員の利害関係とは何等直接関係あるものではない。

日税連は、中小企業が吾々と密切な関係にあるので、監査制度の強化に伴う商法改正案に反対するというのが事由である。元来この法律案が、真に中小企業を圧迫し、その負担に耐えきれないというならば、中小企業各団体が自ら率先して反対に立上っている筈である。にもかかわらず、直接関係の薄い日税連が中小企業界をリードして反対運動の指揮をとっているのは、誠に不可解であり且つ連合会としての目的から逸脱しているといえよう。

◇

単位会または連合会が推進する施策は極めて重要であるのに鑑みその施策を実施するに当たっては全会員の総意によるものとし、単なる理事会決定などにとどめず、必ず総会の決議によるべきものとすべきが妥当である。

商法問題なども、けっして全会員の総意によるものとは考えられない。現にわれわれの所属する第一税理士協議会の会員は、これに反対しているのである。

日税連及び各税理士会は、山積する税理士業務の直面している問題についてのみ、会員の利益のために努力することこそ、本来の在り方であるはずである。

税理士からみた商法改正

××税理士

私は税理士試験という「表門」を通って、税理士となった一人である。私から見ると、弁護士、公認会計士、試免、認定、税代、特合、特認等は、いづれも裏門通過者であって、今やその数は、圧倒的に表門を凌ぎ、あたかもこれが表門の観を呈している。

私は税理士でありながら、商法改正には大賛成である。公認会計士のなかにも、税理士の裏門に類する特試、特例はあったが、それ等は過去のほんの一駒の実施期間に過ぎなかった。その反対に税理士は今後更に裏門の拡張工事を迫られている現状である。いわば尻に火がつき、頭の蝿も追えないのに、商法改正反対を叫びつづけている。税理士の資質向上、税理士法の改正など、問題は山積しているのに、他を排撃するのに躍起となって、憂身をやつしている様は寧ろ滑稽にさえみえる。

私は前に商法改正の賛成者だといった。税理士には、それに類した業務が他にあるにかかわらず、公認会計士だけを目の仇にしている。偏見といわざるを得ない。羨ましくなってみよ。われわれ同志のなかにも、第二次、試験をめざし、更に第三次試験のために、勉学にいそしんでいるものの数は多い。このような強い見解を持っているのに、敢えて税理士会に訴えることのできない わが身が悲しい。それは何故か？ 灼熱した鋼鉄に、数滴の水を注げば、質の硬化するのに役立つ以外の何物でもないことを知っているからだ。しかし、この 意見に 賛成の税理士は、数滴 どころか、次第に その水量を増している。税理士諸君よ！ 眼を足下に落せ！ 資本金一億円以上の会社や、従属会社のなかには税理士以上の才能を持った会計担当者がいて、われわれの入る余地のないものが多い。たとえそのなかに公認会計士兼税理士の顧問がいたとしても、利害関係者として監査はできないのだから、税理士の業務件数は拡大こそすれ侵害されるなどというのはあたかもすすきに怯えた平家の武士といわざるを得ない。数尾の狼のため石顧左べんしつつ、それに従っていく税理士と名のつく羊の群のいかに弱いことよ。

税理士法改正試案の研討会

去る一月十二日午前十時より午後五時まで税理士会館において各支部並びに税理士会内部の任意団体である婦税連、青税連、専税協第一税協、桜友会の五団体が参考人として出席し、それぞれ日本税理士会連合会作成の税理士法改正試案について意見の開陳があり検討した。わが第一税協よりは会長が出席した。なお第一税協の意見書はニュース「第一税協」に掲載する予定であったが、なお検討すべき点があるので今回は見送りとした。

事業活動推進に就て

第一税協は創立以来第三年目の後期となり、ますます活発な活動を展開しつつありますことはご同慶に堪えません。

第四年目は前年に引続き税理士会の正常化への努力並びに税法の改正その他業務充実のため種々な研修会を開催し会員の資質向上を計りたいと存じます。

なお、これらの諸活動を推進するための具体策を広く会員から忌憚のない意見をお寄せ下さいますようお願いいたします。

訂正お詫び

当紙前号における高田正康氏祝辞の中で返事を過半とし、深大を深甚と訂正してお詫び致します。

清水満　八王子市台町一三五　電話（二二）五〇四七
村松良市　国分寺市内藤一一〇一四一　電話（七二）三〇三七
上山五郎吉　武蔵野市境二一二一三　電話（五一）一二三六
海老美与治　港区六本木四一八一八　アロハビル四階　電話（四〇四）〇八九一～三
小林好覚　文京区本郷四一二五一六　電話（八一四）八五五一
有賀徳寿　台東区浅草六一三五一八　電話（八七三）七九八三
浅見孝　中野区上高田四一四一　電話（三八六）三六三六
丸山潤次　豊島区北大塚二一十二一十二　岡ビル　電話（九一七）五一〇一
丸山修司　北区赤羽西三一三四一三　電話（九〇〇）三五五～六
飯沼清夫　足立区梅田七一十五一二　電話（八八六）八二八二
石田鉄三　墨田区八広三一十五一十　電話（六一一）五一四六～九
田中正盛　大田区多摩川二一十六一五　電話（七五〇）六一五二
村上正雄　世田谷区下馬五一二一八　電話（四二一）四四八七
三枝潮　世田谷区豪徳寺一一九一三　電話（四二九）五三八一
本名進　世田谷区奥沢五一十六一十　電話（七一八）〇一七六
加藤定徳　渋谷区道玄坂二一三一二　大外ビル五階　電話（四六三）七二五一～三
川田浩之　新宿区諏訪町二六一八　電話（二〇二）三七一一
山口嘉夫　葛飾区高砂八一二九一二　電話（六〇七）一〇〇五
鈴木満　江東区深川新大橋二一十二　電話（六三四）四六五六～七
河合貞司　江東区大島二一三〇一十四　電話（六八一）八四七六
古川龍治　八王子市台町四三四　電話（二二）二四六七
村野武明　立川市高松町三一十一一十三　電話（二二）三二九三
竹崎徹　武蔵野市吉祥寺本町三一三一六　電話（二二）三六四一

編集委員（役員を除く）
石井巌
松木正輝

日本税理士会連合会 日本税理士政治連盟に公開質問状

日本税理士会連合会
東京税理士会

会長　溝田澄人殿

昭和46年1月18日

第一税理士協議会東京会

会長　岡崎寿士

われわれは、会の正常化と業界の健全な発展を念願して、同志的結合のもとにこれまで地道な活動を重ねてまいりました。しかし、貴執行部は会員たるわれわれの声をも黙殺し、常軌を逸した会務執行となっています。われわれはこれ以上黙視することはできません。会の民主的運営をかちとるため具体的な行動を起すことになりました。

つきましては、まず、貴執行部の会務執行に関して下記の諸点について納得しがたい点がありますので、ここに紙上をもって公開質問をいたします。質問点はいづれも、当第一税協会員のみならず一般会員の多数も疑問とされているところであります。会の民主的運営の証左として、昭和46年2月末日までに明確にご回答下さるようお願いいたします。

1．商法改正反対運動は税理士法並びに会則に違反していると思いますが、執行部はどう考えていますか。

（理由）税理士会の目的は、税理士法第49条第2項で「**税理士の使命及び職責**にかんがみ、**税理士の義務**の遵守及び税理士**業務の改善進歩**に資するため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行う」と定められています。また日税連並びに東京税理士会の会則においても、同文をそのまま引用して、それぞれ会の目的としています。

この目的にうたわれている**税理士の職責**は、税理士法第一条によると、納税義務の適正な実現と納税道義の高揚にあり、商法改正と何の関係もありません。また**税理士の義務（業務）**は同法第二条によると、税務代理・税務書類の作成・税務相談を行うことにあり、これまた商法と何の関係もありません。したがって、**税理士業務の改善進歩**とも関係はありません。

このようにみますと、現執行部の商法改正反対運動は、税理士法並びに会則に定める目的を、明らかに逸脱しているものと考えます。

2．商法改正運動の現況は、税理士の社会的信用を害するものと考えますが、執行部はどう考えていますか。

（理由）まず第一に今回の商法改正は企業経理の適正化によって企業の健全化をはかろうとするもので、これの実現はわが国経済の健全な発展に必要不可欠の要件であります。したがって、商法改正に反対すること自体が経済社会の進歩発展に逆行するもので、識者は税理士の社会人としての良識を疑っています。

第二に、執行部は、中小企業があたかも商法改正に全面的に反対しているごとく宣伝していますが、多くの中小企業者並びにその団体の指導者は、大企業の経営の健全化は中小企業の利益につながるものとして、むしろ改正に基本的には賛成の立場をとっており、単に運用面で中小企業の実情に即した弾力的取り扱いを望んでいるのが実情であります。

このような中小企業の真意を曲げて反対運動を行うのは、執行部が中小企業の利益擁護の名の下に反対運動の一手段として中小企業を利用しているにすぎないからであります。

このような反対運動を続けて、中小企業の健全な発展に寄与すべき税理士の社会的信用を維持できるでしょうか。

3．普通会費の10,000円値上げは、会則違反であると思うが執行部はどう考えていますか。

（理由）第12回定時総会における説明によると、10,000円のうち業務改善費たる3,500円の内訳は、(イ)労務士対策費500円(ロ)税理士法、商法対策費1,000円(ハ)税政連会費1,000円(ニ)協同組合出資金1,000円となっています。

このうち(ハ)と(ニ)は別個の任意団体の会費及び出資金を普通会費として全会員から強制的に徴収しようとするもので、会則違反であります。また(イ)と(ロ)は税理士会の目的外の費用に充当するものでこれまた会則違反であります。その妥当性はともかく、かりにこのような内容の会費を徴するとしても、普通会費として徴収することは、会則第57条に違反していることは明白であります。

4．東京税理士会及び日本税理士会連合会の収支決算・予算について次のとおり質問します

(イ)東京税理士会昭和44年度一般会計中の税理士制度改善に要する経費等について

東京税理士会の昭和44年度一般会計収支計算書中、税理士制度改善に要する経費1、343万余円及び同年度法対策特別会計中、未払金支出1、474万余円、合計2、817万余円は同年度中の税理士政治連盟への寄付であるとのことであります。かかる多額のものを会費として強制的に徴収したものから、税理士政治連盟に寄付することは、先に述べたとおり税理士会の目的に逸脱することになると考えます。税理士に政治連盟は、別に会費を同連盟の会員から直接徴収すべきであります。

従つて、われわれは、現執行部の責任において、税理士政治連盟から税理士会に返還することを要求します。もし税理士政治連盟からこれの返還がなされないときは、不当支出として現執行部が税理士会へこれを返還すべきであると考え、これについてのお考えを質問します。

(ロ)日本税理士会連合会昭和44年度法対策特別会計について

同特別会計の支出額は、4,402万余円となっています。

これについて第一に、冒頭に述べたようにかかる支出は連合会の会の目的に反することを指摘いたします。すなわち連合会は政治団体ではないのであり、このような膨大な予算を使って、会員にいかなる効果があったかを問いたいのです。聞くところによると、商法改正案は、今回の通常国会に提出される予定だそうです。おそらく国民経済の適切な運営のため、この法案は予定どおり国会を通過することと考えます。万一、会期が短いためなどの原因で通過しないことがあったとしても、政府筋では正当なこの法案を通過するまで提案するとのことです。このような状況において、現執行部はいつまでかかる膨大な運動費を費消して活動を続けるのか質問します。

又、絶対に商法改正阻止が実現すると確信してやっているのかどうか？もし、確信しているとするならば、確信できる事実を具体的に明示されるようお願いいたします。

第2に、4,402万余円の支出のうち商法改正決起大会費1,477万余円、特別対策費560万円の支出内訳を具体的詳細に明示して下さい。

第3に、同特別会計の不足金は1,691万余円となっておるところ、これの補填について、法対策特別会計の一元化によって行なうことになっており、この主ものは、社労資格審査会特別会計、前年度以前の法対策特別会計の剰余金により補填するとなっているが、このうち社労資格審査会特別会計剰余金1,033万余円については、当然受益者に還元すべきものであって、これを補填に充当すべきではないと考えますがいかがですか質問します。

第4に、連合会の現執行部は、この支出額4,402万余円を不当支出であるから連合会に返還すべきと考えますがその意思があるかどうか質問します。

(ハ)連合会の45年度法対策特別会計予算について

第1は、昭和45年4月1日より「法対策特別会計」に一元化されたことによる剰余金952万余円は、予算の支出上どうされるかお伺いしたい。45年度予算には繰越金として計上されていませんのでお聞きします。

第2に、同予算の支出内容をみると、税理士法改正対策費330万円、商法改正対策費1,620万円、商法改正反対運動のための税理士政治連盟交付金1,000万円、計2,950万円となっています。もとより税理士法及び会則に反するという意味で、この予算には全面的に反対であります。ただこの内容をみて、税理士法対策費が商法反対対策費の約8分の1ということはどうでしょうか。現執行部は真に税理士会々員のことを考えているか、その基本的な姿勢に疑問を感じますので質問します。

日本税理士政治連盟

会長　川口清殿

日本税理士政治連盟東京地区連合会

会長　内田雄三殿

昭和46年1月18日

第一税理士協議会東京会

会長　岡崎寿士

現在、税理士政治連盟は、税理士会会員とは直接利害関係のない、商法改正の反対運動に狂奔し、税理士の社会的信用を失遂し、多額の会費を無駄使いしております。税理士政治連盟規約第6条によると、税理士会会員は当然に政治連盟会員になるとされています。政治団体の強制加入ということは成り立たないし、又、現状では、われわれは政治連盟に加入する意志もありません。

さらに、次の点について税理士政治連盟に強く疑問を感じ、現執行部の不信任を主張する次第であります。これについてどうお考えかを、ご回答願います。

1．税理士政治連盟東京地区連合会規約によると、最高議決機関であるところの大会を構成する代議員は、支部に所属する毎年7月1日現在の会員50名に1名の割合で選任されることになっています。ところが、この代議員が選任されたことも聞いていないし、誰がなっているかも知りません。実態はないのではないでしょうか。もしあればいつ選任されたか氏名を発表し選任方法を明らかにしてもらいたい。又ないとすれば、この政治連盟東京地区連合会及び日本税理士政治連盟の存立基盤はすべて失なわれることになります。なぜならば、規約によると役員の選任、運動方針の採択、予算決算の承認等の決定はすべて大会においてなされねばならないからです。

2、政治連盟の会計年度は毎年7月1日から翌年6月30日となつています。又予算及び決算は大会承認事項になつていますが、未だ大会で承認されたことも、また、その内容が公開されたことも聞いておりません。この収支内容を具体的に詳細に公開することを要求します。

3、次に昭和45年7月1日付「税政連」によると商法反対支援募金の収支予算として9,690万円の収支予算を決定しています。これは総務会の書面審議で決定し、大会決議事項だから所要手続を経て、大会提出議案とするとあります。しかし現実には収支予算の大会決定をまたず募金を開始していることはどういうことですか。会員不在の税理士政治連盟の実態をあらわしたものといえます。

4、大会は、最高議決機関として、毎年1回、定期大会を会長が招集することになつています。しかし、われわれは大会が何時招集され、いかなる決定がなされたかを聞いておりません。この点を明示することを希望します。

昭和44年中には大会の開催はされていないのではないでしょうか。もし開催されていないとすれば、現在の業務執行はすべて無効となり、税理士政治連盟の政治運動は一部の執行者の独断専行であることが明瞭となります。

★税理士会の
正常化をはかる
★中小企業をようごする

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

第一税協

昭和46年5月15日（土曜日）　第3号

発行所
第一税理士協議会
東京会
東京都中央区日本橋江戸橋3―5
郵便番号103　朝日ビル
電話千代田（271）8759
発行人　岡崎寿士（一部50円）
編集人　岡田一馬（年極500円）

目次

『公開質問状』の回答遂に出せず

税理士会、税政連の一部執行部

本年一月十八日付で、日本税理士会連合会、東京税理士会会長溝田澄人氏及び日本税理士政治連盟、同東京地区連合会会長宛に、第一税理士協議会東京会会長岡崎寿士名で「公開質問状」を配達証明付で発送し、二月末日まで回答をするよう要望した。

その主な内容は次のとおりであった。

東京税理士会、日本税理士会連合会にたいし、

一、商法改正反対運動を税理士会で行なうことは、税理士法並びに会則違反であると思うがどうか

二、商法改正反対運動は、税理士の社会的信用を害すると考えるがどうか。

三、会費のうち業務改善費として①労務士対策費五〇〇円、②法対策費一〇〇〇円、③税政連会費一〇〇〇円、④協同組合会費一〇〇〇円を徴収しているのは会則違反ではないか。

四、東京税理士会、日本税理士会連合会の収支決算、予算についての疑問点。

日本税理士政治連盟、同東京地区連にたいし、

一、税理士会会員は当然に政治連盟会員となるという強制加入の規約の無効性について。

二、政治連盟最高議決機関の代議員選任方法の無効性について。

三、政治連盟の予算、決算の公開について

四、政治連盟大会の招集及び決定事項の公開について

これにたいし、税理士会常務理事会においてはこれの回答について論議がなされたが回答しないことになったと聞いている。

第一税理士協議会東京会としては、これらの質問事項は、わが第一税協の会員のみならず、一般の税理士会々員も疑問視するところである。われわれは執行部がこの質問状に誠意ある回答を示すことで、会の民主的運営を裏づける絶好の機会になると信じていた。しかしながら遂に回答がこなかったことは、逆に現在の税理士会が一部の執行者の独断的な偏った会務運営を行なっているとしか考えらないこととなった。

とかく従来から、東京税理士会では関本、天野両副会長を中心とするグループが内部を壟断し、会長指名の常務理事は自己に反対するものはこれを排除し、常務理事会、理事会の発言も押え、自派によって有利に動くものを中心に据えているという。まさかという気もしていたが今回の無回答によって事実であることが判明してきたわけである。

又、先に掲げた質問事項について、回答がなかったことは、われわれの主張である会務運営が税理士法違反、会則違反、社会的信用失墜となっているという事実を認めたことになり、さらに決算内容の疑惑をますます深めることになった。このまま現執行部に会務運営をまかせることは、税理士百年の計を誤まることになる。

この際、税理士会の選挙を通じてわれわれの意志を表明し、これに対処すべき時期に来た。

会長添田氏、副会長久保村氏を推薦決定

東京税理士会選挙

第一税理士協議会東京会では四月十七日午後役員会を朝日ビル会議室において開催した。

一、東京税理士会選挙の件

先づ岡崎会長より東京税理士会選挙について現況の説明があった。今回の選挙では会長立候補者として、溝田現会長と添田正夫氏の立候補が確定しており、それに副会長候補は、われわれ公認会計士兼業の久保村得治郎氏、桜友会の内藤、専税協の橋本、二瓶、関本、天野各氏という顔ぶれである。

添田正夫氏は、支部長懇談会の多数の支持をうけ、専業税理士、桜友会、第一税理士協議会東京会を中心にした「税理士会を正常化する会」の応援を得て選挙戦を展開している。

副会長候補の久保村氏については、前回昭和四十四年五月、第一位七百四十四票を獲得したが、この内訳をみると公認会計士兼業の票は四百三十票前後であったとみられ、残りの三百十余票は一般の税理士の票である。又公認会計士兼業の投票率は極めて低く四十九パーセントとなっている。今回は通知に移行したり、会費滞納の関係もあり若干公認会計士兼業の票は減少している。

次に、商法改正を中心として、公認会計士と税理士との軋轢が深まり、税理士法改正と会計業務の挿入の問題、特別税理士試験による税理士急増と質の低下及び業界の競争激化等々、今や税理士の業界は問題山積して何一つ解決の方向にむかっていない。このことは公認会計士兼業者にとっても由々しいことであって、無関心を装っているわけにはいかない。

このような現状をふまえて役員会は次のように推せん決定した。

会長候補者　添田正夫
副会長候補者　久保村得治郎

添田会長候補にたいしては、第一税協として公認会計士兼業の立場を訴え、政策協定なりスローガンにこれを盛り込むよう申し入れることにした。副会長候補としては公認会計士、税理士として、商法改正問題で従来より税理士会内部において孤軍奮闘している久保村得治郎氏を強力に推す事とした

二、新聞発行の件

「第一税協」第三号を発行する件について協議を行なった。去る一月一八日第二号の発刊に際し、税理士会の正常化、民主化を目的として、「公開質問状」をかかげてこの回答を二月末日まで行なうようもとめた。しかし遂に回答がなかった。これに対処して、第一税協としては一応この結着として本紙にこれをかかげてみたいということを役員全員一致了承した。

また、税理士会の正常化についての座談会開催の件も了承された

三、商法改正その他

商法改正のその後の経過については、状態が刻々変化してつかめないのが現状であるが、法制局において商法改正案が第四読会を完了し、法案自体の準備が整った。自民党の法務部会はとおって、政調会にあがり、水田会長の裁断でこれを通過、総務会に何時かかるかというのが現状である。うまく行けば今回国会にかかることもあり得る。もし今国会に提案されなくても自民党の段階は終了し、次の国会は直ちに提案されることになる。

以上で役員会は終了した。東京税理士会の選挙は決して、われわれとして他人事ではないので、現在の溝田体制に楔を打ち込み、税理士の業界を民主化するよい機会である。会員はこのことを認識して、好むと好まざるとにかかわらず添田、久保村両氏を応援しよう

主流

税理士会の正常化

われわれは、いま日税連及び東京税理士会の正常化を叫ばねばならないことを悲しむものである。そのよって来たるところは一部役員が中核体となって会務運営を独断専行していることで、その実体については既にわが第一税協の新聞並びに設立趣意書、声明書等により報道した通りである。彼等は己の野望を達成せんがために誓約書等により役員会を統制し、さらに総会等の決議に多数の委任状を利用して意のままに決定する。

また執行部と会員間のパイプである税理士界新聞は彼等の御用新聞と化し、反対意見は抹殺される。従って一般会員は常につんぼ座敷におかれている。このような体制のもとで、理由なき商法改正反対運動を起し、国会及び街頭で鉢巻姿のデモを行い、新聞のチラシ広告による宣伝等全く自由職業人には曾て見られない醜態を暴露し一般識者の顰蹙を買い社会的信用を著しく失墜した。また会費を不当徴収し、この理論的根拠なく、ただ商法に公認会計士の名称がのることによって税理士と公認会計士との間に社会的地位並びに信用に格差の生ずることを慮れてのことで自己卑下的妄想より出発している、また税理士法を改正して会計業務を加えようとする運動も、公認会計士への橋頭堡を築こうとする意図に外ならない。このように邪悪の道を無理押しせんとする反面税理士会本来の目的使命については何一つ見るべき実績をあげていない。

われわれはこのような実状を全会員に認識して貰うために過日公開質問状を出したのであるが二月末日の指定期日を過ぎる今日まで何等の回答がないので、彼等は、そこで指摘した問題点について、その非を認めたものと解せざるを得ない。わが第一税協は昭和四十二年以来税理士会の正常化に最善の努力を続け今や漸くその効が表われ一般会員の間から正常化の声が澎湃として起ってきた。

時恰も役員改選期に当り、正常化の最有効手段として独善の中核にある役員を篩落し清新にして正常化に熱意をもつ立派な役員を選出するよう会員の一段の奮起と慎重な選択を要請したい。希くばこの運動により税理士会の運営が一日も早く正常に復することを。

生徒「答えると仲間にリンチされるよう、ウェーン」
赤天狗小僧

本号の特集

座談会／税理士会正常化を
いかに推進すべきか　2P～3P
公開質問状の回答出せず　1P

座談会 税理士会正常化をいかに推進すべきか

現在税理士会は執行部（一部）の独断的運営と、商法改正のゆきすぎたる反対運動が原因して、これらが会を分裂の危機においやっている。

第一税協では税理士会の役員選挙を前にして、新役員の構成による正常化をねがって、正副会長立候補の諸先生を、去る四月二十四日午後二時より、日本橋精養軒に招いて、その意見を聞くため討論を主とした座談会を開催した。

出席者

第一税協推薦会長候補	添田正夫
第一税協推薦副会長候補	久保村得治郎
桜友会推薦副会長候補	内藤光夫
専税協推薦副会長候補	二瓶龍美
第一税協会長	岡崎寿士
第一税協副会長	大沼長清
第一税協会員	松井博
〃	松木正輝
〃	岡田一馬
（司会）	

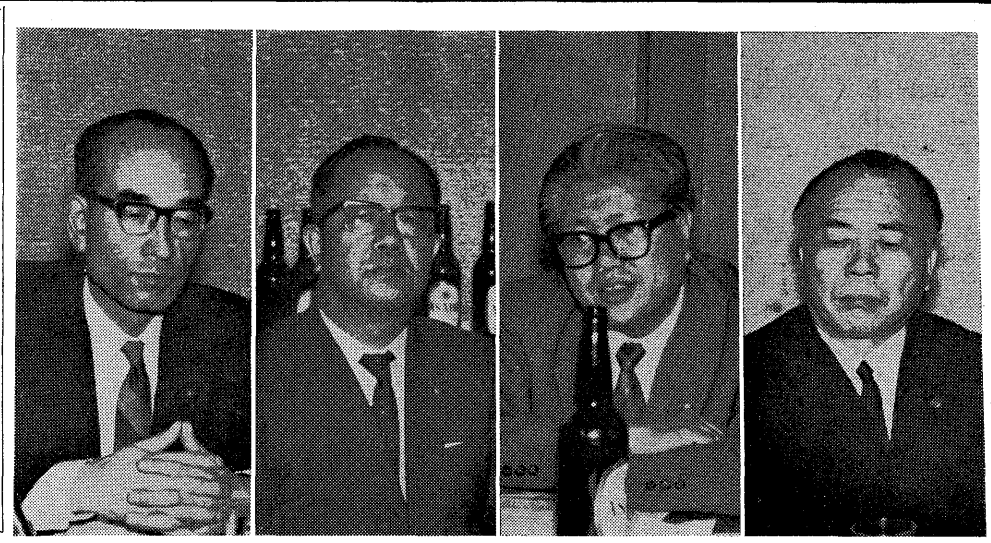

第一税協の統一見解

岡田　それでは、さっそく座談会に入らせていただきますが、「テーマは税理士会正常化の推進方法について」ということでございます。第一税協の統一見解につきまして、岡崎先生よりちょっとご説明をいただけたらと思っております。

岡崎　税理士会の正常化というテーマで、統一見解ということでございましたが、まず、私たちが考えているのは、税理士会そのものを問題にしているのではなく、税理士会連合会なり、東京会、その他われわれの属している税理士会に対しては、非常な愛情を持っておりますし、それがゆえに現状をいかに改善するかということに苦心しているわけです。しかも税理士会のうちでも、執行部全体ではございません、いわば一部の執行部の方が、税理士会を独断専行している。それは私たちが説明するまでもなく、会費の乱費だとかあるいは不当会費の徴収だとか、商法改正の問題のときは、私たちが税理士の立場からして考えても、何ら商法改正は税理士に影響のない問題だとわれわれは考えています。税務に関係している公認会計士は、利害関係人として監査ができないということを厳守しておりますから、そういう点から全然税理士会に悪影響を及ぼすものではない。私はむしろ税理士会にとってプラスだと考えているわけです。

ことに、税理士会が行なった商法改正反対運動のデモとか、新聞の折り込みのビラだとか、そういうのはどうも税理士という立派な先生方のやる行動ではないと考えておりますし、そういういろいろな面から見まして、税理士会をいかにすれば正常化するかが今後の問題と考えます。

溝田内閣は独裁・独善的である

岡田　ただいま岡崎先生より、第一税協の統一見解の話がありました。続いて久保村先生に同じテーマでお話を伺いたいと思います。

久保村　はっきり申しますと、前田幸蔵先生が会長をおやりになり、次の三宅会長の途中までは、税理士会も正常でした。会の運営にしましても、常務理事会にかけるものは、まず正副会長会で総務部長を入れて、必ず議案というものを審議して、正副会長と総務部長との合意の上で、その議題というものを常務理事会に出したわけです。

ところが、四十二年に溝田会長が実現してからは、正副会長会というものは全然ない。そして常務理事会には議題をそのままポコンと出す。常務理事会の議決権といえば一本だけですから、当時は十二名と五名の十七名、溝田会長の二期になって十五名、六名の二十一名で、その中の一本でしかないという状態になり、議案をどこで考えたのかということを、私どもは非常にふしぎに思いました。溝田会長出発のときに企画室をつくりましたが、その案に私は反対していたわけです。内容が会長のブレーンであって、最近は秘書的な役割だというんですが、常務理事が兼任している部長がやる前の仕事を特にやるんだという意見だったんです。

私はそれなら企画室には正副会長を入れた企画室にしろということを主張したわけです。四十二年七月三日の第一回のときに、そういう説明で正副会長を入れてという約束だったんです。ところがそれから以後は企画室に入ったこともないし、相談もないんです。溝田氏とそのブレーン四、五名でいろいろとプランを立てて、それを常務理事会で決定してしまう。

そういうふうなことで商法改正等の問題につきましても、昭和四十三、四年の十二月に九段会館で第一回の国民大会をやりましたが、その際にもデモ隊のA隊長に橋本氏、B隊長に私がきめられていました。私は常務理事会に、いろいろものをきめるときは、当然本人の承諾を得た上できめるべきで、承諾を与えないものに対してはぼくは一切出ないと言ったわけです。

それから会費についても、会長は五万円、副会長は三万円、常務理事は二万円、支部長、理事は一万円、普通会員五千円という話がありました。商法改正案はなぜ税理士の職域とかち合うか、公認会計士は会計士法、税理士は税理士法で業務はきまっている。公認会計士といえども、無断では税理士業務はできないわけです。理論的にどこにあるのだという観念があるから、デモ隊と特別資金カンパも筋が通らないから一切しないんだと言ったんです。

ところが、理事会の決定に従わないのか、それでは東京税理士会の規律委員会にかけて除名をすると同時に、会の役職を追放するということでした。それで私は、やるならやれ、けんかは売りたくないけれども、とことんまで税理士会の内情をはっきりさせるから大いにやれと言ったら、そのままになってしまったんです。

ある支部長が、公認会計士だから聞くのではなく、税理士会の会員として聞くんだ。商法改正案に税理士の職域侵害がどこにあるか。勉強不足だから教えてくれないかという質問があったが、商法対策委員長であり、東京会副会長の旗野氏は全然回答ができないんです。

要するに税理士感情からいってどうにものめないというんです。税理士感情で法律は左右できない。

このようなことで会は先日の渡辺議員の見解、その他のものがすでに法制局にしても、証券局にしてもあれだけ譲歩して一億円の資本を三億円にもっていくとか、監査役制度も大幅に緩和されたとか、利害関係人の制限も明確にする。ただ、今度の商法のなかに利害関係だけ載らないということに不安をもっているという主張です。一応そういう状態になってきたところでわれわれとしては、今後税理士会の最大の目的は税理士法の改正ではないかと思います。税理士会の第一次試案は一部を除きまことにけっこうですが、そこまではとても〝百年河清をまつ〟で無理ですが、とり急ぎやるべきことは多々あると思います。そういうものを大いに支持してくれるような国会の議員なり、そういう人たちの進めた試案をのめということを再三いわれている。それでも蹴ってしまった。

これも常務理事会でいいましたが、商法の大綱の中に公認会計士という名前を入れられることは困るので別にすべきだという。

それから、税理士会としての申し入れの希望は、国会関係に、監査人は公認会計士または監査法人または学識経験者をもってするということも申し入れてある。学識経験者を入れるというのはどういうことか、これこそ人のことまで容喙する問題ではないか。問題は、いまの執行部そのものが、渡辺試案に至るまでの問題、日税連の理事会で紛糾した問題、その前の常務理事会の問題、正副会長会でも十対三で収拾しろということをきめたのがやっていかれないというような経過も、税理士会報には全然載らないわけです。ところが、関東信越会の会報では、はっきり武田会長がこの事態を詳細に述べている。最近、東京地方会では朝日会長が自分の会の全会員に同様のことを述べている。然るに東京会では経過を会員に訴えずにあくまで職域の侵害だということで、いつまでも騒いでいることは会のために、今後の税理士法改正並びに全会員の向かうところに障害となるのではないかと思っております。

税理士会を正常にもどせ

岡田　ただいまの久保村先生のお話によると、いろいろ税理士会内部で問題が多いようですが、引き続き添田先生より、同じテーマでご抱負をお聞かせ願いたいと思います。

添田　今度の正常化をすすめるということにつきましては、あとでその具体的な例は述べていきますけれども、税理士会は一応構成としては強制加入であるという観点から、役職につく人は十分考えていかなければならない問題です。現状の税理士会の執行部を見ると、会員に何ら浸透していないという問題が、まずあげられてくると思います。また、東京会といたしましては、正副会長、常務理事、理事会、支部長会があるそのなかでいちばん会員に直接接触するのは、支部長であると思います。ある問題を会員のために実行するというような場合にはやはり各支部長に一定のテーマなり、支部長からの提案を伺った上で、もう一度支部会員のほうへもどしてみると、そういうところでいろいろな発言があると思います。各支部におきまして、大体会員の直接意見というものをまとめていただければ、それによって支部長会を開催する、正副会長、常務理事会において十分検討して理事会にはかるというように、まんべんない機構の利用をすることが必要だと考えているわけです。ややもすると二、三の執行部の方で、強制入会だからわれわれがきめて、それをみんなにはかって、もし反対するなら多数決でいこうというようなことであると、民主的ではなくほんとうの専制化した問題になってくる。それでは会員に対するサービスとしては満足いかないだろうと考えているわけです。

それからたまたま正常化を進めるということになったのは、今度具体的な例をあげますと、商法改正にも十分問題があるのではないか。

商法改正の問題と税理士法改正の問題については、私が手をかけたわけです。専務理事をやめる年に税理士法については、四十四年十二月の国会にぜひ提案するのだから、答申をまとめてくれというので、まだまだ検討の余地はあったのですが、急拠まとめて一応の答申を経たわけです。しかも今度は商法改正が優先し、これが正常にいけばけっこうな話なんですが、皆さんもご存じのようにデモにまで発展したという問題がございます。その間に、われわれ会員の浄財を費やしているわけです。そういう点から考えると、商法改正の問題はやはり会員のすべての意見をもっと重視しながらやっていけば、そこまでいかなかったのではなかろうかと思います。

商法問題ということから、本来の税理士の業務、税理士法の改正というものが失われていってしまうだろう。これは大問題ではないか、商法改正は税理士との関係は直接にはどういうものかを考えなくてはならない。しかし、商法改正は、昭和二十五年以来、監査制度問題については十分検討されて、監査役制度についても二十五年当時から問題になってきている。政府自体も急遽やることについては考えもあったと思います。その途中においては野党のほとんどの議員たちは会計監査を徹底にすべきであるという意見で、社会党の横山議員とかいろいろな人がおりました。そのうちに特殊鋼事件が起きたわけです。

やはりそういう点では、大会社が小会社を利用しながら、そういうことが起こってくるのであるということであれば、一層強化しなくてはならないという話は、政界では十分に尽くされておったと思います。ただ、職域の争いだけではないと考えています。

それから会のあり方にしても独裁であってはいけない。会員の隅々まで執行部のあり方は知らせるべきだろう、会長は会員に対して絶対的な奉仕者でなくてはいけないと考えております。

明ろう会計をのぞむ

岡田　引き続き同じテーマで、内藤先生、よろしくお願いいたします。

内藤　私が四十年と四十二年の二期に理事をやりましたときに、溝田会長が新しい執行部をつくりましてそのときに税理士のための税理士会という、非常に明るいことをスローガンにされたのですが、結局、理事会の進め方の会則で、「常務理事は会長が指名することができる」とうたっていたものを、あえて、「会長が指名する」となおしてしまいました。

それについて私は理事会で再々発言もし、そういうことは独断専行になるおそれがあるから違法ではないのかということで、会長宛に抗議文を出しまして、弁護士も通じてやったんですが、会の田中弁護士からの回答もあり、ついにこれは違法ではないということになってしまったんです。

それから普通ですと任期二年ですが、やはりこれを一年にとりかえました。たくさんいるから一年交代でやってもいいということですが、その詳しい事情は常務理事会でないとわかりませんし、われわれはつんぼさじきに置かれてわからなかったわけです。

二期目もそのようなことで、おれのいうことを聞かなければ、いつでもすりかえるというようなおどかしとか、選挙におれのほうに投票すれば、次は常務理事にしてやるというような話もありました。

それから、税理士会の総会においても、会員六千名のうち、常時総会に出席する人は数百名です。

溝田内閣が始まってからは会計経理方法を変え、担当者以外には内容がわかりません。

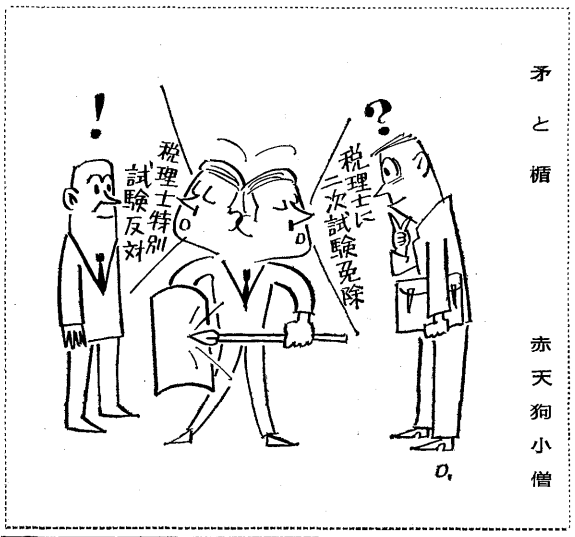

矛と楯　赤天狗小僧

（前ページからの続き）

車の借賃についても日本交通、国際などの会社を調べればわかることですが、一時間で帰すのと、五時間も六時間もただ駐車場に置くのとでは、各部で使いますから年間相当大きいのではないか。こういうふうに会員の金をむだに使っているということが想像できますけれども、われわれ一般会員には何らそういうことが説明されておりませんし、具体的なことを要求するには、三分の一以上の要求がなければ聞けません。何としても経理の公開がいちばん望ましいことだと思います。理事会のあり方、会則の変更とか、選挙では必ずお互いにのしり合いが始まりますから、誹謗してはいけないというような規則もありましたが、これも削られてしまいました。

政治連盟の一人七百円の会費についても、われわれの業務なり税理士会の改善のためということになっていますが、ほとんど一方的にきめられて使われているということですので、われわれ会員と税理士会とのつながりが切れております。

税理士会は分裂している

岡田　ただいまの内藤先生のお話のとおり、税理士会の会員と執行部の連携がとれていないということです。

同じテーマで、二瓶先生のお話を伺いたいと思います。

二瓶　青年税理士連盟の役員となりまして、専税協ができたときに会員でした。

税理士会を正常化するということで、われわれがいちばん考えなければいけないのは、税理士会の会員というのは強制加入であるということ。それから税理士会の会員のなかには、いろいろな資格を持った人がいるんだということをはっきりわきまえないとまずいのではないかということです。

専税協、第一税協、桜友会、それぞれ税理士になるための過程が違いますと、考え方もいろいろ違うと思います。そういうグループがそれぞれの利益を税理士会の中に反映させようということを、競争的にやることは非常にいいことではないかと考えておりますが、ただ、そういう人たちが集まったひとつのグループが、税理士会の実権を全部握ってしまうことはいけないと考えます。

税理士会の中にはいろいろ派閥があり、専税協の役員の方から、お前は支部懇とかいう連中からおされて立候補するなんていうのは、とんでもない話だ。お前はだまっていれば二年後には副会長に推薦するからがまんしていろ、将来は会長に立候補するんだから何も支部懇のような人たちにおされて出る必要はないではないかと、二瓶君が副会長に出たいのなら、なぜもっと早くいわないか、十日とか一週間前ならだれかとかえて推薦して、専税協から出すというような話です。それからもっと進みますと、ここ二年間は目をつむって、いまの溝田内閣はいいことをやっているんだという前提でだまっていれば、お前を何々部長にしておくから、二年後には自然と税理士会の役員になれる。

今度、もしそういう人たちにおされて出て失敗したなら、お前の政治生命は一生なくなると、まさに強迫がましいことをいろいろいわれたわけです。

それから税理士会が置かれているなかで、いちばん重大なのは、税理士会が分裂の危機にさらされているのではないかということです。もし、この政策をこのまま続けていきますと、会員の人たちを無用に押しやってしまう。そしてあとについてこれないような政策になってしまうと考えています。その考えのいちばん大きなショックというのは、商法改正問題で執行部がとっております反対運動に対して、対外的に四十四支部の支部長のうち、二十何人といういわば半数近い人たちが、執行部の方針に反対だという。ほんとうはそういう意見は執行部がよく聞いて意見の調整をして対外的な活動をすべきだと思うんですが、そのまま直接政府あるいは国会のほうへ表明されてしまった。これはゆゆしき問題だと思います。

最後に商法の問題ですが、私は出身の関係で皆さん方からは批判が出るだろうと思いますけれども私自身は税理士法の中に本質的になってできる仕事ではないかと考えております。たまたまいまの税理士法上では、会計士の資格をとると、税理士の資格が取れるというような法律そのものが根本原因になっているのではないかと考えます。

商法の問題については、はっきりいいますと、三十九年に試案が発表され、四十一年ごろ前田幸蔵先生が会長のときに、私は商法の対策委員会副委員長をやっておりましたが、そのときに日税連の意見書はこういうふうに出ております。

商法上の監査役制度を強化するということは、基本的に賛成しなければだめなのではないか。世論に訴えてもいまの監査役で、果たして正常な監査ができているであろうかという考えで、基本的には監査役の制度の協定には賛成しなければならない。ただし、税理士の職域からいって、商法の中に会計監査人制度を導入するということは絶対反対だという意見書を出しておったんですが、いつの間にか全面反対に変わってしまったのです。

たとえば、第一税協の先生方が専税協は全面阻止、全面反対であんなことをやったらどうなるんだと見ておりますが、強硬派も、これではまずいが何とかして最大限のものを得たところで妥協するという意味の争点に動いていることは事実です。

どんないいことをやっていても半分の人がついてこなければ通らない。みんなの意見が一致したところで通ったほうがいいのではないかというような考え方を持っております。

それからもうひとつ重大なことは、税理士会というのは前の税理士法改正のときもそうですが、いつも会が二つに割れてしまう。時の執行部がやっていると、必ず一定のグループをつくって、それに反対して、対外的にも税理士会は二つの頭がある。三つの頭があるということになる。今度の場合も完全にそうです。結局は何もしていないのと同じことになります。みんながまとまっていけるような政策を打ち出していかない限り、税理士会というのはいつまでたっても、人に笑われるような団体から抜け出しきれないのではないかと考えているわけです。

写真は二頁右より添田・二瓶・内藤・久保村の各氏、三頁右より岡崎・松井・松木・大沼・岡田の各氏

試験制度は厳正に

岡田　それでは時間もだいぶ経過しておりますので、第一税協の諸先生方には五分見当でお話を伺って、あと、問という形にもっていったらよろしいかと思います。

松木　ぼくは質問をしたいと思います。いま、いろいろと諸先生方からお話があったわけですが、

（一）商法改正自体はどうしても必要なんだということは、時代の流れではないかと思うんですこの流れの中でさおをさして、はたして税理士会自体がプラスになるかどうかということが、ひとつあると思うんです。

（二）税理士会としていちばん心配しているのは特別税理士試験の問題を何とかしなければならないのではないかと思います。

（一）今度の商法改正になぜこのように感情的に反対するのか、その裏に何かあるのではないかと考えているわけです。

これらの問題はおそらく公認会計士と税理士には格差があるんだという考え方にあると思います。われわれがかんぐる場合に、何とかしてここで特別措置をもうけて、公認会計士に税理士がみんなだれ込もうと考えているのではないかと思うわけです。そうした場合に、ぼく自身は税理士法改正を何とかしてもらいたいと思うわけですが、そういう段階で会計業務を入れろとか、職域の調整の問題をする。そういう観点のあるところにそういう問題を持ってくれば、必ずあつれきが生じてくるだろう。この問題をどう考えるのかを、特に添田先生、二瓶先生にお伺いしたい。

二瓶　日本の国の試験制度で悪いのは、特例だとか、特別試験だとかがたくさんあることです。最初にきめた試験制度を混乱させないでやれるようにする。したがって特例試験のようなものはできないようにする。専税の考え方もそういうものをつくってなだれ込もうという考え方は、いまはないと思います。それから税理士試験についてもそうです。もう特例試験の時期ではないと思います。現状では資格試験の意味がない。そういう意味でそれを早く解消していきたいと考えています。

ただ現在税理士試験に合格して会計士試験を受ける場合に税理士試験に合格したという実績が全然考慮されていない。そういう意味で、たとえば税理士試験に合格し、一定の年数がたったら三次試験が受けられるようにするとか、あるいは二次試験のうちの共通科目は免除するというような点の話し合いはしていけるのではないかと思っております。

松木　そうすると、税理士法の中における会計業務の問題はどうですか。

二瓶　税理士法の中における会計業務は、前の政府の税理士法の改正案に入っておりましたので、それはぜひ入れていきたいと考えております。

松木　信頼関係のないところにその問題を出しますと、必ず問題が発生するということを、ぼくは強調しておきたいわけです。いま試験制度の問題につきましてもこれを出すことは、わ見われは絶対反対であり、公認会計士と税理士との間に、また相当強烈な摩擦が生ずるということを十分に承知しておいていただきたいと思います。

反対運動に反対

赤天狗小僧

税理士の向上が先決

大沼　いまの税理士会の現状を見た場合、執行部の派閥問題をお聞きして、初めて知って、そういうものかと驚いたような次第です。ということはそれを裏返しますと、執行部の人たちとわれわれとは何も関係がないといえるのではないかと思っております。そういう意味でコップの中の風にならないようにぜひお願いしたい。私たち一会員からいわせると会員のためになる執行部であればいいわけですから、その間に感情的なものが入ったり、主義主張のしこりの残ったものができて、会の分裂的な動きをされていったのでは、かえって会のためにならないわけで、あくまでも会員からお願いしたいことは、税理士全体の社会的地位の向上をはかるための会であってほしい。

会費は年間三万円で、相当膨大な金額になることは事実だし、こういう会を運営するためには金も相当必要です。しかし会員の利益のためにどれだけ還元されているかということになりますと、まことに心さびしいものがあります。そういう意味で内部的な問題よりも、われわれがお願いしたいのは税理士全体の対外的な信用なり、地位向上の突破口を見つけてもらいたいということです。たとえばいまの試験制度しかり、もぐり会計事務所の問題しかり、租税審判所の構成員になって、租税審判の判例をつくるような状態に、税理士が加入するような問題もあるだろうし、それから私がふしぎに思うのは、税理士会はたしか「税理」という雑誌の実質的な編集責任を持っていると思いますけれども、税理士の方の人材開発があまりされていないというふうなことから見て、まだまだ会員に勉強なり、発表の機会を与えるべきだと思います。もっと対外的に活躍する面はいくらでもある。そのほうに全力を傾けていただいて、税理士の社会的地位を上げるように、ぜひしてもらいたい。

会の活動方向を変えよ

松井　まず、溝田内閣ということばが出ておりましたが、溝田内閣ができてから税理士会というものの、あり方が、非常に過激というのか、会員を無視した会の方向づけが行われたと言っても、決して過言ではないと思います。

現在の税理士会のあり方を率直に考えてみますと、税理士会は一局一会制度が大前提になっているわけです。しかも税理士会、会計士会とも強制加入であり、それはすなわち会員のための会でなければならない。それがごく限られた執行部の力が強く、各支部から選出された支部長や理事が、執行部の一員として参画しておっても、俗にいう過激派の連中から発言さえ無視されてしまって、あたかも多数政治だと称しながらも、少数意見として否決されてしまう。一体執行部は何をやっているんだろうということから、まず不信感が出てくる。限られた執行部の方によって運営されるということ自身を改善しない限り、いかなる理論を並べてもまずだめでしょう。税理士会はひとつであるべきでそれを何々会というようなグループをつくらせるようにしたのは一体だれだ。この責任をぼくはあえて追及したい。こういう考え方です。

久保村　先ほどからいろいろとお話があったんですが、税理士会報の三月一日号に、税理士会は職域論を超越してやっておるわけです。先ほども妥協の点を非常に見つけているというんですが、これは今度の向こうの選挙文書です。これに商法改悪阻止に全力をそそごうとある。こういうところのニュアンスが、会員には真相が知らされていないというところが大きいと思います。関信なり東京中央会のように、会長みずから真相を伝えておれば、その会は真相を知って総意で動いていますから強いんです。ところが、東京税理士六千五百名の中でこの真相を知っているのはいくらもないというのが現状じゃないかと思います。

それからこれはぜひ希望したいことですが、当然そういうお考えでしょうけれども、税理士会が正常化された場合においては、第一税協は解散されるだろうし、専税協とか何会というものもみんな解散して円満にいくというのが、本来の目的ではないかと思います。それから、とても税理士会などにいられないといって飛び出した方々も、正常化された円満な会になった場合には、皆さんにもどっていただいて、昔のような円満な税理士会になるようにと念願しております。

そうなるには、これから私たち幸いに当選させていただいた場合には、大いにそれに努力していきたいと思っております。

岡崎　問題は内藤先生のほうの関係の、特例試験です。理想としては試験制度確立のためにこれは廃止すべきだと思うんです。ところがこれは相当な抵抗もあると思いますし、一ぺんに改正することは無理でしょう。相当な経過期間をもうけてこの試験にかわるべき何かの方法を考えないと、ぐあいが悪いと思います。

それから商法の問題について、会計士協会と調和点を認めるなんていう、こんな変な六項目ほどのものがあるけれども、これは全然だめです。商法の問題は税理士に関係ないという前提ですから調和なんていう問題はない。ただ問題は、会計士協会なり、税理士会が、今後共存共栄をして円満にいこうという表示でいってもらいたいと思うんです。

会計業務の問題は非常にデリケートですが、税理士会のほうはいかに考えておられるのか、よくわかりません。会計士兼業の税理士であるわれわれの想像では、専税協も桜友会の方々も会計業務を税理士法に入れることに賛成だろうと思うんですが、それによって、将来会計士試験の特別試験なり何かそういう特別な方法で会計士の資格を安易に得ようという底意があるんじゃないかという疑惑を相当持っています。それは溝田さんが選挙公約で言っております。

やはり、お互いにお互いの職業を尊重して、相侵さないという考え方でないと、共存共栄はなかなかむずかしいと思うんです。

税理士会を正常化するという同一の目的で、きょうはお集まり願いました。税理士会を正常化する会まで生まれたということは、傾向としては非常に喜ばしいことだと思いますので、今後とも皆さんのご健闘をお願いしたいと思います。

岡田　それでは長時間熱心にご討議いただきまして、まことにありがとうございました。これで座談会を終らせていただきます。

論壇

真に税理士の地位を向上させるものは何か

松木正輝

一、はじめに

今や税理士の業界は商法改正をめぐる反対運動によって大きくゆれ、その事態の収捨に苦慮している現状である。又一方では税理士法の改正が懸案としてありながらここ数年なかなか緒につこうとしないため、多数の特別税理士試験合格者を出し税理士が急激に増加した。このため競争が激化して倫理的にみて、どうかと思われるようなことも、まま発生している。このようなとき真に税理士の地位を向上させるのは何かということを、検討してみるのも無益ではないと思う。

二、資格取得の要件を厳格にすること

私は昭和三十二年簿記、財務諸表論、昭和三十三年法人税法、所得税法、事業税に合格したものとして税理士試験をじかに体験した。この立場から現在の資格取得のあり方に矛盾を感じ怒りをさえ覚える。

税理士法第三条の資格取得の要件には、一、弁護士、二、公認会計士、三、税理士試験に合格したもの、四、免除規程に該当するもの、さらに附則において資格認定特別税理士試験の制度がある。

第一に形式的にみたとき税理士法の第三条の配列は、第一号に税理士試験の合格者をもってくるべきである。税理士法がいかに税理士試験の合格者にたいして正当な扱いをしていないかが分る。

第二に四号の免除規定は一部正しいものといえない。特に、法律学、財政学の修士課程を修了したものは税法、商学の修士課程を修了したものは会計学を免除していることに問題がある。

第三に付則三十項において当分の間特別税理士試験を行なうとして、税務官庁の勤務者にたいして（二十年以上従事）これを行ない、九割から八割の合格者を出し、毎年数千人の税理士登録資格者となっている。もともとこの条項は、計理士のために設けられたものと聞いている。その目的は一応達成し、しかも当分の間とうたいながら際限なく続けるということはどうであろうか。税務官庁従事者にたいしては、本則の第八条に相当広範な免除規定があるから、これで充分である。

このようなものを廃止して資格取得の要件を厳正公平にすることは、税理士の質を向上させ、ひいては税理士の社会的信用をたかめることになる。

三、倫理をたかめ規律を厳正にする。

厳しい試験を経て税理士となったものにとっては、苦るしみと努力の後の栄冠であってみれば、その資格を大切にし、業界に及ぼす影響を考慮しながら行動する。税理士が税法を扱う職業専門家ということを各会員が自覚していれば不祥な事故は起らない。

しかし、最近業界の過当な競争のためか品位を損う噂を耳にしたり、新聞でさわがれたりする。一体これはどういうことであろうか。外にたいし正しい発言をする場合でも、業界内部で規律を厳正にすることが第一である。特に税理士数急増によって、関与先の獲得の懇請が露骨に行なわれる事態を税理士会はどうみているのか、どう対処するのかを問いたい。

四、おわりに

本来、商法改正問題は税理士には直接にかかわりはないと思う。むしろ間接的にみると、企業経理の健全化、倒産防止、公認会計士の監査移行にともなう関与先の移動などがある、これらは税理士としては観迎すべきことである。

現税理士会執行部は税理士法違反、会則違反の行為をし、億にのぼる会費を無駄使いし、会の円満な運営を欠いてまで商法改正反対運動に浮き身をやつす必要はない。それよりも真に税理士のためになるのは何かを考えるべきである。

税理士が特例をもうけて公認会計士になることが、税理士の地位の向上になることでもない。それは税理士も公認会計士も、共倒れになるだけであることも銘記すべきである。

税理士はその資格取得の要件を厳正公平にし、倫理の向上をめざしてこそ、その地位向上につながるものと信じる。

税理士会の役員たるものは、いずれにもかたよらず、全会員の発展向上のため会則諸規制に基き、また組織とルールを厳守し、円満にして秩序ある会に一刻も早く復すべく努め、新会長を補佐することが私の主張であります。

会員各位の心からなるご支持をお願い申しあげます。

久保村得治郎氏略歴

一、長野県出身
一、日本大学商経学部商業学科卒業
一、計理士登録
一、弁理士登録
一、税理士登録
一、公認会計士登録
一、税理士制度二十周年記念式典祝賀委員長
一、東京税理士会常務理事・事業部長
一、東京税理士会常務理事・総務部長
一、日本税理士会連合会常務理事
一、東京税理士会登録調査会委員
一、東京税理士会会館建設副委員長

現在

一、東京税理士会副会長
一、東京税理士会税理士法改正委員会副委員長
一、日本税理士会連合会常務理事
一、日本税理士会連合会税務訴訟委員長

●税理士登録年月日／昭和二十六年十二月二十三日
●事務所／板橋区仲宿五三の一

東京税理士会副会長立候補にあたって

久保村得治郎

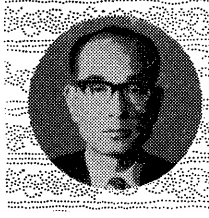

私は、今回の東京税理士会の役員改選に当り、先輩ならびに友人諸兄のご推薦により、税理士会の現状を憂え、**円満にして秩序ある同会の運営を期すために**、敢えて再び副会長に立候補いたしました。

ここに所信の一端を申し述べまして、私の立候補のご挨拶といたしたいと存する次第であります。

税理士制度施行以来二十九年の間、顧みれば、いく多の難関を、その都度適切に対処されて、税理士会の方向を誤らなかった諸先輩のご努力に深く敬意を表するものであります。

当面する商法の改正問題につきましては、会員の総意をどこに結集するかということがポイントであります。

渡辺議員案にもあるとおり、資本金は三億円以上に、監査役制度も現行法以上に、また利害関係等も明確に制限されることとなり、職域侵害を主張する側からみてもその危惧が遠のいた修正案の提示となりました。

然るに、日税連はこれが収拾について、正副会長会の大多数の賛成をも無視し、尚〝**職域論を超越して**〟あくまでも全面反対で阻止しようとしています。（日税連会報「税理士界」第五一九号三月一日発行参照）

東京税理士会員が他会（関信越税理士会・東京地方税理士会）の会報により、初めてその真相を知らされるが如きは甚だ遺憾であり、私はかかる時にこそ、執行部は糊塗的な弁明をせず、率直に、その真相を赤裸々に会員に報告し、その批判見解を求め、会の正しい指向を決めるべきものと思います。

徒らに、被害意識や危機感をあおり、その時機を失せんか、諸先輩のこれ迄築かれた税理士会と税理士の社会的地位と権威に傷をつけ、あまつさえ、税理士法の改正問題に不利を招くが如き愚は全会員のためにも、とるべきではないと考えます。

この困難な現況において、会の役員たるものは、いずれにもかたよらず、全会員の発展向上のため会則諸規制に基き、また組織とルールを厳守し、円満にして秩序ある会に一刻も早く復すべく努め、新会長を補佐することが私の主張であります。

会員各位の心からなるご支持をお願い申しあげます。

久保村得治郎氏略歴

一、長野県出身
一、日本大学商経学部商業学科卒業
一、計理士登録
一、弁理士登録
一、税理士登録
一、公認会計士登録
一、税理士制度二十周年記念式典祝賀委員長
一、東京税理士会常務理事・事業部長
一、東京税理士会常務理事・総務部長
一、日本税理士会連合会常務理事
一、東京税理士会登録調査会委員
一、東京税理士会会館建設副委員長

現在

一、東京税理士会副会長
一、東京税理士会税理士法改正委員会副委員長
一、日本税理士会連合会常務理事
一、日本税理士会連合会税務訴訟委員長

●税理士登録年月日／昭和二十六年十二月二十三日
●事務所／板橋区仲宿五三の一

編集後記

毎日晴れたり降ったり、じめじめした日が続いている。締切日が近づくと天気など問題にしてはいられない編集委員は夜おそくまで頑張っている。

機関紙「第一税協」も第三号を迎え、読者の方がたにはっきりした性格を知っていただいたものと信じている。

現在税理士会の像は、会員の一人としても、運営、会計等あらゆる面でなっとくできない事ばかりである。

時あたかも役員の改選期となったので、各団体の推せんする正副会長立候補の諸先生と第一税協有志先生を招いて、会の正常化推進問題をテーマに討論会を開催したのであるが、各先生の意見は少なくとも「商法改正反対ではない」ということに集約できた。

ねがわくば税理士会の刷新のため新役員の登場をのぞむものである。

ご寄稿のお願い

「第一税協」ニュースの発行も今回をもって第三号となりました。

今後、税理士会の正常化のためにより一層努力して紙面の充実をはかっていくつもりでおります。

そこで、会員皆さまの幅広いご意見を掲載したい所存ですので、どしどし原稿をお送り下さいますようお願いします。

論壇、会員の声は百五十字づめで10枚程度に、また随筆は7枚程度にご執筆をお願いします。

★税理士会の
正常化をはかる
★中小企業をようごする

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

第一税協

昭和46年8月25日（水曜日）　第4号

発行所
第一税理士協議会
東京会
東京都中央区日本橋江戸橋3―5
郵便番号103　朝日ビル
電話千代田（271）8759
発行人　岡崎寿士（一部50円）
編集人　岡田一馬（年極500円）

目次

税理士会の正常な運営を期待する『第一税協』！

揺れる税理士会
その原因は？　責任は？

去る五月二十日東京税理士会選挙の結果、あらたに添田氏が会長に選出され、六月二十五日の定期総会終了後新役員が就任した。しかし、その前途は困難であり、このことが、もっとも象徴にあらわれたのは日本税理士会連合会々長候補推せん及びこの会長選挙の議決権行使の問題である。

紛糾を重ねる理事会

この経過を簡単に振りかえってみると、

六月二十三日　大阪合同税理士会々長川口清氏、東京会役員に日税連会長推せん依頼文書配布。

六月二十八日　常務理事会で添田会長の日税連会長立候補、原則的に了承。同日理事会で紛糾時間切れ、審議未了。

七月一日　常務理事会で添田氏の日税連会長立候補推せんを賛成十二反対六で決定。

七月五日　日税連会長立候補締切日。理事会開催、前回同様紛糾し時間切れ審議打切り、東京税理士会としては日税連会長立候補者を推せんできないこととなった。この日「差出人不明の文書」事件について林謙三理事の発言問題化

七月十二日　大阪会川口清氏再度、日税連会長立候補推せん依頼文書を東京会役員に発送。

七月十九日　常務理事会、午後三時から五時まで、ホテルオークラで開催。日税連会長選考の議決権行使を含む日税連関係の審議は同日午後一時から五時まで関本、天野、波多野三副会長名で招集していた緊急役員総会の出場者が、常務理事会に乱入し、その混乱のため審議不可能となり、時間切れ閉会となった。

七月二十一日　日税連総会、日税連会長に南九州会々長木村氏当選、川口清氏落選、東京税理士会の六千数百票はこれに棄権した。

八月四日　常務理事会では日税連理事、監事、委員の推せんを正副会長と総務部長に一任し、八月七日これにもとづいて理事二十七名、委員十二名などを正副会長を含み全員承認。

八月九日　午前の常務理事会で八月七日の決定を全員一致で決定然るに午後の理事会で日税連理事二十七名のうち正副会長及び常務理事会の決定を無視、反対されたため西尾祐男、増田進の二名を除き、二十五名を推せんと決定。

また、日税連では専務理事一名をおかず、東京地方会々長朝日氏名古屋会々長北川氏を専務理事事務取扱とすることに決っている。

このように税理士会は紛糾し、本年五月の選挙以後混乱をつづけている。なぜこのような事態となったのか、また、誰に責任があるのかを、この際考える必要がある。

日税連会長に誰を推せんすべきか

昭和四十四年七月溝田前会長は会員数からも地理的にも東京税理士会々長が、日税連会長に選任されるのが当然であるとの趣旨のもとに、日税連会長に就任した。しかし、今回はその溝田氏を推した勢力が、添田会長の日税連会長就任阻止に全力を傾注し、さらに大阪合同会の川口清氏推せんを東京税理士会の理事会に提案しようとした。このためには手段を選ばずに、会則及び会務執行細則に違反して緊急役員会を関本、天野、波多野三副会長名で招集し、常務理事会に理事が乱入する。林理事は鑑定書を発表して、添田会長が怪文書の発送人であるようなことを理事会で表明するといったことを行なう。

この会長選任議決行使について日税連会務執行規則の第六十四条二項に「会長に選任すべき者の選定に当っては、会員の過半数の意思を反映するよう努めなければならない」とある。いわゆる三副会長招集の「緊急役員総会」が乱入した東京会理事会はまさに会員の意思を反映させ得なかったといえる。少なくとも添田氏は東京会々員の信託をうけて会長に就任したはずである。

もし関本、天野、波多野グループがこの会員の決定に不満があったとしても、民主的ルールによって決定がなされた以上、これに従って添田氏を日税連会長候補として推せんするのが、会員の過半数の意思を尊重することになる。これを無視して前述のような行動をし紛糾の原因を作っていることは、関本、天野、波多野グループが会員全体のためを考えて行動しているとは考えられない。むしろこれらは会を私物化し専断しているものである。

権力への癒着と商法改正反対運動がねらい

このように目的のためには手段を選ばないような行動をつづける理由はどこにあるのか。これを追求してみると、先づ商法改正反対運動が上げられる。商法改正反対運動も最初のころは、一般会員もよく意味が分らず、税理士会の力を誇示することによる感情的な満足から、これを支持していたことときょうすもあった。

これを巧みに利用して、関本・天野・波多野グループは東京税理士会、日税連、税理士政治連盟の中枢をにぎり、その尨大な予算を駆使して商法改正反対運動に狂奔しはじめ、昭和四十四年春の衆議院選挙には億に近い金を支出し、黒い噂も喋かれた。この間、このグループは名誉欲を利用し、税理士会の常務理事、日税連の役職を餌にして自派に忠誠を誓わせることによって勢力の拡大を行なった。例えば公認会計士の登録を抹消し大阪会々長になった川口清氏。

しかし、商法改正反対運動も漸やく昨年から今年の春先にかけ、実態が判明してきたため、一般会員の支持を失ない遂に東京会々長に添田氏が当選し、溝田氏が落選ときまった。これに慌てたのは、このグループである。今までの乱脈な商法改正反対運動への支出と自派グループの権力への執着が重なり合って、理事会を煽動して巻返しを行なったのである。だが思うようにはいかず、日税連会長は南九州会々長木村氏に、専務理事事務取扱は朝日東京地方会々長、北川名古屋会々長となった。残るは税理士政治連盟だけであるがどうなるか。

このように商法改正反対運動は税理士の業界に百害あって一利もないことが、一般会員にも明確になったわけである。この一番よい例として、東京会役員にたいする日税連会長推せん依頼文書の中に川口清氏は「商法問題については、基本的には他の方々の主張と異なるところはありません。唯、私は日税連の正規の機関で決定した「国会上程阻止」を完遂し、**税理士界の強い力の認識を与えた上で、商法問題を妥結するとともに、本番である税理士法の改正にこれを大きく結びつけようとする**、タイミングと方法の違いがあるだけです。」と述べている。要するに商法改正反対運動は税理士会の力を誇示するためのものであり、その力を認識させるのが目的であるというのである。力こそが正義であって、その運動の目的を間違ってはいけない。

主流
非常識と暴力

東京税理士会の役員選挙の結果、会の正常化も一歩前進と思われたが、現状はその逆の方向を辿っている。その原因をなしているものは旧役員の残存勢力が旧悪の暴露を虞れ、さらに自己の野望を達せんがために一部の役員が集団を結成して正常化を妨害しているためである。

それは役員改選後における諸問題特に日税連会長の選挙に際しての彼等の計画的行動により明らかである。日税連会長は従来の慣行、会員の数及び地理的条件等において東京会々長が選任せられるのが常識である、しかるに彼等は自会の会長を不適任として、彼等と気脈の相通ずる地会の会長を推薦するため躍起となり、東京会における日税連会長の候補者を決める役員会を、人身攻撃と怒号による集団暴力により混乱におとしいれ、その決定を阻止した、またホテルオークラにおける会合では暴行事件さえ引き起し、関係者の眉をひそめさせる結果となった。

この行動は、内にあっては会員多数の支持により選任された会長を否定し、会員の意思を蹂躙し、外にあっては税理士の信用と品位を著しく失墜した、その罪は重く許されるべきではない。彼等が役員本来の責務を放擲して会務の執行妨害し、その運営を混乱せしめているのは何故か、それは彼等が東京会の執行部の実権を掌握し、さらに法改正の拠点である日税連の指導権を得んがための策謀である。それによって商法改正反対運動を更に強力に推進しようとしている。この運動が有害無益のものであるに不拘これに固執しているのは、真の目的が他にあるものと思われる。いみじくも彼等の推す他会の会長の文書によれば、この運動により税理士会の政治力の強大さを誇示することによって税理士法改正の実現を計るものであると、つまりこの運動は目的のための手段に過ぎないことを告白している。このような思い上った理不尽な運動は不成功に終ることは必定である。そのために多額の会費とエネルギーを浪費し、会員のための施策は何一つとして実行しなかったのは彼等である。われわれは今一度彼等に最後の反省を要求すると同時に、この非常識と集団暴力を抹殺すべく会員諸氏の強い団結と奮起をお願いする次第です。なお今後このような行動のために会の正常化が行なわれない場合は、われわれは新しい観点から重大な決意をせざるを得ないであろう。

新装は成ったが……

赤天狗小僧

東京税理士会の現状

■会員の総力を結集すべき秋

去る五月二十日役員選挙を行なった結果、添田新会長が誕生して以来、早くも二ケ月になった。われわれはこの間「税理士会が正常化への道を歩んでいるか」、「明るい会務の運営が図られているか」、「新執行部が融和して一致協力しているか」などについて重大な関心を持って注目してきた。その結果は残念ながら現状は極めて憂慮すべき状態の連続であり、このまま放置すべきでなく、会員が傍観していることは許されないとの結論に達した。

即ち、改選された副会長はわれわれの推した久保村得治郎氏と内藤光夫氏のほか、専税協が推した波多野重雄氏・天野良雄氏・関本和幸氏の五名であり、副会長は税理士法（第四九条の九）、東京税理士会々則（第一九条）によって会長を補佐すべき立場にあることは周知のとおりである。しかるに現在までに開催された常務理事会・理事会・支部長会においては波多野・天野・関本の各副会長は会長を補佐することを忘れたばかりでなく、むしろ積極的に会長を誹謗する発言を行なって議場混乱の原因を作っている。彼等が税理士法第四九条に定められた税理士会の設立目的に沿った会務の運営を考えているならば、必ずや意見の一致点を見出すことができるはずであり、それができない理由は彼等が事を論ずるにあたって既定の方針を持ち、それに固執するためであると見るべきである。

そこで、彼等がどのような行動をとってきたか、彼等の既定方針とは何か、その背景にあるものは何かについて解明することとする

一、常務理事の選考について

添田会長は前任者の任期継続中に後任人事を行なうことは、前任者に対し礼を失するとの考えのもとに、新執行部の選考は六月二五日の総会終了後に行なうことを言明していた。さらに、選挙期間中は相対立する立場にあったとしても、当選した者は等しく会員の信任を得た会員の代表であり、従って常務理事の選考にあたっては派閥にとらわれることなく適任者を登用する旨を併せて表明していた。

ところで、六月中旬に至り、突如として近藤昭三郎理事（当時総務部長、淀橋支部選出）から総会の翌日即ち六月二六日に新旧常務理事間の事務引継を行なうとの通知があったことによって、常務理事選考のスケジュールに大きな狂いが生じたのである。

そこで、会長は各副会長等に対し適任者の推薦を求め、その名簿に従って適任と思われる者を選出し、個別に就任要請を行なったがこの段階で専税協に加入している理事のうちから異口同音に「個別の折衝は断わる。人事問題は波多野・天野・関本の三副会長に一任してある」との回答がされるという常識では考えられない事態が発生したのである。

税理士会会員の代表として、各支部会員六〇名について一名の割合で選出された理事がいつの間にか専税協の利益代表者に豹変しているのであって、このような回答をした理事諸君は自己の立場をどのように認識しているのであろうか。

また、常務理事は会長が会務の一部を行なわせるために指名するものであって（東京会会則第二〇条）、そこに団体交渉的概念を持ち込むことは許されるべきでない

いずれにせよ、この場合自己の立場を忘れた理事が責められるのは当然として、それ以上に人事問題の一任をとりつけた三副会長の責任が追求されるべきである。

このように、一方において事務引き継ぎの期限を指定され、他方において就任拒否という事態を生じさせ、常務理事の選考は予定した六月二六日（土）に至るも全員の決定をみず、とりあえず代理引き継ぎを行ない、折衝を継続し、二八日に至って漸く指名を終ったのである。

折衝の過程において前記三副会長が常務理事の定数一五名を正副会長六名で按分すれば、正副会長一名について二・五名となるので三副会長あわせて七ないし八名の指名については三副会長にまかせろという珍妙無類の論法を展開し遂には法対策特別委員長（従来は副会長が就任していた）を常務理事担当し、その一名を増員し佐々木正一氏（専税協会員、中野支部選出）を指名せよと迫るといった一幕もあったと聞いている。

二、日税連会長選任に臨む東京会の態度決定について

本年一月八日、日税連会則および会務執行規則の改正が行われた結果、日税連会長は立候補者の中から総会において選任されることになり、立候補者は何れかの税理士会の推薦を必要とし、各税理士会は一名のみ推薦できることとなった。しかも、日税連総会は七月二一日に開催することが決定されており、日税連会長の立候補届出期限は七月五日に迫っていた。

そこで、添田会長は従来東京会から日税連会長を出していたこと、ならびに当時、溝田会長を推薦した四四年七月三日の理事会において「会員数からも地理的にも本会々長が日税連会長に選任されるのが当然である」との決議がなされたその経緯にてらして、今回も同様の方針で臨むべきものと判断して六月二八日の理事会に付議することとした。当日、会長指名により久保村副会長が議長となり、理事会が開催された。

ところが、理事会の席上六月二七日頃配布された所謂、怪文書（別掲参照1）に関する緊急動議ならびに添田会長の日税連会長立候補の意志表明に対し、天野、波多野の両副会長が「他の税理士会にアンチ東京の潜在的意識があり添田会長はかっての日税連専務時代の評判が良くない。かりに日税連会長になれなくとも必ず副会長になれる」という発言をして、明らかに添田会長を推薦しない意志を表明したため審議が長引き時間切れとなった。

七月五日に開催した理事会において久保村議長のもとに再度日税連会長推せん問題が提案され、その冒頭「七月一日の常務理事会では一二対六で東京会から推薦候補を出すべしとする意見が多かった」旨報告したうえ、承認を求めたところ、多数の拍手を得たので議長が「拍手多数により決定した」旨を宣した。ところが、添田会長の推薦に反対する波多野・天野・関本の三副会長、及び佐々木正一他多数の理事（専税協会員、中野支部選出）等が議長席につめより議長に暴言をあびせ、暴力をもってマイクを独占して勝手に発言する等議場を大混乱に陥り入らせた。とりわけ前記の怪文書について林謙三理事（専税協会員、向島支部選出）が警視庁で三〇年間鑑定にあたってきた人に筆蹟鑑定を依頼したところ、添田会長のもとから選挙中に配られた文書の筆蹟と一致する旨の鑑定報告を受けたと発言したことがますます議場を混乱させ、採決不能のまま時間切れとなり、再度流会となった。

（註）林理事の発言は会則を無視し、綱紀部・常務理事会の審議を経ないで理事会で故意に独走したものであり、また席上手にしていた筆跡鑑定書と思われる書類も綱紀部長からの再三の提出要求にもかかわらず、未だに提出されていない。その後の調査によると林理事の発言にある筆蹟鑑定人は警視庁関係者ではなく、また警視庁では一般からの依頼によって鑑定をすることはないとも聞いている。となれば、林理事の発言にはかなり疑問が持たれるばかりでなく、その責任は追求されるべきである。

添田会長は所謂怪文書には関知していないことを言明し、告訴も辞せずとまで言っている。このような結果、東京会からは日税連会長の立候補者は出せないこととなったのである。

三、その珍妙な経過

この間の経過の日時を追って整理してみると次のようである。

一、六月十七日（火）、近藤昭三郎理事（当時総務部長）大谷日出生理事（専税協会員、当時雪谷支部長）等を発起人とする理事有志（専税協会員三十六名ならびに波多野・天野・関本の各副会長）が出席（大阪専税協機関紙では同志五五名と称している）の会合と称するものが開催された。（後に〝みどり会〟と称することとなった。）

（三面につづく）

参照1　6月27日頃配布の所謂怪文書

前略

諸先生が、この度の役員改選にあたり、各支部会員の支持を得て理事に選出されましたことを心からお喜び申し上げます。

これから二年間会員の総意を会務運営に反映させるべく心を一にして活動しようではありませんか。

さて、この程、私共のところに大阪合同税理士会の川口会長名で日税連会長の選定にあたってはよろしく頼むとの東京中央郵便局に投函された書状がまいりました。

このような書状が何故出されるに至ったか、その概要をお知らせして諸先生の御批判を戴きたいと存じます。

去る六月十七日大谷日出生、近藤昭三郎ほかの諸氏を発起人として理事有志の会合と称するものが開かれました。この発案者は関本副会長であるといわれております。この席上強引に日税連会長に川口氏を推すことを取り決めたようであり、あまりにも一般会員を無視した行動に異議を称えた良識ある人々は退場させられたと言われております。このような密約が支えとなって川口氏の書状が出されたと見るべきであります。

では何故川口氏を推すことになったのでしょうか。川口氏はここ数ケ月東京会を攻撃し東京会を無能呼ばわりしてきた大阪専税協から立候補した人物であり、また大阪専税協の推薦を得るために公認会計士の登録を抹消したという人物でもあります。能力等から見ても添田新会長よりも上であるとは思えませんし、東京会以外から人材を求めるとすれば、武田関信会長、朝日地方会長等多士済々であります。

にも拘わらず去る四四年「全国二三税理士会のうち最大の会員を擁し政治経済の中心である東京都に存在する東京会から日税連会長を出すのが当然である」と主張して溝田会長を実現させ、同氏をロボット化して実権を握ってきた人々が発起人に名を連ね、二年前に唱えた主張を曲げて川口氏を推すべく策動する真の理由は何か、役員改選前まではことごとに「理事会の決議に反する」とか「会の統制を乱す」とか、または「紀律規則違反で処分する」とかいっていた本人等が、東京会を分裂させるような言動をする理由は何か、私共の到達した結論は川口氏を第二の溝田会長としてロボット化し、日税連の実権を引続き掌握しようと図ったということです。

彼等が名誉欲から権力の座を固執するのか、またはポストを離れた場合に起るかも知れない不正事実の追求を恐れているかは判りませんが、過日選挙中に配られた会費の乱費を指摘した文書を対比して見ますと、ほゞその理由が判るように思われます。

いずれにせよ彼等は関本専務理事、近藤経理部長実現の約束を得たうえで川口氏を推しているのであります。同じ約束が得られ、会務運営を任せてくれる人物であれば誰でもよいというのが真情であることは確かです。

私共はこのような私利私欲のために東京会員六千六百名の意志を無視した方向にリードしようとする彼等の行動を許すことはできません。

皆さん、二十八日に開催される筈の理事会で日税連役員問題が正式に論議されることになりましょうが、その際にはこのような私利私欲にでた案を排し、全国の中心である東京会の声を反映できるよう従来のとおり東京会々長を日税連会長に推すことを決議しようではありませんか。

彼等の暴理暴論に屈することなく毅然たる態度で全会員の意図する方向で決議することこそ支部会員に選ばれた私共理事の果すべき責務であると信じます。

なお、二十八日の理事会又は今後の理事会で近藤理事或いは一派と目される理事からこの文書を配布し会員の批判を受けようではありませんか。

当日近藤理事の提案通り大阪の川口会長に賛成の発言者は不純分子の一派と見て今後注意しようではありませんか。

諸先生方のご協力を切にお願い致します。

東京税理士会の現状を憂える。

理事有志一同

参照2　6月23日付、川口清君の書簡

来る六月二十八日開催の東京税理士会理事会で不肖「川口清」を日税連会長に推挙を賜りたく、先生の特段のお力添えを懇願申し上げます。

ご高承のとおり、きたる七月二十一日開催の「日税連総会」において、新連合会長を選任することになり、規則改正によって今回から「権威ある審議機関の議決を経て選定した者」のうちから連合会長を選ぶことになりました。このたび、諸方有志から〝私事をさし措いて出馬せよ〟との要請を受けましたので、慎重に考慮を重ねました結果、全税理士業界のため、任期中私の業務を抛って日税連会務に献身する覚悟で立候補することを決意いたしました。

ついては、全国最大最強の東京税理士会（理事会）でのご推せんの有無は、連合会会長選に決定的な結果をもたらすものとなることは、火をみるよりも明らかでありますので、以下述べます私の微意をお酌み下さいまして、きたる理事会にぜひ有力な貴殿のご支援をいただきたく心からお願い申し上げる次第であります。

現在税理士業界が幾多の差し迫った重大問題をかかえている今日過去のしきたりや、セクショナリズムに捉われることなく、全国税理士の集約的意思の指向する目標に向って、一丸となって進みうる会体勢を築くことが、この際何より必要かと存じます。それがためには、あくまで単位会レベルでの思考を超え、厳しい現状に即して「最善」を選ぶ必要を痛切に感じます。

幸いにして私がご支援を得て連合会長に就任の上は、一身を投入して会務に挺身することは勿論、差し迫った商法問題、税理士法改正問題等に真向から取組む所存であります。

①商法改正案は申し上げるまでもなく、次国会に再提出されることは明らかでありますが、この問題は、一歩誤まれば悔を千載に残すおそれがあり、最大限に慎重かつ果敢な処理を要します。要は、「充分会員の声を聞き、広く社会的視野に立って、全会員の納得のいく線で解決する」ことを基本方針として強力に処理したいと考えています。

②　次に税理士法の根本的改正は、全税理士の命脈を左右する基本法の改造の問題であり、これこそ業界宿年の願望でありまして、何としても任期中に全力を挙げてその実現を期したいと存じます。それには新執行部において、第二次試案の上に更に充分な検討を加え、完璧な成果を得て、改正の実現に総力を傾注したいと考えております。

なお、その他幾多の重要問題がありますが冗長となりますので省略致しますが、唯、特に申し上げたいのは幸い私が連合会長に選ばれましたときは、私の居所を東京市内に移して実質的に東京会所属会員と等しい立場で、会務の迅速処理に欠けることのないよう留意するとともに、旅費その他の経済的負担が連合会に余分にかかることのないよう充分配慮する覚悟であります。

上記の次第、何卒ご高承、ご理解を賜わり、ぜひ有力なるご支援を賜りたく重ねて御願申し上げます。

参照3　7月12日付、川口清君の書簡

昭和四十六年七月十二日

税理士会
先生

日税連会長候補者　川口　清
（大阪合同税理士会会長）

過日来、僭越ながら不肖私を日税連会長にご推せんいただきたい旨、口頭または文書をもって一部の先生方にお願い申上げておりましたが、その当時はいまだ会長候補の推せん手続きの段階であって、大阪会に属する私から、無縁にも他会に属される先生方に、このようなお願いを申上げたこと自体、私の甚だ心遣いの足らない先走った所為であったと、深く反省しております、この点謹んでお詫び申上げます。

さて、その後の経過を観ますと、各単位会の推せん手続も相済み、かつ立候補の届出も既に締切られました現在、最終的に候補者として確定したのは、南九州会の木村先生と大阪会の私の二人だけと相成りました。

このように会長候補者が確定しました上は、各単位会におかれては、その権威ある機関に諮られて木村先生を選ばれるかまたは不肖川口を選ばれるかの二つの途しか残らないこととなりました。

勿論、「棄権」ということも一応あり得ましようが、日税連始って以来の難局に直面し、重大問題を目前に控えている今日、権威ある税理士会が総会員の意思を問うことなく、また二人の候補者のうちの何れをも選ぶことなく棄権されるということは、日税連をたとえ一歩でもよくしようとする積極的態度の抛棄に等しく、税理士会の将来のためにも、また全国税理士業界のためにも極めて遺憾な事態を遺すこととなりましよう。

選挙を行なって「人」を選ぶのも、論争を交えて「方法」を選ぶのも、総て税理士界の進歩向上のためのプロセスであって、それがために相互理解を失ない、事が内攻して深い弊害を残すようでは全

（三面につづく）

これでよいのか、

（二面からつづく）

二、六月十九日（金）、添田会長が理事当選者の会合を開き各理事の希望を聴取した。

三、六月二十一日（日）、〝みどり会〟会合が開かれ川口大阪会長を日税連会長に推せんすることを決定した模様。（納税通信七月五日付一一八〇号〝難航する候補者選び〟）

四、六月二十五日（金）頃、六月二十三日付で六月二十四日に東京中央郵便局に投函された「来る六月二十八日開催の東京税理士会理事会で推挙されるよう懇願する」旨の大阪合同税理士会長川口清君の文書（別掲参照2）が各理事に送付された。

五、同日東京税理士会第十五回定期総会が開催された。

六、六月二十六日（土）、六月二十八日理事会を開催する旨の招集通知が発送された。東京で理事会招集通知前にすでに大阪税理士会から（四）のように書類が送付されるという珍妙な事態が起ったのである。

七、六月二十七日（日）頃、所謂、別掲参照1の怪文書が送付された。

八、六月二十八日（月）常務理事の指名が完了した。理事会を開催したが、前記のように日税連会長問題は審議未了となる。

九、同日大阪合同税理士会理事会が開催され、川口会長の推せんを決定した。

十、七月五日（月）、理事会を開催したが、日税連会長問題については結論が出ず再度審議未了となる。

十一、七月八日(木)七月六日付で川口大阪合同会々長ら日税連会長立候補の挨拶状が送付された

十二、七月十三日(火)七月十二日付で川口大阪合同会々長から再度、支援依頼の文書が送付されたが、その中で「過日来、日税連会長に推せんいただきたい旨、口頭または文書をもって一部の先生方にお願い申し上げておりましたがその当時は、いまだ会長候補が推せん手続の段階であって、大阪会に属する私から無験にも他会に属する先生方にこのようなお願い申し上げたこと自体、私の甚だ心遣いの足らない先走った所為であったと深く反省しております云々、又商法改正反対問題は税理士法の改正にこれを云々」との文言がある。（別掲参照3）

十三、七月十七日（土）、七月十九日（土）午後三時より東京税理士会館で常務理事会開催の通知が発送された。

十四、七月十八日(日)、天野、関本、波多野三副会長をもって七月十九日午後一時より緊急役員会を開催する旨の通知がされた。（別掲参照4）

十五、七月十九日(月)、常務理事会は、混乱が予想されたので、会場を〝ホテルオークラ〟に移して開催されたが、みどり会、会員（従前の通り、傍聴禁止のため退場を数度求めたがこれに応ぜず専税協会員をもって組織）の乱入および福士理事が板倉常務理事につかみかかる等の大混乱が生じたため流会となった。

このように整理してみると

（1）六月二六日に理事会を開催する旨の通知が出されたにもかかわらず、六月二三日付の川口書簡に「六月二八日開催の理事会で…」とあるのはなぜか。また、七月二三日陳謝の意を表しなければならないような文書を何故六月二五日の東京会総会にあわせて発送したか。

（2）〝みどり会〟の会員が何故乱闘や議場占拠という過激な行動をとったか。

（3）天野・関本・波多野の三副会長がなぜ緊急役員会なるものを招集するという越権行為をしたのか。

という疑問が起る。そして、これらの事柄がおのおの偶然に起ったものではなく、ある意図を持って計画的になされたものと考えざるをえない。

四、彼らは何を意図しているか

しからば、彼等の意図したところは何か。それはすべて次のようなことであろう。

（A）五月二〇日、東京会役員選挙において添田会長が当選した直後から前記三副会長を中心として大阪専税協と連絡をとり、「溝田氏を東京会々長に当選さることはできなかったが前日税連会長は掌中にすべきだ」（「納税通信）六月二八日付一一七九号〝日税連会長狙う専税協〟…）との執念で専税協会員の川口会長支持を決定した。

このことは、「大阪専税協」六月二〇日付二七号〝溝田落選後の事態に対処〟が東京側と協議して対策の大網をとりきめ云々と報道していることからも明らかである。

（B）この線にそって、前記三副会長および近藤昭三郎氏（当時総務部長）が同志の糾合に乗り出し、その結果が六月一七日の会合となった。

ちなみに近藤理事は昨年六月当時理事であった増田進氏（淀橋支部）等が理事懇談会を発足させようとしたことに反対した経緯があるが、その彼があえて理事会の内部派閥を作るべく発起人となった理由は前記（A）に起因するのである。なお、添田会長は税理士専業者ではあるが、専税協に入会していない。

（C）六月二一日、前記三副会長は〝みどり会〟を招集して、川口大阪会長支持、東京会役員人事の一任をとりつけた。この際、良識ある正論を吐いた者は退場させられたと言われる。

（D）このようにして、理事の糾合をしたうえで川口大阪会々長と連絡をとり、大阪会自体の推薦が未決定であった川口大阪会々長の文書を発送した。

（E）六月二八日および七月一日には最初から川口大阪会々長の推薦を理事会決定とさせるべく税理士会館の近くの数弘会館で勢揃いしたうえ、会場に打ち入った。ところが、添田会長等から従来の経緯や四四年七月三日の理事会決議ならびに東京会会務執行細則に定める理事会の権限範囲は東京会々員のみを拘束するという正論に基いた提案がなされたこと、さらには六月二七日頃みどり会一派の策謀を暴露した文書が配布されたことから恩惑が狂い、マイクを独占し或いは机をたたき、議長につめよる等の議場混乱策をとらざるを得なくなった。

（F）七月二一日の日税連総会が近づくにつれて焦りを感じたこと、ならびに七月一九日に常務理事会を開催させては、自分達の主張がとおる見込みがないことから会則を無視し、急拠不当な緊急役員総会と称して「みどり会」会員を招集し、常務理事会の開催阻止を計画した。ところが添田会長がこの事態を予測し、あえて混乱をさけるため急拠、常務理事会の会場を〝ホテルオークラ〟に変えたそしてその会場へ乱入し乱闘するという暴挙を行なうに至ったのであった。

以上で役員改選後の東京税理士会の現状がどのようなものか、そしてその原因が専業税理士協議会なる派閥のメンツを標傍しながらその実は日税連役員ポストに執着する渡多野・天野・関本三副会長等の名誉欲を満たすために、大阪専税協と手を組んで東京会をミスリードしようと図った前記三副会長を筆頭とするグループの行動にあることが明らかになったと思う。

しかし何時までもこのような会員不在の状態を続けていられては迷惑するのは会員である。〝みどり会〟の意見が全会員の意見を代表するものならばともかく、東京会六千六百余名の一割程度の会員に五%程度の集りに過ぎない〝みどり会〟の意見をあたかも専税協会員ひいては東京会全員の意見であるかの如く主張することは許されない。彼等が従来からこのような策動を常套手段としており、それが今回の東京会々長選挙の結果となって現われたことに目を瞑り依然として同様の行動を繰り返したことに強く抗議し、猛省を求めるものである。税理士会は全会員が納得する税理士法改正問題に総力を挙げて努力すべき重大な時期に当面している。このような時に個人の名誉欲から出発した無用の争いをしているべきではない。日税連会長問題に終止符をうった現段階では、前記三副会長をはじめ〝みどり会〟の諸君が東京会六千六百余名のための施策を考えて会則に定めるとおり会長を補佐し会務の運営にあたることを希望したい。彼等が依然として従来の態度を改めず一般会員を無視した行動を続けるならば、会員としては非常手段を取らざるを得なくなるであろう。彼等が何れの道を選ぶか会員は冷静な目で注目し続けようではないか。

最後に納税通信七月二六日付一一八三号掲載の増田進君および佐々木正一君（中野支部）の論説を（別掲参照5）として参考に供するものである。

ご寄稿のお願い

「第一税協」ニュースも今回をもって第四号の発行となりましたこれも会員各位の御支援のおかげと深く感謝しております。今後ともより一層の御支援を賜わりますようお願い致します。

同時に、当ニュース委員会では毎月一回機関紙を発行する予定で準備を進めております。

そこで、広く会員各位の投稿をお待ちしておりますので、どしどし編集局までお送り下さい。

なお、論壇・会員の声は百五十字詰で十枚程度、随筆は同七枚程度にお願いします。

（二面からつづく）

く本末を誤まることとなりましょう。意見を唱え主張を厳しくするのも、みな税理士会を思い、税理士の将来を想う真情の発現にほかならないものと私は固く信じています。この意味においても、選挙は絶対にフェアーに行なわれなければならないことは、今更申上げるまでもありません。

しかるに極く最近、日税連会長選について各国税局を通じ単位会の会長先生に圧力をかけている事実がほぼ明らかとなりました。このような官力の発動を求めた不心得な会員については、後日に事を明白にして反省を求めることとして苟くも自主性云々をさけぶ税理士会が、このような圧力に屈するようでは、税理士法の改正も何もあったものではなく、もしこのような事実のあることを心ある税理士諸君が知るにいたれば、必ずや全国的に澎湃たる発揮運動が燃えあがるであろうことは、火をみるより明らかであります。官庁の圧力に屈した会長先生は窮地に立たれるであろうし、税理士業界全体のためにも真に由々しい事態を招くことを心から憂慮するとともに官庁の姿勢としてもまことに残念で遺憾の極みであります。

私達は、何も好んで官庁と事を構えようとする考えは毛頭ありません。唯われわれは役所の従属的存在ではなく、自主性をもった立場で与えられた使命を果そうとするだけです。

幸いにして、現在まで大方の単位会におかれては、上記私同様のご趣旨で、決意を固められていることを聞き及び〝かくてこそ、税理士界の将来は磐石なり〟と深く感銘申上げている次第であります。なお、付言しますと、

※商法問題については、基本的には他の方々の主張と異なるところはありません。唯、私は日税連の正規の機関で決定した「国会上程阻止」を完遂し、税理士界の強い力の認識を与えた上で、商法問題を妥結するとともに、本番である税理士法の改正にこれを大きく結びつけようとする、タイミングと方法の違いがあるだけです。

※いわゆる「専税協」について、専税協は税理士会から離れた任意団体であって、税理士会としてはこれを規制する何の権限もありませんが、話合いを強く積み重ねることによって、そのエネルギーを税理士界の「融和と進歩」のために発揮するよう求めていきます。

以上、立候補確定以後の状況と私の決意の一端を述べ、過日の「立候補所見」に付言して、先生のこの上ともご支援を心から懇願申上げる次第であります。

参照4　三副会長の「緊急役員総会通知状」

昭和四六年七月一八日

役員各位

東京税理士会

副会長　渡多野重雄

同　天野良雄

同　関本和幸

緊急役員総会開催通知

「日税連会長選任にかかる議決権行使のための理事会」については、既に七月一日の常務理事会において十日以降に開催することを決定済であり、かつ理事会構成員の過半数その他多数の会員が開催を要望しているにもかかわらず、一七日深更に到るもその開催の見込が全くなく、このまま放置すれば極めて憂慮すべき事態が想定されますので、緊急にその対策を協議するとともに今後の会務運営の正常化を図りたく、下記により役員総会を開催しますので、ぜひご出席下さいますようお願いいたします。

記

日時　七月一九日（月）午後一時～五時

場所　税理士会館　四階

議題　一、経過報告

二、今後の会務運営について

三、その他

参照5　増田進・佐々木正一君の論説

東京会はナゼ推挙できなかったか　日税連会長選

理事会や阿波踊り

前理事　増田進

えらいこっちゃえらいこっちゃ理事会が。上を下への大騒動。叫ぶアホウ見るアホウ。同じアホなら叫ばにゃ損々。みどり組組員さん御一家総出の顔見せ興業、いや御立派、ゴリッパ!!

さて、この原因を究明してみよう。昭和四十年六月、私は溝田執行部を批判し、組織審議特別委員会をつくることを提案した。この問題を理事間で十分話合うため懇談会を開いた時の総務部長近藤氏は、「理事懇談会は好ましいものではない。理事会のあと懇談会をもつようにするから……」末端会員の意見を尊重するという約束でこの提案は取下げた。ところが、本年六月十七日、その近藤総務部長が現職にありながら、発起人となって理事当選者懇談会（専税協のみ）なるものを結成し、これがみどり会と称した。人にはやめろといって、その舌の乾かぬうちに自分でやる。自己の行動理念はないのか、節操はないのか。理事予定者を集めて一方向情報をたたき込み、思想統一を徹底化したそのねらいは何であろうか。いわずと知れた川口大阪合同会々長を日税連会長に推せんしようというのである。東京会々員の意向を無視した暴挙である。東京会々則、会務執行細則は東京会会員のみを対象とするものであり、いかにこれを曲解しても、他会の人物を推せんすることなど絶対に出来ないのである。

翌六月十八日、日税連溝田会長より会長推せんに関する留意事項として（所属会に限らない）の新解釈が突然に出され、大阪合同会長名による理事に対する推せん依頼状が到着する。みどり会々員を洗脳して理事会をごり押しする。すべて狡智によって計画された一連の行動であるといわざるをえない。

早川理事はかつて、私が開いた理事懇談会に出席して「党中党の矛盾があり反対である」といいながら、不思議にもみどり会の発起人になってハッスルし怪文書調査の緊急動議を出した。その内容の的確性にかかわらず署名がないのは残念であるが、担当である綱紀部長をツンボ桟敷において、林小委員長が理事会で警視庁が鑑定したかの如き発言をもって、添田事務所から出されたと断定した。誠に由々しき名誉毀損であり、この軽卒な行為は徹底的に糾弾さるべきである。続いて福士理事が「あなたを実質的に会長と認めない」と宣言した。思いあがった福士発言。会務運営のルールも知らない林理事。会則違反のこの行為。添田会長を陥し入れるための手のこんだ策謀。

かつて、溝田執行部にあって多くの兼職をもって独断専横をほしいままにした連中が、選挙による批判に目をおおい、何も知らない新任理事をかたらっての失地回復の気違いじみた暴動を、理事各位は的確なる情報と冷静な判断をもって監視して頂きたい。彼等の意図を粉砕しなければ、東京会も税理士制度も後退の一途を辿らざるを得ないであろう。

（原文のまま）

会の良識を示すとき

理事　佐々木正一

六月二十八日と七月五日の東京会理事会は、添田氏をめぐる問題で紛糾、日税連会長推せんの件は、ついに審議未了となった。これは、一にかかって議長（久保村氏）の常軌を逸した独断専行による結果であった。

とくに七月五日は、過半数を超える理事から日税連会長推せんの採択の動議があったにもかかわらず、議長はまったくこれを無視して、意識的に採択を引き延ばし、あげくには時間超過を理由に一方的に閉会を強行した。

このことは、議案の内容の如何ではなく、それ以前の基本的な問題であり、かかる議長の暴挙を許した会長の姿勢は、明らかに理事会軽視のあらわれといわざるを得ない。

さらに、議決権行使についての採択が行なわれなかったことにより、東京会は会長選挙を棄権するという、不名誉なことになるおそれがある。会長は、速やかに理事会を招集して、これが審議をはかるべきである。

日税連は、一商法問題を税理士の立場でいかに収拾するか。二税理士の悲願ともいうべき税理士法改正をどのように推進するかなど。幾多の難問をかかえ、かつてない重大な局面を迎えている。

したがって、日税連会長は、これらの難関を乗り切れるだけの十分の力量がなければならない。それには、円満な人格、豊かな識見適格な判断とともに、全国会員の先頭に立って邁進する気概が要求される。

七月五日立候補を締切った現状では、大阪合同会の川口清氏と、南九州会の木村清孝氏のいずれかということになる。

その点川口氏は、ゆるぎない信念をもって、東京に次ぐマンモス大阪合同会を率いて、一糸乱れない行動を展開している。また、日税連の筆頭副会長として、積極的に会長を補佐し、副会長として稀にみる業績を挙げていることから会長として大いに期待される。

私も東京会の一員として、ぜひ東京会から日税連会長を選出したいと思う。

しかし、幸か不幸か、東京会からの選出が不可能になって教えられることは、日税連は東京会の専有ではなく全国二万二千会員のものであるという当然なことであった。

日税連が、会長選出の規則を改正したのも、全国より広く人材を求める趣旨と解され、きわめて意義のあることである。

東京会が、一段と高い次元に立って、進んで東京以外から人材を求める道を拓くことは、地方の会員の奮起を促し、全国会員の団結強化にも繋がるであろう。

この際、税理士会百年の大計のため、東京会の良識を天下に示すときである。このことは、必ずや全国会員の共感を呼び、東京会に対する信頼は一段と高まるであろう。なお、それは、決して東京会員の利益に反するものではないと確信する。（原文のまま）

論壇

税理士会の進むべき途

千正清夫

税理士の職責は税理士法第一条に「税理士は公正なる立場において納税義務者の信頼にこたえ租税に関する法令に規定された納税義務を適正に実現し納税に関する道義を高めるよう努力しなければならない」と規定し、第二条以下税理士の業務その他の規定を定めている。

又第四九条第二項に税理士会に関する規定を置き「税理士会は税理士の使命及び職責にかんがみ税理士の義務の遵守及び税理士業務改善進歩に資するため会員の指導連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とする」と定められている。以上の条文については種々意見もあるようであるが然し税理士とは何であるか、税理士会は何をするのか、を法定しているのであって、法律の要求する税理士とはかくあるべきものであり、この税理士法の下に於て税理士の資格を得て税理士業務を行なっているのが我々税理士の本質でなければならない。

税理士法に定める公正なる立場において納税義務者の信頼にこたえるとは人格の錬成である。いやしくも世の指弾を受けるような言動をとることは公正なる立場に立って信頼を受ける所以ではないのであって、ここ数年来税理士会のとり来った態度は税理士の本質を傷けている。その行なう所ことごとく公正さを欠き、偏狭独善のそしりをまぬがれず、税理士会に所属する税理士の全部が公正を欠くかの如き印象を社会に支えている。税理士会は税理士の使命職責にかんがみ、その進歩改善に関する指導をするのがその目的であるにもかかわらず税理士をしてその職務を忘れその使命を放てきして徒らに右往左往することを指導しているかの感すらあるのは誠に遺憾である。特に商法改正問題に関しては強烈なる反対運動を展開した、然もその反対理由の如き支離滅裂であって、統一的な論拠を欠きその理論的背景は極めて貧弱である。従って言うところ二転三転して定まるところがない。知的職業に従事して世の信頼を受けなければならない団体であり乍ら自らその自負をすてて軽挙妄動を繰り返し、然もその運動のために会員の醵出した貴重なる会費を多額に支出するなどの愚を敢てし実効なき運動のため浪費を重ねているとも言われている。かかわることが税理士を指導監督する税理士会の指導的立場にある役員のとるべき態度であろうか。その行なう所指導監督にあらずして税理士を盲動的立場におき税理士法の本旨を忘れた悪業であると言わざるを得ない。又第一税協よりの公開質問状に対し、公的な責任の地位にあって会務の執行に当るものか会員の多くが疑問とする点に関して進んで明快なる回答を与えるのがその当然の職責であるにもかかわらず一言半句の説明すらできないと言うことは何たる醜態であるか、何たる無能ぶりであるか、その不始末は言語に絶するものと言わざるを得ない。すべからく自己の行なう所が公正であるならば堂々の論陣を展開して疑問点の解明に当るのが当然であり、且つ責任ある地位にあるものの任務であると信ずる。これは理論上のみならず法律上の責任でもある筈である。

由来人間の欲望に限界はないと言われているが、然し如何に自己の利益を達成せんとしてもそれのみで目的を達することはできない筈である。経済は利害関係によって動かされている以上、一方の利益は他方の損害である場合の方が多いのであるから利益を得んとする時は他を納得せしめることが必要である。即ちその行なう所世の信頼を得、その主張するところ万人を納得せしむるだけの根拠と説得力を有していなければならない筈である。自己の主張する所のみを主張したとて他との利害の調整を計ることなければ目的を達成することは不可能である。商法改正は国家目的によるものであって経済社会の健全なる発展と株式会社の持つ機能と使命を充分に発揮するためには、その持つ不合理を是正する必要あることは論をまたない所である。

有名無実の監査役の存在を知り乍ら、尚且つこれを改善することが改悪であると広言するのみならず、世の進展と変化に対応して常にこれに即応するよう改正さるべき法律に対して不充分と知り乍ら牽強附会の理由を附してその進歩改善を阻止せんとすることは知識を以てその職務に従事する人々のとるべき態度とは思われない。すべからく研究討議の上進歩的段階に於て論理を組成してゆく用意が必要であって、唯徒らに声を大にしてその非を鳴らすのみでは問題の解決にはならない。

又公認会計士がこの問題と関連を有することが明白であるなれば何故に自己の団体内部に存在する身近な公認会計士との理論的な検討を行なうことを怠るのであろうか。自ら進んでその利害得失を論争し、現代社会の進歩に少しでも貢献せんとしないのであるか。かって公認会計士と税理士との懇談会を開催したことがあったが、税理士会を代表する人々が公認会計士側の質問に対して何の回答もしなかったことを記憶しているが、共に税理士会の会員であるにも拘らず全く合議する考えを持っていないということは、最早理論的に事を処理せんとするような又問題を進歩的な見地に立って解決に当らんとするような考え方ではないようである。要は自己の作った既成概念を理論付けは第二として力を以て強引に押し進めんとすることのみに専念して他を省みる必要も理由もないという独善的な考え方が中心になっているようである。少くとも公正なる立場に立って理論的方策によって行動する姿勢ではないのである。かかることは悲しむべき現象であって、税理士自体の品位を失墜し世の信頼を失いつつあることを考えなければならない。又これは法律的に見ても明らかに税理士法第一条に違反すると共に第四十九条の税理士会の目的にも反しているといわざるを得ない。

最近、日税連の会長選出にあたり、東京税理士会は内紛をつづけ遂に会長の候補者を推薦することができなかったと報ぜられているが、これ等は児戯に類する行為であって一致して会長推薦を決定し得ないことは人材不足もさることながら専税協の推す前会長が正常化を進める会や第一税協、桜友会の推す会長候補と決選の結果破れたのであるから多数決の原理に従って好むと好まざるとに拘らず当選した会長を支持するのが民主主義のルールである筈である。徒らに破れた会長候補に固執して蠢動することは理に反する言動と言わざるを得ない。そこには唯感情と無理解と強引さが存在するに過ぎず、智的な法律的な感覚を見ることができない、遺憾千万と言わざるを得ない。近来ややもすると数をたのんで理不尽な破壊行動を行なうものが多いようであるが、これは少なくとも法律を対照とする或いは法律によって職務を行なう人々の行為であってはならないと信ずる。税理士会の役員諸氏の猛省を促す所以である。私は未だ充分の検討を終ってはいないが、税理士会は強制加入の制度を廃止するか、或いは職務が地域に拘束されている訳ではないから任意に他地区の税理士会の会員となる自由を与えるか、或いは一局一会の制限を外すか何れかの方法によって税理士会がその本来の姿をとり戻すことを期待したいものである。

『利己的話題』に貢献せず

岩崎守利

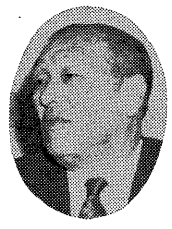

一、灰色のエゴイスト

最近の世の中には、どう判断しても、正常では納得できない事柄がよくある。卑近なことに、医師会の騒動がある。会長の武見さんは、国民の批判を受けながらも、健保連を攻撃し、佐藤総理にあまり恋々と会いたがっているので、どうしてだろうかと思っていたら結果的には、医療費値上げで、幕切れと相成った。馬鹿をみたのが国民大衆だ。果してあんな大芝居の必要があっただろうか。踊ったのは厚生大臣以下厚生官僚で、道化役者武見にすっかり足元をみすかされた。田舎から送られてくる新聞に、毎年発表される高額所得の上位者がいつもお医者センセイだ。まだ儲け方が足りないというのだろうか。

東京税理士会の会長選挙も、なんとか新会長の添田氏誕生となった。これですこしは、世間さまの批判が少くなるだろうと期待していたら、また騒動が持ち上っているというのである。なんのことかと、理由をよく聞いてみたら、新東京会長を連合会の会長候補に推せんすることについて、一部の理事が徒党を組んで「拒否権」の発動を策しているというのである。その理事は〝みどり会〟とかいう党中党を結成して、多数派工作により、過半数以上の賛成をうければ「拒否権」の発動ができるというのである。このようなことは、一般会員には、よく理解できないがいずれにしても問題が二つばかり残ることになる。その一、会長を選任したのは誰か、その二、自分の会の会長を候補として推せんしないで一体誰を推せんするというのか、ということである。

一の場合。理事が徒党を組んで「拒否権」の発動ができるということに疑問がある。なにか内規があってそれをタテにしているらしい。その内規に大いに疑問がある東京会長選挙は、会員の直接選挙であって、間接選挙（例えば理事による選挙）ではない。すくなくとも、選挙権者である会員は、任期二ヵ年の間、会務を会長に委任したことになる。従って、受任者である会長が、自己の判断にもとずいて行動することが原則論であろう。会員の気持もそこにあるのではないか。そうだとすれば、会長の行動を侵犯する徒党理事の「拒否権」発動は会員疎外の行為となる。最近できたといわれるその内規は、横車を押すためにまことに便利なもののようである。

二の場合。東京の理事会が連合会の会長を選ぶのでなく、単に候補を推せんするのである。会長を選ぶのは連合会自体である。自分のところの会長を候補に推せんできないという理屈が、どうしても理解できない。極めてエゴイスティックな話である。〝みどり会〟の理事は、大阪会の会長を連合会長に目論んだという。会員を疎外して、他会のことに狂奔することに疑惑を持つ。原因は、今日の選挙の結果に忿懣を持つ三、四人の煽動者の仕業だという。連合会の役員にその儘居すわりたい意図に起因しているとも聞いている。それには煽動家の意の如く動く会長を立てれば、その目的を達することになる。なんでそれ程役員に未練があるのであろうか。どうも、どこかに悪臭があるとの風評だ。

二、会は、政治の舞台でも、特定役員の私物でもない。

過去四年ばかり、税理士会の運営をみていると、なにか会務運営に勘違いがあるのではなかろうか

今年の始め――支部長の親睦をはかる初顔合せが税理士会館で行なわれた。会場は議論沸騰、それも極めて親睦感の溢れたユーモラスなもので、久し振りに真の税理士会の姿をみたような気がした。その時突然、隅のほうの某センセイ起って「諸君、そんなことでは我々の革命ができないぞ」と怒声をこめて会場を圧した。一同驚いた表情で声もなく、座が白けた。まことに不可解なので、「革命とは？　我々は政治集会をしているのではない、勘違いしては困る」と、止むを得ず私も一声を放った。くだんのセンセイ、ちょっと自己の主張の飛躍を悟ってかそこそと退場した。マルクス・レーニン主義の「信者」でもあったろうか。

煽動家リーダー格の役員の中には、諸国漫遊に味をしめている者がいるとの風評が流れている。税理士会主催のアジア国際会計人会議かの準備のために数カ国遍歴に及んだ税理士氏、その途中フィリピンに立ち寄り、その政府に、日本政府との間に問題になっている「国際問題」に容喙したとかで直ちに日本政府に反響、時の大蔵省はカンカンになったとかの話。

役員ともなれば、我々の代表であるから行動には慎重を要することは当然で、行く先々、それも国際的に恥を晒されては困るわけである。

三、税理士法自体に問題点

十年も前は、以上のような灰色の話題もなく、会全体が極めて親睦的であった。例え、相反する議論があっても、協調し、笑って解決したものだ。そこには、会員同志の人身攻撃もなく、役員業に憂身をやつす者もいなかった。

また最近しばしば官庁の「監督権排撃」の声を聞く。これについては、因ってくる背景は違うが私も賛成だ。もともと税理士会は税理士業の性質上社会公共性を有するものであり税理士の団体を特殊法人として、会員の強制加入をもって、監督と保護を柱にして立法したものであった。ところが近時は、官側の監督を無視するような遠く手の届かないところに税理士会は突走っているのではなかろうか。果して「監督権の実施」に自信があるであろうか。

我々会員は強制加入なるが故に高い会費の負担に耐え、役員連の社交クラブに奉仕し、前述した話題の造成に貢献するのみでは、まことにもって心外なのである。

いずれにしても、是非現行体制の維持が必要であるというのであれば、せめてもっと他に、会員の自由な選択が与えられる方法はないかという声を、しばしば聞くのも当然であり、全くその通りと痛切に思う。

その結論は所謂「二会以上」の結成を認めることであろう。

これからの研究課題として、提言し、是非実現を望むものである

★税理士会の
正常化をはかる
★中小企業をようごする

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

第一税協

昭和47年1月1日（土曜日）　第5号

発行所
第一税理士協議会
東京会
東京都中央区日本橋江戸橋3－5
郵便番号 103　朝日ビル
電話（271）8759
発行人　岡崎寿士　（一部 50円）
編集人　岡田一馬　（年極500円）

目次

新春に当り

東京税理士会副会長　久保村得治郎

明けまして、おめでとうございます。皆様のご多幸とご健勝を、心からお祈り申し上げます。

輝かしく、また希望に満ちた一九七二年を期待したいものですが昨年同様本年もそう希望に満ちた年とも思われず、昨年は登録移譲十周年を迎え本年また、税理士制度施行三十周年を迎える訳ですが次の諸問題を考えますと、寧ろ税理士にとって試練の秋ともいえるのではないかと思います。

第一に商工会等の主張する、いわゆる臨時税理士問題でありますが、これと同様な問題が、昭和三十八年に青色申告会に依って起きた時は、これこそ税理士の職域侵害であるとして、税理士法五十条拡大解釈適用を防ぐため、全国より、日比谷公会堂に数千名の税理士が集り、反対決議を行い、その結果三者協定の締結となり、税理士会は小規模納税者の指導のため税務経営指導所を各所に設立することに依って、五十条の適用を防いだのであります。この様に、積極的運動を展開したのでありましたが、遺憾ながら、今回の商工会等の問題は既に昨年十月全商連が自民党税制調査部会に要望書を提出し、この運動を始めて居ったのですが、最近に至りこれが表面化し、新執行部において、急拠防御の対策を樹てざるを得ない状態となったのです。過去のことはともかく、この問題は、青色申告会の対象とは異り、その影響する処、甚だ大きく且つ広く、軽視できないものであり、当面最重要問題として新執行部はこれに取組み、会員の協力の下にこれが阻止に全努力を傾注している状態であります

次に税理士法改正問題でありますが既に第二次試案により連合会において現在起草委員会が、その成案を作成中であります。その内容は盛沢山で、また一面税理士の未来像の観があります。然しながら、私見ではありますが、この改正の実現を図るためには多方面との諒解工作が必要で、徒らに理想像のみを描いても、その実現を期するためには、その内容を当面最枢要部分のみに限るのが得策ではないか、例えば試験制度の公平化事前通知の問題、これに関連する代理権の確立、税理士会の組織、即ち一局複数会等の点に絞り、これが検討と対策を慎重に行う必要があるのではないかと思います。

新春早々余り明るい話ではありませんし、また、隔靴掻痒の感の表現ではありますが、当面の諸問題を取上げ、所信の一端を述べ、諸先輩と共に新年を期し検討善処したいものであります。

新年のご挨拶

近畿税務研究会長　柳田栄次

第一税理士協議会東京会々員の皆さん、明けましてお目出度うございます。

年々歳々花相似
歳々年々人不同

静かに或いは激動しながら逐次うつり変って行きます今の世の中において、私達にとっては是非今年こそはお目出度い年に、又はお目出度い年の始に致したいものと思いますので、私は茲に心をこめてお目出度うと申上げます。

実は私、約二〇年来公認会計士協会の役員の端くれに名をつらねさせて戴き、言いたいことを遠慮なく言わして頂いて、益の少ない存在を続けさせてもらっておりましたが、両三年前から、全く桟敷を替えさせて頂いておりましたところ、昨年六月から、固辞しておりましたが結局近畿税務研究会の会長を仰せつかりまして、同志の諸君と共に、目下その運営に心を砕いておるものであります。

自然発生的な第一税理士協議会東京会の発足原由及びその目的等について、私は相当の知識を持っておるつもりでありますが、近畿税務研究会は、目的は第一税協とほぼ同等であっても、法人税、所得税等税法の研鑽に主力を注ぐことに致しておりますが、又税理士制度の研究にはそれ以上の力を注ぎたいものと考えております。具体的には税理士会の会員として、幾分会員平等の原則に反していると言われている税理士会の運営を正常なものに戻すように努力したいと思っております。

新春を迎えて

第一税理士協議会会長　岡崎寿士

新年おめでとうございます。

わが第一税協も、三月で満三歳になります。また本誌も第五号の発刊となりました。その間日本税理士会連合会及び東京税理士会の正常化のためにあらゆる困難と戦って最善の努力をして来ました。特に昨年の税理士会の役員選挙には正常化に熱意のある候補者を推薦し、幸にもそれらの候補者は何れも当選することができました。これは偏えに会員の皆様の御理解ある御援助の賜と厚く御礼申上げます。その結果税理士会の会務の運営も最近やや平静をとり戻した感のあるのは御同慶の至りです。われわれはこの傾向を更に一層推進せしめて会務の運営を正常の軌道に乗せ税理士会を本来の姿に復帰せしめるよう、寸時もその努力を怠ってはならない。

しかしながらこのような表面的な傾向を手ばなしで喜んでばかりもいられないものが潜在していることもまた忘れてはならない。それは選挙の結果正常化推進派の役員と旧勢力温存派役員との人数比率が均衡を得ていない関係上いまだに内部抗争が終息していないということです。特に役員選挙後における常務理事の会長の指名及び役員の会務分担並びに連合会々長の選任の問題等重要ポストの獲得に理事の一部のものが特殊の集団を結集して正常化推進派に対抗して争った経緯もあり、その役員集団はいまなお結束を固めている実状より見て、今後事ある毎にこの集団による暴力が爆発する危険があるからです。

われわれはこのような税理士会の実体を正しく把握して今後その推移を常に監視し、常軌を逸しないよう正常化推進に努力せられている役員の方々を支援しなければならない。

他面われわれが今検討しなければならない問題は、東京税理士会のごとくその会員数が約七千名にも達しようという巨大な会の運営を円満かつ正常に行うということは役員に優れた人材を必要とすることはもちろんであるが、それを規制している制度の問題としても考える必要がある。特に強制加入の一局一会制がとられる限り会員数は年々増大し、会の目的である会員の指導、連絡及び監督の業務並びに意見の統一が困難となる。それは東京税理士会の今までの実状が立証しているごとく、一般会員の多数意見が統一されて執行部に反映せず、却って執行部の独善が容易に下部に強制される。さらにそれが多数意見となり、ときにはこの多数が暴力となる危険も生ずる。従って会員の数が一定数を超える場合には一局に複数の団体を認め、相互に競争せしめることが必要である。東京局管内の場合は一局一会制は最早実状に適合しなくなったと思われる。強制加入の場合せめて所属団体の選択の自由は許されるべきではなかろうか

わが第一税協ではさきに発表した声明書のなかにもこれと同一の趣旨を主張したのであるが、いま七二年の年頭に当り改めて、税理士会の未来像を展望し、現に行われている正常化の状況を注視しつつこれと併行して、この一局複数会の制度についても具体的に検討しその実現に努力したい。

さらに今年は本紙を月刊紙として紙面を一新し、会員の皆様に、より迅速に、より正確に豊富な情報を提供したいと思います。

つきましては本紙に対する批評希望または税理士会並びに税理士業務に関する問題その他随筆、趣味等問題の如何を問わず皆様の御投稿を歓迎いたします。奮って御参加下さるようお願いします。

終りに臨み皆様の御健勝と御繁栄を祈り御挨拶といたします。

吾われ税理士は、税理士法に基いてその地位を保っておりますが税理士法には、ご承知のように、税理士になる資格は、弁護士、公認会計士、税理士試験合格等となっており、税理士試験合格者だけが純粋の税理士で、その他は異質のものであるとは言えません。私自身、親の子でもあり子の親であっても、私は私として何等変りありません。この点は単一資格の税理士諸君も、も少し大きな気持であってほしいと思っています。商法改正問題にしても、商法は国の商事に関する法律であり、税理士を不法に圧迫したり、公認会計士をことさらに優遇するための法律ではない筈です。現在の制度として、そのことがらに最も妥当な公認会計士制度がその一部に引き入れられているに過ぎません。それにもかかわらず、改正商法は中小企業を圧迫するものだとか、税理士の職域を削減するとかの論があるようですが、寧ろ公認会計士法の「利害関係」の条文の故に、税理士の職域は自然増の結果をもたらすこととなるだろうと予期されるところであります。

色々と論をなす人々もありますし、又東京は地域も広く人数も多いことでもありますが、それに比べ近畿地区はだいぶ事情も異ります。私達は公認会計士であり又税理士である以前に、一個の人間でもあります。私達前々からこの業務を行っている者達の間においては、夫々の資格以前の人間として又友人としての関係が大変緊密であります。この点一般的に言って関東地区の方達より近畿地区の方がより一層であると思われます。

この観点から、私は近税研の会員諸君と共に、税理士会の諸君と腹を割ってよく話合って、知識人であり良識ある自由職業人として共存共栄を図りたいと思っています。いたずらに感情に走ったり偏見を固執したりしないで、現在の地位が法によって保証されているものであることを想い、法治国民らしく、法の定めを守って、社会から非難されたり嘲笑されたりしない真の紳士の集団であるようにしたいものです。

私ほか近税研の会員諸君も同様にこんな気持を持っておりますので、正論は堂々と誰はばかるところなく主張もし実践もしますが、ことさらに事を構えたりなどしないように致したいと思います。

正月早々些か理屈めきましたが第一税協の皆さんのご多幸と益々のご活躍並びに近税研へのご厚意をお願いして新年のご挨拶と致します。

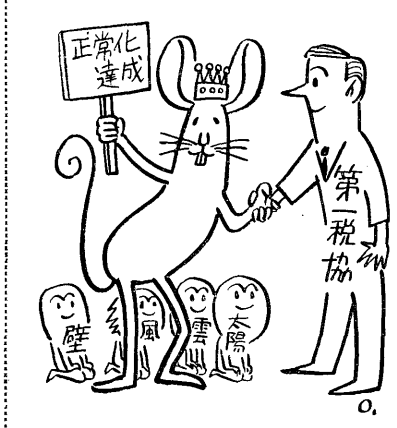

主者の年、よろしく

赤天狗小僧

会の正理想像

会は会員の不満を一掃せよ

一層国際化する日本経済に対応して、日本の税政の一端をになうわれわれ税理士はいかにあるべきか、また税理士会のビジョンは何か、これと72年度の課題を新春初頭に寄せるため、「税理士会の正常化と理想像」をテーマで座談会を開催した。

論談はすべて税理士会と税理士自身の質の向上に集中し、税理士会の一局複数制、税理士制度と税理士法改正等が中心となった。税理士にはいろいろな資格を有する、いわゆる兼業者もいるし、単業者もいる。この団体を伸ばしてゆくには、お互の立場を尊重する以外に何ものも存在しない。やはりその共通点は税理士としての職域を自覚し、他業種に干渉すべきでないことである。

司会　それではただいまより座談会を開催させていただきます。この座談会は現在の情報化社会、国際化社会に対応する税理士のあり方もあるのではなかろうかということで、テーマを「税理士会の正常化と理想像」ということで進めたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

それではまず岡崎先生からお話し願いたいと思います。

岡崎　税理会の正常化というのが内訳しているという説もあるんですが、一応われわれは添田氏を会長に、久保村氏、内藤氏を副会長に推薦したわけで、この三人の努力がいまいくらかでも実っているんじゃないかと思うわけです。もちろん内訳している多くの問題があるとは思いますけれども、一応は第一税協の選挙後の対策が多少実りつつあるように思いますので、なお今後ともこういう方々を支援して、正常化をますます推進していくようなかたちでやっていきたいと思うわけです。

ついてはいまこの座談会で、税理士会のビジョンといいますか、税理士会の理想像というものを追ってお話を願いたい。税理士会のみならず税理士の将来のビジョンでもけっこうだと思いますので、現在を凝視しつつ将来の展望をご発表いただいて、有意義な座談会にしたいと思います。よろしくお願いいたします。

司会　それでは千正先生、引き続いてお願い致します。

千正　従来税理士会が、非常に対立、抗争というかたちで乱れているといいますか、表面的には一つの税理士会として成長しているように見えるけれども、会員の不満というものが底流として存在するのではないでしょうか。

そういう意味において、どうしても将来はこの税理士会が、りっぱに、一本化され、そして統一された会になっていくことが必要ではないかと思うんです。若し会内に対立があるとすれば会員間の利害関係が多少違ったかたちで存在しているということも大きな理由ではないかと思います。そういったところを調整して、真に税理士がどうあるべきかということに徹しながら、税理士会を正しい姿にもっていくということが、一つの理想ではないかと思うんです。

添田氏が会長になられてから、従来のような非常に尖鋭的な状態でなくなりまして、どちらかといえば穏便なかたちにだんだんなってきているように思いますが、内部的なことについてはわれわれ役員ではないのでどういう状態なのかはっきりわかりません。それではまったく意見が一致して、りっぱな一本化の税理士会ができつつあるかということについては、多少の疑念もあるんですが、われわれは税理士という職業に従事している以上はあまり世の指弾を受けるようないかがわしい運動をしたり、あるいは信用を害するような文書を流すというようなことによって、内部が非常に不統一であるという印象を与えることは困ります。そういう意味においてはわれわれもできるだけ協力して、一日も早く税理士会のほんとうの姿というものにまい進しなければならないと考えております。

司会　下田先生、ひとつ同じテーマでお願いいたします。

下田　最近の機関紙「税理士界」新聞を見ていますと、だいぶん昔とは編集の方法が変わっていて、昔ほどわれわれの血液が逆流するような記事はありません。最近はいまの添田会長をはじめとして、税理士会そのものの運営については多少正常化の道を歩いているんじゃないでしょうか。しかし一方において専税協などの過激派があって、いまの執行部が正常化をしようと思っていてもなかなかできない面があるということはいなめないと思うんです。

職域の確立が先決である

司会　いかがですか、長坂先生

長坂　私は税理士会の正常化と税理士の未来像という二つのものに分けてちょっとお話してみたいと思うんです。

正常化については、いま千正先生はじめ下田先生たちのお話にもございましたが、結局われわれの推した方々のいろいろなご努力もございますが、もっと突き詰めてみると公認会計士と税理士という資格の問題というところに根があるんじゃないかと思います。

税理士会の中には兼業者の方がずいぶんいるわけで、中小企業診断士、不動産鑑定士、司法書士、それから公認会計士、弁護士、いろいろございますが、その中でもいちばん税理士会のいわゆる専税協の方たちが感ずるのが、この公認会計士という資格の人たちではなかろうかと思うんです。ですからこういう資格上の問題で、いつまでたっても私は平行線をたどっていく傾向が強いのではなかろうかと思います。

いままでの過激グループのリーダー連中は、結局公認会計士の諸君が気に食わないんだ、だからあくまでもやるんだということを、口には出しませんけれども腹の中で思っていると思います。ですから公認会計士のほうで賛成すれば税理士会では反対する。商法改正の問題などいちばんいい例だと思うんです。

ですからこういうような資格上の問題があるかぎり、やはり私は一局複数制にしていかないとこの問題も解決できないのではなかろうかと思えるんです。きょうたまたま私、日本橋の税務署へ行きましたところ、エレベーターの中に「通知公認会計士とは何ぞや」という解説書みたいなのが張ってあるわけですね。

なるほどこういうふうに税務署でさえ通知公認会計士について、一般納税者に対してPRしてるんだなというふうに私も感じて帰ってきたわけです。ですから第一税協の役員の皆さまは、自分たちの支部に帰って懇談会なんかを開いて若い人たちに税理士会の実状とか第一税協の存在理由とかをよく説明するとかしていただかないと本部の諸問題もうまくいかないんじゃなかろうかと、最近つくづく感じるわけです。

それからビジョンの問題としては、私がつねに村で申し上げていることですが、税理士はだんだんふえるばかりでございまして、その中で税理士は自分たちの職業を守る以上、やはり体面を保つためにも収入を得なければいけない。収入を得るためには現在やってるような自分たちの会費で自分たちの首をくくるようなことはするなということを言っている一人なんですが本部あたりはもう少し考えを新らたにしていって、われわれ税理士がお互い食えるようなことを考えていただく。それには税理士法の根本的な権利というものの条文を整備していただいて、われわれは義務ばかりでなくもう少し権利も充実するような税理士法改正に進んでいただきたい。そしてこういう商法改正の問題とか、末端のことではなくて、基本法である税理士法の改正にもっと努力していただいて、われわれがもっと強い税理士になれるように本部あたりもがんばってもらいたいと思います。

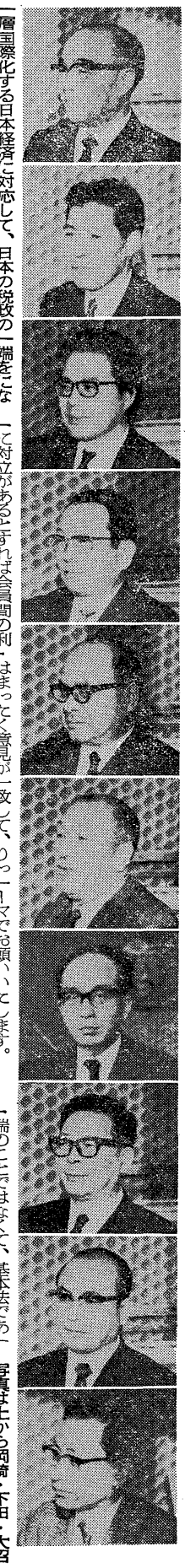

写真は上から岡崎・下田・大沼・長坂・千正・岩崎・松木・丸山・松井・岡田の各氏。

税理士制度と健全な会の育成

司会　どうもありがとうございました。非常に参考になるご意見を伺わせていただきました。

それでは大沼先生、お話願いたいと思います。

大沼　前にもこういう席上で、税理士会正常化についての座談会があったときに申し上げたことなんですが、正常化とは果たして何なのか、どうもよく判りませんが、とにかく皆さんのご意向のとおりのりっぱな税理士会にしていただきたいというふうにお願いするだけです。

税理士そのものにつきましては現在自由業がたくさんある中でも最もポピュラーな、大衆に密着した仕事の最たるものであると思われるだけに、税理士制度はどうあるべきかということは、非常に重要なことだと思っております。そういう意味で現在の税理士制度が完全だとは思っていません。したがって税理士制度を正常に維持発展していくためには税理士個々人が職業的意義を自覚して、大いに研さんこれっとめて社会的な信用と地位を確保していく以外に方法はないと思っております。

司会　ありがとうございました。

一局複数制は可能か

司会　それでは同じテーマで岩崎先生。

岩崎　税理士会の正常化という問題は、非常に多様性を持っていることは事実です。けれどもいまさら税理士会を正常化しなきゃいかんということを議論するのがむしろおかしいのであって、本来は正常化であるべきはずなんです。そこで私は、つねに人間社会というものは同志がお互いに糾合し合う、意見を同じくするものが一つの団体を作るということは、当然あるべきことだと思うんです。政界において自民党あり社会党あり公明党ありでね。ですからそれぞれ団体を作っていくことに一つの正常化の道が見出せる。私はまず根本問題をそこに置いているわけです。今後税理士がますます増加していくという点を考慮するならば一局複数会制にすることによって税理士会のかかえている諸問題は解決の糸口を得られるんじゃないかと思うわけです。

それに対していまの執行部は、あたかもそれが自らの手によって実現できると思っているとすればこれはまちがいであって、会員であるわれわれが挙って理想実現のために積極的に力を尽すべきで、その点わが第一税協もともとそういう形で出発したものであるから、ひとつ第一

（三面に続く）

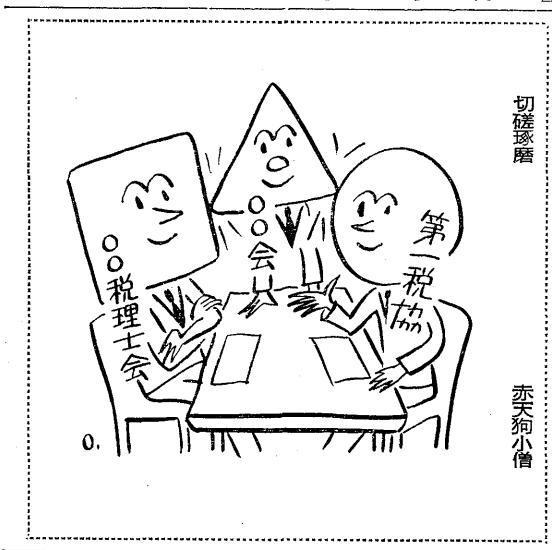

切磋琢磨　赤天狗小僧

座談会 税理士の常化と

（三面から続く）

税協としても将来ともその考え方だけは忘れないでもらいたいと思います。

では次に税理士会は現在正常化されているのかというと、私はまったく違うと思うんです。したがって皆さん大阪から来る新聞をお読みになった方もあると思うんですが、それはますますひどくなっています。われわれ税理士は、税理士になることが目的で試験も受け、また税理士になる道を選んできたと思うんですよ。公認会計士になる道を選んだのではないんじゃないかと思うんです。したがってもともとそういう考えで出発したものが、弁護士のやる仕事もほしい、公認会計士のやる仕事もほしいというわけで、あれこれすべてほしくなるんだね。そこに今日の紛争原因があるのであって、もともと法律に書いてあるとおりの税理士法のかたちにかえれば、何でもないことだと思うんですよ。

しかし将来の税理士会のビジョンは、何といってもやっぱり弁護士会ぐらいの複数の会があってもいいんじゃないか、そしてお互いの会の団体と団体とが意見を闘わせるというかたちがいいんじゃないかということですね。一つの会が頂点に立てば、すべて命令できるんだ、そのとおりに動けるんだということではなくて、そういう複数の会によって今後合議していくことが、むしろ税理士会の発展に通ずるんじゃないかと、このように感じているわけです。

司会　ありがとうございます。それではひとつ同じテーマで丸山先生お願いします。

税務法人の必要

丸山　諸先生が非常に上品な発言をなさったわけですが、私は野人なんで率直に申し上げますと税理士会の会員が年とともに増加して、会員構成が非常に多様化した。そこで会員個々の利害目的が必ずしも一致するということが考えられないというのが現実だろうと思うんですね。

そこで会員の権利、利益を守るために会というのが必要なのであって、それを守りえない会なのに会だけを守って何とか正常化するんだということは、私はナンセンスだと思うんですがね。

例をとってみますと、最近の税理士会というのは、一時に比べたしかに正常化された。これは率直に認めます。しかしいま岩崎先生がおっしゃったように、必ずいまの直りつつある空気が持続されてよくなるということは、私には考えられないわけです。たとえば商法改正問題においてこの問題が表面化したわけなんですが、要するに商法改正反対の運動を推し進めようとする会員のために、商法改正賛成会員が会費を払うというのは、ほんとにお笑いぐさだと思うんです。

だからもし正常化というものを考えるならば、当然個々の会員が最も望ましいと思うグループ、たとえば会の複数制でも何でもけっこうですからそういうものに入って、最も望ましいという会におのおのが自分の力を投入していってはじめて正常化ということがいえるのであって、まったく正反対な運動に自分のだいじな会費を投入するというような現状のままでは私は正常化というのは行なわれえないと思います。

もう一つは税理士会のビジョンですが、これについて私なりに考えている一つの問題は、監査法人があるように、これからの税理士業務はお得意さん、顧問先に対するサービス精神というのは非常にだいじだと思うんです。そうすると二人の税理士の事務所において行なうサービスは、非常に微々たるものですから、当然監査法人と同じように税務法人というようなものを将来作り上げて、おおぜいの衆知を集めてサービス業務を行なうという方向に努力するのも一つのビジョンであると私は考えたんです。

司会　ありがとうございます。では松木先生。

松木　じつはこのあいだもやはり座談会が開かれて、正常化という問題について一応いまの執行部になっている添田会長などと一緒に話し合ったことを記憶しているわけです。その後に東京税理士会の選挙があって、第一税協のほうで応援した人が一応執行部になったということは、非常に喜ばしいことだったと思うわけですね。ただ、はたしてそれによって正常化がどの程度に進行したかということになりますと、先ほどから諸先生がおっしゃってましたように、なかなか内訌しているような状態で、推進ということについては非常に疑問な点が多いと思うわけですね。さらにその正常化を推進するためには、われわれの組織がやはりつねに監視するというか、応援するような体制でやってないともっとひどい状態が起こってくるんじゃないかというふうに考えるわけです。

東京税理士会を中心にした商法の改正反対運動をみた場合にも、会の中でこの運動に反対の意見を持っている人が相当いるわけですね。たとえば公認会計士のグループだとか、また桜友会の中にもかなりいたわけです。ところがときの税理士会の執行部を握っている人たちが改正反対を推進すると、内部でなかなかこれに対して反対の意見が述べられないというような状態で、これはまさに正常化に逆行しているわけですね。だからそういう状態を、正しいことであれば意見を述べるというような状態にもっていくためには、先ほど来問題になっているように、各グループごとに一局複数の会を持つということが、正常化のいちばん中心になるような気がするわけですね。

そういう意味で商法改正反対運動は社会的にみて正しいかどうかというような問題も、当然あると思うんです。税理士会の内部においても、これが正しい運動であるという意見と、この運動の目的は別のところにあるという考え方があるというんですね。

と申しますのは、これのいちばん大きな証左は、ちょうどこのあいだの第一税協の新聞にも出ていたわけですけれども、税理士連合会の会長に立候補していた川口清大阪合同会の会長が、商法改正反対運動はそれ自体が目的ではなく要するに税理士会の力を誇示することによって他の目的を遂行するための牽制であるというようなことを、はっきり述べているわけですね。そういうようなことを主張する人たちが執行部の主流について正常化するわけがないんですね。それではそういう人たちに対して相当添田さんあたりが出ていって交代したかというと、依然として先ほども話がありましたように税政連の会長にまたなったというようなことは、はっきり新聞にも出ているわけです。また天野氏とか関本氏というような人たちが、やはり東京税理士会の副会長にいるというような現状は、よほど考えなくてはいけないと思うんです。この次にまた選挙があれば当然その人たちが中心になって出てきてまた何かをやるだろうということは、想像に難くないわけです。

だから当初第一税協を作った目的にそって、われわれとしてはそれを中心に推し進めていく以外ないんじゃないかと思うわけです。

敵に塩を送る制度は不適当

司会　ありがとうございました。では引き続いて松井先生、ご意見を伺いたいと思います。

松井　まず正常化うんぬんということですが、正常化をはかる会というものは、少なくとも私の記憶では選挙対策のためにあいうものができたのではなかろうか。そうすると税理士会そのものも、少なくとも当初においては俗にいう正常化が行なわれておったのではなかろうか。すると商法改正問題が脚光をあびてくるにしたがって、非常に尖鋭化してきた。そこで考えられるのは、さっきもお話に出たように政界にもいろんな政党があるように、税理士会においてもいろんなグループがあって、ぼくは当然だろうと思うんです。

ですけどその中において、結局その分野でも、必ず自分らのグループこそいちばん正しいんだというようなことがあるがゆえに、正常化をはかる会というものができ、それに関連して第一税協ができた。すると先ほどから意見が出ているように、一局一会制というのが現在の原則になっておりますがほんとうに複数制というものが可能であるのかが問題となります。ではこれから税理士会のあり方はどうなるんだということについて理想としては一局一会制であることが、ぼくは本筋だと思うんです。ですけど会員の意見が入れられないような一局一会制ならば意味がないので一局複数制にもっていければ、こんないいことはないんじゃないか。その実例として、会は違いますが先ほどもお話の出た弁護士会においては、実際それが正常に運営されておるわけですから、そういう方向にもっていくことが理想的ではないかと思います。けれども会の使命は、われわれがあっての会だと思うんです。それを先ほどのお話のように、極端な言い方をすると敵に塩を送るためにわれわれが会費を払い、そしてその送った塩でわれわれが首を締められているようなのが、いつわらざる現況じゃないかと思います。われわれはこのような状態を速かに解消して会員のためになる会の誕生を熱望し、その実現に努力したいものです。

第一税協の進路

岡崎　さきほどの松井先生のお話しのなかで税理士会の正常化の運動は選挙対策のために生まれたもので、その後に第一税協ができたように伺ったのですが、実は税理士会の正常化をとなえ、その実行に着手したのは第一税協が最初であったわけです。

当初税理士会の実状より見て、兼業税理士と専業税理士の問題を慎重に検討した結果、究極は税理士会は一局複数会制に進まざるをえないということであった。

私たちはいまでもその信念であります。

もちろんその過程において、現在の正常でない状態を正常にするという運動は必要であり、今後も続けたいと思います。具体的には税理士会内部の問題として役員間のあつれきだとか、役員と会員のあいだに血が通ってないというような状態をよくするということもありますが、今問題になっている税理士法改正の問題についても試験制度の改正だとか、職域拡張とか権威の拡大もけっこうですが、それは第二の問題で、基本的には会員各自が充実した仕事をして、彼らのやった仕事はほとんど申告是認になるというふうな質的な向上をはかるのが税理士会の使命であり、それを助長することが、われわれ第一税協にとっても非常に重要なことだと思うわけです。

それからもう一つは、選挙規則を改正する必要があると思うんです。というのは会長に立候補すれば一千万いるとか、副会長なら三百万だ五百万だというような多額な金を使って選挙を行なった結果は、必ずしもよくないと思うんですよ。だから選挙規則を改正して

（四面に続く）

もう塩はやれない　赤天狗小僧

出席者

（司）
岡田　松井　松木　丸山　岩崎　長坂　千正　大沼　下田崎
一　正修守利清長友寿
馬博輝司利正夫清吉士

永島徳造	池田洋次郎	高橋一郎	松木正輝	峯木清	岡田一馬
豊島区目白四―二四―五	北区王子二―一三―一	荒川区町屋二―七―六	荒川区西日暮里一―二九―四	墨田区江東橋三―一二―三	墨田区立花一―三―一六
綱島慶寿	鈴木秀栄	長田邦稲	玉家義雄	外村初	村上正雄
品川区北品川二―七―二三	大田区大森西五―二六―一一	港区新橋二―一六―一―三〇一 ニュー新橋ビル三―一七号	大田区久が原六―六―二	大田区東矢口三―二五―四	世田谷区下馬五―二―八
松井正輝	三枝潮	中島育広	中村惇	諏佐市之丞	橋本一雄
荒川区西日暮里一―二九―四	世田谷区豪徳寺一―九―三	世田谷区玉川瀬田町五―九	目黒区中根二―九―二一	新宿区西大久保三―八五	葛飾区柴又二―九―一七
村松良市	三輪三郎	岡部謙三	大堀雅三	丸山修司	竹崎徹
国分寺市内藤一―一〇―四一	杉並区和田三―四八―一四	中野区中央四―二七―一〇	杉並区高円寺南二―五―一一	北区赤羽西三―三四―三	武蔵野市吉祥寺本町三―三―六
都沢美夫	高森利正	斉藤嘉三	守屋芳房		
江東区永代二―三―四	江東区亀戸町二―二四―九	杉並区下井草四―三―二	江戸川区南小岩三―八―一〇		

強硬派をどこまで説得できるか

商法改正等難問山積の税理士会

一時の如き混乱した税理士会も最近ではやや落ち着きを取戻しつつあり少こうを得ていることほど同慶の至りである。会の当面の問題は、大別すると

一、全国商工会連合会のいわゆる「商工会等の臨時の税務書類作成等の資格付与」に対する要望書

二、税理士法改正案

三、商法改正対策問題

等であり、この他各部としての活動は多々ある。

一、「商工会等の臨時の税務書類作成等の資格付与」の要望問題

昨年十月、全国商工会連合会（以下全商連、会長は小川平二議員、長野第三区）が自民党税制調査部会にこの要望書を提出したのに始まり昨年五月全商連は日本商工会議所（永野重雄会頭）との連名で日税連に対し「前記要望につき協力方お願いの件」と題し、その資格を認める基準案を添付して政令改正につき協力を得たい旨正面切って申入れを行なって来た。他方この実現のための運動を過去一カ年間に亘り自民党内に行い、相当根回しを行なって居た。その間日税連には積極的な対策は見られなかった様であった。

昨年十一月に至り日税連新執行部に於て急き日夜対策に苦慮して始めた状態で、ご同情申し上げるが、楽観を許さない状態となっている。昭和三十八年青色申告会の「臨税問題」即ち五十条の拡大解釈適用問題を阻止した当時の青色会の対象者と商工会等の対象者とは、その規模・範囲・内容等において比較にならぬ程重かつ大で従って我々の職域に脅威を及ぼすことは論をまたない。ここで我々の最も恐れるのはこの問題で一歩譲り政令を改正されたらこの種の類似団体が今後この要求をしてくる恐れが多分にある。青色会、法人会等がその会員増強を税理士会の会員に強く要望し、又会員もこれに協力して居るが、これも、前記各会が各地区にて過半数の会員を得た時は法人格となり、若し、商工会等と同様な要望を出してきたら断ることはできまい。日税連傘下の或単位会では、若し商工会問題にて、政令が改正されたら、三者協定を破棄し、青色会、法人会等には一切協力しないとの決意さえ固めて居るとのことである。会員各位の自覚や切である。

二、税理士法改正案について

現在第二次試案を基礎に、この改正案の起草委員が、日税連執行部（正副会長会）と数回に亘り慎重に検討を進め、起草にかかりつつある。なかでも会員の関心的となる点は税理士会（単位会）の組織であると思う。現時点の改正案に依ると、現行法では一局一会となって居る処を一局一会を原則とし、会員の要望に依り、地域を限って、適正規模に依る複数会とすることとなった。これは一局に複数会ができるのではなく、その複数会が地域を夫々別けて（地域の重複を避ける）設立するというものであり、従って東京等において同志が集って会を設立するという訳にはいかない。この点、会員諸氏にとっても甚だあきたらぬものとなろう。尚、この設立を日税連が認めた場合のみである。但しこの改正案も昭和46年12月の日税連の理事会において可決されての上の話である。この他改正案では中正の立場とか、代理権（訴訟代理権を除く）試験制度（特別試験の廃止）事前通知の問題等種々盛り込まれて居る。

三、商法改正対策問題について

日税連の新執行部ではこの改正案に対して、先ず税理士の職域確保を重点とし、併せて中小企業の擁護育成を建て前として、慎重にこの成行を注視し、対処して行く方針と聞くが、職域確保とか、中小企業の擁護とかは何を意図するのか、又、どこまで強硬分子を説得して行けるかが見ものである。

何れにしてもこれらの諸難問題を抱えて、日税連はもとより東京会の新執行部においても、大変な事であり、心からご苦労様と申し上げる他はない。

（三面から続く）

金のかからない人物本位の選挙が行なわれるようなかたちにしたらどうか。そういう意味においても約七千名の会員のうちから会長を選挙するというのは非常に困難だから、やっぱり複数会制にしたほうがいい会長を選べるし、複数会制にして会と会とがお互いに切磋琢磨していくような状態が出てくることが理想ではないかと思うんですが、そういう意味からして私は第一税協は現実の会の内部の状態を逐次是正しつつ、われわれの推した役員を応援しながら、究極は一局複数会制の問題にもっていきたいと考えているわけです。

司会　ただいま岡崎先生から、第一税協の一つの見解というものをご披露いただいたわけなんです

座談会・続

税理士会の正常化と理想像

が、ただ問題は先ほども申し上げたように、公認会計士である税理士の立場と、それから税理士という立場とは、おのおの違うわけでございますね。

そうするとわれわれの意見を通す上において、これは商法の改正問題も税理士法改正の問題も同じでございますが、通すということに関しては、やはり力ということになるわけです。ただ私どもが税理士会の正常はこうだといってみたところで、これは数の上からいっても力の上からいっても、なかなか通らない問題ではないかと思います。

そこでこれは公認会計士である税理士ということで、公認会計士協会の方々からも充分なる応援を必要とするわけで、それでこそはじめて多少でも力がつくのではないだろうかというふうに考えておるわけなんです。

岡崎　もう一つ、公認会計士と通知公認会計士会との問題がありますが、公認会計士協会の中に税務を兼業しているものが、第一税協と通知公認会計士会に分かれているのはどうも力を二分する結果になるという意見があります。これはその通りです。

だから一案として協会がこれに対して何等かの措置をしてもらいたいという意向もあります、じつは第一税協は公認会計士協会がバックになって動いているという印象を与えることは非常にぐあいが悪いんです。彼らは公認会計士の資格でやっているんだ、われわれ専業には関係ないことでも彼らは取り上げてくるんだという抵抗を受けるわけです。だから資金的な援助をしていただくのはいいんですけれども、協会が表立ってやるということは協会自身のマイナスにもなるし、第一税協にも決してプラスにならない。正常化に熱心な専業の方々のなかにも第一税協が非常に強いことをいえるのは、彼らはいつでも最後になれば通知に逃げられるから身が安全だ、われわれはそういうことはできないんだ、だから第一税協のような思い切ったことはできない、というような考え方が頭にあるんです。

ですからわれわれは兼業であるけれども、第一税協はあくまでも税理士会の内部の会である建前上税理士会の正常化なり、あるいは税理士の将来の展望を語る場合には、やっぱり純然たる税理士で物を言わないといけない。そういう点はぜひご理解願いたいと思います。

司会　それでは定刻になりましたので、これをもって終りたいと思います。どうもありがとうございました。

早春余話

有賀徳寿

「ここがいいや、ここに、しよう」といって、私たちのテーブルの傍らに、二人の青年が椅子を引き寄せて腰をかけ、黒と茶の鞄をさり気なくテーブルの下に押し込んだ。或る土曜の午後である。二人は年のころ三十歳前後で、まだ学生気質の消えやらぬ、元気発らつたる若人である。私は久しぶりに老妻としめし合せて、昼食を共にしようと、都心の或るレストランに立ち寄り、ビールを注文した直後だった。春はそこまで来ているというのに、暖房のほどよい暖気が、「ビール」と思わず口にさせたのだろうか。二人の青年も私たちのテーブルに運ばれたビールを、横目でチラリとながめ、これも同じように「ビール二本！」とボーイに告げた。

「ところで君！　先日のデモに参加したのかね」

私はデモと聞いても、別に何の反応も呼び起さない昨今だったが、その声にではなく、その姿をもう一度よく見たかったのである。

ところがその青年の胸には、紛れもなく税理士のバッチが、二つとも向い合って光っていたのに、異様な関心を覚えたのである。

「馬鹿々々しい、誰があんなデモに参加するものかね、商法改正絶体反対！　中小企業を守れ！　こんなスローガンが、一体誰の注意をひくというのだね。専門家だってよくわからない問題を、プラカードにかかげて、街をねって歩くく。最低だね。本業の〝税〟を民衆に訴えるならいざ知らず、納税者の存在を忘れたような、あんな行動には、とてもじゃないけれどついてゆけないね。あれで一段と税理士の品位と地位を下げたと思うよ」

「同感、同感！」

そばのテーブルにビールが運ばれた。私の方はチビリ、チビリと、できるだけ時間をかけて、舐めるようにしているのに、彼等はグイ、グイと、怒りでもこめているように、飲んでいる。

「若い気狂いのような税理士のあとから、お義理立ての年寄り税理士が、仕方なく歩いてゆく光景を想像したまえ、どちらもどちらといいたいね」

私は年寄りの、といわれた時、家内と顔を見合わせて、不快とも愉快とも、たとえようのない笑を交わした。私はこの時ほど、バッチをつけていなかったことを、幸わせと思ったことほなかった。話は急に横に飛んだ。

「君も一課目を残して、三年もかかったのに、一度で二次に受かったほ、不思議だね」

こんな会話は、その道の人でなければ、わからない言葉である。

「ほめているのか、けなしているのか、わからないね」

「まあほめておこう。俺は口頭でどもり続けているからね。会計士に税法の試験を受けさせようというが、我々みたいに、税理士から上ってゆくのは理想的だね」

私はこの上ってゆくという一言は、専業税理士を代表した或るコンプレックスのようなものが、含まれているように思った。そしてこれは、税理士会指導部が、職業に対する確固たる信念を持っていないからではなかろうか。また商法改正絶体反対！　といっているのは、一人の青年がいった通りこれもコンプレックスの現われではないだろうか。あれやこれやを思いながら、一抹の寂寥を禁じ得なかったのである。

彼等は更にビールを注文し、ひとの商売に口を出す暇があったら勉強でもしろ、それがいやなら、税理士の地位を高めるような運動でもしろ、といっているようだった。彼等はたしかに普通試験で税理士になり、第三次で会計士になるのを、当然の道と考えているようだった。

それから話が業界の内部に戻っていったかどうかは、知る由もないが、私は先に来たものは先に帰るのが順序とばかり、勘定書を手にして外に出た。風は寒いが、春のきざしが、ほのぼのと街角に流れていた——。

投稿のおねがい

——編集後記に代えて

「第一税協」新年号をお届けします。年末惚忙の裡に編集作業を進めましたので、意に満たないところが多々ありますが、ご愛読を賜わりたいと存じます。

なお、岡崎会長の「新春を迎えて」にも触れてありますように、本紙は今年より月刊発行に踏み切りましたので、この新年号のあとすぐ二月号の編集にとりかからなければなりません。ニュース委員一同、緊張して次号以降の企画を種々練っておりますが、それにしても会員の皆様の原稿が続々と寄せられなければ、継続発行はおぼつかないことになります。機関紙を継続発行するということは、その団体の力のあらわれであり、誇りでもあります。どうか、いろいろな種類の原稿を投じてください。

★税理士会の正常化をはかる

★中小企業をようごする

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

第一税協

昭和47年2月1日（火曜日）　第6号

発行所
第一税理士協議会
東京会
東京都中央区日本橋江戸橋3—5
郵便番号 103　朝日ビル
電話（271）8759
発行人　岡崎寿士　（一部 50円）
編集人　岡田一馬　（年極500円）

目次

日税連、臨税問題に敗れる

2月3日、政令第10号発令さる

二月三日、政令第10号発令によって、商法改正反対に夢中になり、その目的達成のため中小企業を母体とする商工会を味方にするべく、臨税問題対策に手を抜いていた日税連執行部は、もはやこの問題を白紙にもどすことは不可能になった。

一昨年から、「商工会等と臨時の税務書類作成等の資格を付与」させるための政令改正の要望を執ように国会等へくり返していた全商連の運動がついに効を奏した。

からくも、一月二十九日、国税庁と日税連、中小企業庁と全商連の四者において、政令改正への歯どめとしての日税連の基本的な条件につき仮調印をすることができた。たとえば税理士の皆無地区の問題——税理士の隣地から二キロ以内は、税理士がたとえ皆無であっても臨税はおけない。というような最低条件について、四者の了解が成立し、これを折りこんで今回の政令改正、となったのであった。

四者協定はいわば当然のことなので、税理士会内部の強硬派は、歯どめなど不要、あくまで反対だと意気まいている。しかし慎重派は、全商連のばあい農業協同組合漁業協同組合よりも影響する層が広いので少なくとも歯どめの必要があるとしている。

確かにこの強硬派に突き上げられて、遅まきながら日税連執行部は自民党方面に陳情をやったことはやった。しかし自民党の関係議員は、税理士会の商法反対をめぐる過去四年の「士」らしからぬ行動と「論理」のために、税理士会のいうことを真剣に聞いてくれないのである。構成員の人数が多く団体として強力なようには見えても、その指導論理が矛盾していたり荒唐無稽であれば真の団結を果たすことはできず、たとえば票になると弱い結果しか出てこない。過去同会の支持議員が極めて少数しか当選していないという実績からみてもこの点は明らかである。国会議員は、そういうことも冷静に見ているのではあるまいか。

商法改正によって税理士の職域侵害とはならないが、臨税実現は極めて露骨に職域侵害となる。これは税理士法に背反し、税理士制度を根底からゆさぶる重大問題である。しかも法人会、青色申告会等も続いて要求しないとは誰もいいきることはできまい。民主商工会でさえ、こうなるとその動きは無気味である。もともと全商連に臨税の資格を付与しなければ、民商の会員が増えて困るというのが今回の問題発生の一つの要因であったが、民商はそんなに甘くはなかろう。

臨税問題は、まさに大会を開くべき重大事であった。しかもこれは、専業税理士、第一税協、桜友会等すべて打って一丸となって団結できる共通の大問題であったのである。今から九年前に、青色申告会からこの種の要求が出たときは、速やかに大会を開き、その要求を退け、三者協定にまでこぎつけていたのに、今度は一体どうしたということであろうか。これは明らかに朝日、木村、添田各氏を主軸とする現執行部の大きな失敗ではないだろうか。強硬派、慎重派入りみだれ腹背何れに顔を向けるべきか現執行部の苦脳は容易に察せられるが、この問題は強硬派を活用し、いわば毒を以て毒を制すべきではなかったか。日税連傘下の或る単位会では、臨税資格付与の政令改正が出たら、青色申告会との三者協定できえ破棄し、今後青色会、法人会等にも一切協力しないと宣言していたが、そうなると混乱はとどまるところを知らないであろう。

商法改悪反対決起大会を予定

税理士がデモ?と批判の声も

商法改正案の国会上程を間近かに控え、再び反対を打ち出した日税連は、又も昨年と同じような決起大会を開きデモ行進をする——まさかという向きもあるが、二月一五日を目途として「商法改悪反対決起大会」をやるらしいことは諸般の事情からほぼ間違いのない模様である。例えば「商法の一部を改正する法律案」等に対する陳情書を配布しているし税理士会の普通会費のなかに二万円の商法改正反対運動費を織り込んで徴収せよ、といっている単位会があり会員一人から十万円を無利息で借りるべし、と主張している単位会もある。所謂連合会債である。また専税協は「資金カンパのお願い」を会員に発している。

商法改正問題の今後の推移如何によっては下部からの突上げで、日税連として相当積極的に動かざるを得ないらしいことがこの資金徴収の異常さからも伺い知ることができるのである。これらの資金集めは、もちろん税理士法改正運動も考えてのことであろうが、税理士会員としては、デモの費用まではどうもという声がある。

商法改正は、証券取引法改正と車の両輪のようなもので、これが実現しなければ、わが国の証券民主化の実を挙げることはできないし、ひいては国際場裡に比肩し得る日本経済の発展ということを望み得べくもない。考えてもわかるように、資本金二億円以上の企業を監査し、株主総会提出前に財務書類を監査して粉飾決算を未然に防ぐという商法改正は、澎湃たる時代の要請である。単なる公認会計士や税理士の利害関係のレベルで論ずべき問題ではない。それは政府提出の法律案であることからも明らかである。したがって、商法改正案の内容が税理士業務に弊害があるという考え方は全くの思い過しであって、公認会計士が監査に専念すればむしろ税理士の職域拡大になるはずである。

昨年のデモ行進は、執行部としては成功論を称えているようだが会員の多くは全く逆で、納税者を忘れたような恥ずかしい行為であるとの声が高まっている。執行部のきめた「税理士法改正基本要綱」も問題点が随所にあるといわれており、かかるとき決起大会やデモ行進を阻止できないとしたらその執行部に会務を任せることは税理士制度の将来が懸念されるばかりである。良識ある税理士会員の奮起による体質改善がつよく望まれる。

みっともない「士」のデモ

赤天狗小僧

主流　税理士法改正案について

税理士界報に、税理士会連合会は去る十一月二十六日常務理事会において税理士法改正基本要綱案を了承した旨報ぜられその要綱案全文が公表された。

それによると税理士法のほぼ全般に亘って改正する意向が示され、その内容の主なる点は、

(1) 税理士の倫理観の確立を計るため深い教養と高い品性の陶冶に努め法令実務精通すること

(2) 税理士の業務を税目の列挙主義から包括主義に改めること

(3) 税理士の業務を独占業務と附随業務に分けて独占業務としては税務代理、税務書類の作成税務相談に区分し、税務代理の範囲を明定して、現行税務代理のその他の事項の内に『主張陳述』を加えること。税務書類の作成については財務書類の作成を含めて左のように規定すること、即ち税務官公署へ提出することを直接の目的として作成する『財務書類』その他の書類は税務書類であることを明定することとして、これによって財務書類も又税務書類であることを明記せんとしていること。又税務相談についても財務書類も又税務書類であるという観点から財務書類の作成に関する相談も又当然税務相談に含むものとしていること。

又附随業務として(1)会計業務(2)税務訴訟代理と規定して(1)会計業務に関しては税理士はその名称を用いて会計業務を行うことができるとしていること(2)税務訴訟代理については租税法令及び会計に関する専門的知識の実務応用能力を利用して代理機能を果したいとしていること。又これと関連して税理士の資格資格を取得することによる権限の範囲を拡大せんとしている。然しこれらの内容が公認会計士弁護士の職務範囲と極めて大きな関連を有するのみならず、税務官公署との関連においても利害の調整を計る必要があり大きな問題を提起している。仮に会計業務に限定して考えてみても会計業務が税務業務であると主張し得るかどうか、又財務書類の作成が税務書類の作成となるのかどうか、財務書類の作成について相談を受けることを税務相談の範囲に含むことが果して理論上成立つのか、公認会計士の行う会計業務や現在は何等の制限を受けていない一般会計業務との関係をどう扱うのか。

以上のとおり今回の税理士法改正案は関係諸団体への影響を顧慮することなく、あまりに自己主張のみを誇示した独善的思考からの発想と思われる。特に弁護士法、公認会計士法、税理士法の三法の職域混乱を来たすものとして制度上からも賛成できない。すくなくともこれら三団体の意見の調整なくしてこのような改正案を発表したことは友誼団体に対する非礼でもあり徒らに紛議を惹起する結果となり賢明な策とはいえない。執行部に人なきを憂うものである。

結局は一局一会に逆もどりか

組織問題でも日税連執行部弱腰

組織が巨大となり、そのなかに利害関係を微妙に生ずるばあい、弁護士会のように当局への交渉権をもつ組織を複数にするというのは、税理士会のばあいも大方の強い要望である。いわゆる一国税局複数会制である。それは利害関係を等しくする同志の大同団結という点に強い動機の一つがある。

ところが日税連正副会長会できまった案は、地域別に分割するという複数案である。同一地域内に二会の設立はできない、二会以上にするには東京では、その地域を何カ所かにわけてそれぞれに一会を設立するというこの案では、いたずらに力と組織を分断して弱くするものだけだという強硬派を説得することはできないといわれる。いわんや、昨年末の日税連の理事会において、この複数案への反対は極めて少なく、大部分が賛成であったのに、口を開けば和をもってと主張する木村会長はひとりでも反対があればということでこの複数案さえも採決をしなかったという、まことにあきれた態度である。何のことはない、一局一会に逆もどりしそうである。

昭和47年度税制改正の要綱（全文）

福良私案をめぐって難航をかさねた税制調査会の答申をうけて政府は去る一月五日「昭和四七年度税制改正の大綱」を発表した。大綱に見積られている昭和四七年度の五〇億増税案については、大方の期待に反するものとして、一部につよい反対の声もあがっているが、減税そのものは、いわゆるドルショックに伴なう年内減税で果たされた？　つもりでいるのか、政府もやりくり算段に苦慮しているのであろう。さらに大綱をうけて、その後に煮つまった新しい具体案や細目を盛りこみ、1月25日「昭和四七年度税制改正の要綱」を閣議決定した。ことしの税制改正の方向を予測できると思われるので、本紙ではさっそく、全文を掲載する

最近における国民負担の状況にかんがみ、さきの年内減税における所得税の一般減税（四六年度で一、六五〇億円、四七年度では二五三〇億円となる）に引き続き、老人扶養控除の創設、寡婦控除の適用範囲の拡大、配偶者及び心身障害者に対する相続税の軽減などを行ない、法人税の付加税率の適用期限を延長するほか、当面の経済社会情勢の推移に即応するよう住宅対策、公害対策、中小企業対策等のための諸施策の拡充を図り輸出振興税制を大幅に整理縮減するとともに、空港施設等の整備充実に資するため航空機燃料税を創設することとし、次のとおり税制改正を行なうものとする。

一、所得税

(1)老人扶養控除の創設

扶養親族のうち年令七十歳以上の者について、通常の扶養控除（十四万円）に代えて年額十六万円の老人扶養控除を設ける。

(2)寡婦控除の拡充

扶養親族のない未亡人についても、所得制限（年一五〇万円）のもとで寡婦控除の適用を認める。

二、相続税

(1)配偶者に対する相続税の軽減

配偶者の取得する遺産については、婚姻期間が二十年以上である場合には、その取得額三、〇〇〇万円で相続税を課税しないこととする。婚姻期間が十年から二十年までの場合には、非課税限度額をその年数に応じ一、〇〇〇万円から三、〇〇〇万円までとする。

(2)障害者控除の創設

心身障害者が相続により取得した財産に係る相続税について、七十歳までの一年につき一万円（重度の心身障害者については三万円）の税額を控除する制度を創設する。

三、法人税

1.法人税の付加税率（基本税率三五%の五%）の適用期限を二年間延長する。

(2)金融保険業に係る貸倒引当金の繰入率を一・二%（現行一・五%）に引き下げる。ただし、既往の引当金繰入額については、直ちに取りくずさないよう所要の経過措置を設ける。

（注）上記(2)の改正は、昭和四七年三月一日以後終了する事業年度から適用する。ただし、相互銀行信用金庫、信用組合、農業協同組合等については昭和四八年三月一日以後終了する事業年度から適用する。

四、租税特別措置

(1)住宅対策

①持家取得控除（仮称）の創設

自己の居住の用に供する住宅を取得した個人について次により所得税の税額控除制度を創設する。

（イ）対象とする住宅は、昭和四十七年一月一日以後二年間に着工又は購入した新築住宅で、床面積一二〇平方㍍以下のものとする。

（ロ）住宅取得費の一定部分の一%相当額（最高額二万円）を取得の年以降三年間所得税額から控除する。

②住宅貯蓄控除について次の措置を講じたうえ、適用期限を二年間延長する。

（イ）対象とする住宅の床面積を一二〇平方㍍以下、（現行一〇〇平方㍍以下）に改める。

（ロ）勤労者財産形成貯蓄を頭金として勤労者が事業主等から住宅の割賦分譲を受ける場合を適用対象に加える。

③建設会社、保険会社等の住宅貸付保証に伴う家屋の抵当権設定登記に係る登録免許税の税率を〇・一%（現行〇・四%）に軽減する。

(2)公害対策及び産業安全衛生対策

①公害防止費用の支出が相当多額にのぼると見込まれ、かつ、所得変動が大きいと認められる業種に属する企業について、公害防止準備金（仮称）を設け、売上金額の〇・三%（所得変動が著しい特定の業種については〇・六%）の積立てを認める。

②公害防止施設の特別償却の対象に悪臭防止施設等を加える。

③特定の産業安全衛生設備について初年度三分の二の特別償却制度を創設する。

④発電及び製鉄に供される燃焼用揮発油に対する揮発油税及び地方道路税を三年間免除する。

(3)中小企業対策

①同族会社の留保所得課税についての定額控除額を三五〇万円（現行二〇〇万円）に引き上げる。

②現行の中小企業用合理化機械の特別償却制度に代えて、中小企業者が取得する新たな機械装置（五〇万円以上のものに限る。）で製造業、建設業、倉庫業その他一定の事業の用に供するものについて初年度五分の一の特別償却制度を設ける。

③個人の青色申告者について、青色事業主特別経費準備金に代えて青色申告控除（年一〇万円）を設ける。

④中小企業の貸倒引当金の繰入限度額の特別制度の適用期限を二年間延長する。

(4)技術開発及び情報化の推進

①増加した試験研究費についての税額控除制度の適用期限を二年間延長する。

②電子計算機の特別償却についてその率を、四分の一（現行五分の一）に引き上げたうえ、適用期限を二年間延長する。

③電子計算機買戻損失準備金について、その積立率を二〇%（現行一五%）に引き上げる。

④ソフトウエア業について、プログラム納入後の補修に備えるためプログラム保証準備金（仮称）を設け、売上金額の二%の積立てを認める。

(5)農林漁業対策

①土地改良法の改正に伴い、不換地に係る譲渡所得について一五〇万円の特別控除を認める。

②中小漁業振興特別措置法の改正に伴い構造改善計画を実施する中小漁業者について、その漁船に二分の一の割増償却を認める等の特例措置を講ずる。

③肉用牛の売却による農業所得の免税措置の適用期限を五年間延長する。

(6)企業体質の改善及び設備の近代化

①重要産業用合理化機械の特別償却の対象に海上運送業用大型コンテナ等を追加する。

②船舶の特別償却の率を三分の一（現行五分の一）に引き上げる。

③航空機の特別償却の対象を拡大するとともに、大型航空機についてその率を四分の一（現行五分の一）に引き上げる。

④機械装置の増加償却についてその割合を一時間当たり三・五%（現行二・五%）に引き上げる。

⑤製品保証等引当金の対象として電気冷蔵庫を加える。

(7)通貨調整に伴う措置

①通貨調整に伴う巨額の為替損失をこうむることとなる企業に対し、次により換算差損相当額を税務計算上早期に繰り上げて損金に算入することができることとする。

（イ）対象とする差損相当額は、昭和四十六年十二月十九日現在で確定している長期外貨建債権純残高に係るものとする。

（ロ）その差損相当額は、同年十二月二十日を含む事業年度及びその後十年間の事業年度の益金から順次控除する。

（ハ）青色申告を要する等一定の要件を付する。

②昭和四十六年十二月二十日以後に計上した長期外貨建債権について、次により各事業年度末において準備金を積み立てることを認める。

（イ）積立額は、長期外貨建債権純残高について、各事業年度末における帳簿価額が当該事業年度末の為替相場によって換算したものとした場合の金額をこえる場合のこえる金額とする。

（ロ）この準備金は、翌事業年度に取りくずすものとする。

（ハ）青色申告を要する等一定の要件を付する。

(8)輸出振興税制の整理

次の輸出振興税制を廃止する。

①輸出割増償却制度

②工業所有権、著作権及びコンサルティング役務に係るもの以外の技術等海外所得の特別控除制度

(9)土地税制

①地方公共団体等が公共用地を取得する場合の譲渡所得について次の措置を講ずる。

（イ）地方公共団体が収用事業者に代わって取得する収用対象用地について一、二〇〇万円の特別控除を認める。

（ロ）地方公共団体が取得する幼稚園、廃棄物処理施設等の用地については、収用事業の認定を受けなくても一、二〇〇万円の特別控除を認める。

（ハ）「公有地拡大の推進に関する法律」（仮称）の制定に伴い、地方公共団体等が同法による先買権を行使して取得する土地について三〇〇万円の特別控除を認める。

②次に掲げる場合の譲渡所得について、特別控除を六〇〇万円（現行三〇〇万円）に引き上げる。

（イ）古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法、首都圏近郊緑地保全法、近畿圏の保全区域の整備に関する法律、防衛施設周辺の整備等に関する法律及び公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の規定により土地等が買い取られる場合。

（ロ）史跡として指定された土地、自然公園法の特別保護地区内の土地及び草地利用権の底地が買い取られる場合

(10)その他

①特定の国宝、重要文化財などを国に譲渡した場合の譲渡所得を非課税とする。

②期限の到来するその他の特別措置については、実情に応じ改定または廃止するものを除き、その適用期限を延長する。

五、航空機燃料税の創設

次により、昭和四十七年四月一日から航空機燃料税を創設する。

（1）課税物件は、航空機に積み込まれる航空機燃料とするが、外国との間を往来する航空機の燃料は、非課税とする。

（2）納税義務者は、航空運送事業者、航空機使用事業者等とする。

（3）税率は一キロリットルにつき一三、〇〇〇円とし、航空機に積み込んだ月の翌月末までに納付する。

なお、次のような暫定軽減税率を適用する。

一般の航空運送事業者等

四十七年度　五、二〇〇円

四十八年度　一〇、四〇〇円

四十九年度（本則）

小型機のみを使用する航空機使用事業者

四十七年度（非課税）

四十八年度　五、二〇〇円

四十九年度　一〇、四〇〇円

（4）税収の十三分の十一に相当する額は、国の空港整備等の財源に充当し、十三分の二に相当する額は、空港整備事業、航空機騒音対策事業等の経費に充てるため空港関連市町村に譲与する。

六、その他

（1）中型及び大型の乗用自動車に対する物品税の税率を暫定的に二〇%（現行中型三〇%、大型四〇%）に引き下げる。

（2）その他所要の税制の整備を図る。

（備考）以上の税制改正による増減収額は、別表のとおりと見込まれる。

（別表）

昭和47年度税制改正による増減収見込額

（単位：億円）

改正事項	平年度	初年度
1 老人・寡婦対策	77	73
2 相続税の軽減	121	30
3 貸倒引当金の改正	＋487	＋354
4 住宅対策	159	101
5 公害対策	113	28
6 中小企業対策	391	182
7 技術開発・企業体質の改善等	265	98
8 通貨調整に伴う措置	138	132
9 輸出振興税制の整理	＋640	＋320
10 その他	30	30
計	167	0
11 航空機燃料税の創設	＋121	＋48
合計	46	＋48

（備考）

上記のほか、航空機燃料税の地方譲与分の増収額は下記のとおりである。

平年度　22億円　　初年度　9億円

論壇

「税理士法改正基本要綱」批判

松木正輝

一、改正は試験制度の正常化にしぼれ

このほど日本税理士会連合会において「税理士法改正基本要綱」がとりまとめられた。この案の内容を検討すると、税理士の立場から自己主張するあまり現実を無視し、実現困難なものを含み、税理士法に利害を有する団体に無用の刺激を与えるおそれがある。この結果、緊急を要する改正事項までまた先に延びることになる可能性もある。

私は以前から税理士法は、試験制度に問題のあることを主張してきたのである。現行複数の試験制度の変則性こそは税理士制度の発展を阻害する最大の問題であるからである。しかるに今まで税理士会は商法改正反対運動に、うき身をやつし、多額の会費を乱費し、精力を集中してきた。商法改正反対運動のような税理士制度と直接かかわりのないことにとらわれず会員の利害が一致する試験廃止の正常化という一点にしぼって運動を促進すべきであった。

おそまきながら、今回の税理士法改正案には試験制度の正常化を大きくうち出し、税理士制度の危機を訴えていることには賛成である。しかし、会計業務を税理士業務の範囲に加え、公認会計士が税理士登録資格をもつこと、及び税理士登録即税理士会入会を強制し通知制度を廃止する主張、一局複数会の在り方については大いに批判のあるところである。

二、会計業務の問題

会計業務は法人税、所得税等の課税標準の算定の前提条件であり業務の主要部分をなすものであるから、税理士の名において会計業務を行なうことができる旨、法文上明確に規定すべきであるという主張である。

たしかに会計が法人税等の課税標準の算定の前提であることは事実である。しかし、税理士は本来税務代理、税務書類作成等を行なうべきもので、会計はその前提として存在しているにしかすぎない。弁護士がその事件の判断に会計思考を用い、不動産鑑定士が不動産鑑定に資産評価基準として会計判断を援用するようなものである。さらに、商法改正反対運動及び専税協の一部の根づよい公認会計士試験の特例を要望する人々の真意が奈辺にあるかを考えるときこれに反対せざるをえない。

三、公認会計士の税理士登録資格及び通知制度廃止は不当

この要綱は「……公認会計士は、会計学に精通してはいても、必ずしも税務に関する法令と実務に精通しているとはいえない。」から税理士の資格付与は不当だと述べている。要綱案を作成した起草団（首席川口清氏）の人々は公認会計士試験に税務に関する実務があり、また監査を行なうときに税の高度な知識が必要だということをご存じないのかも知れないが、他の職業人にたいし無礼の限りである。

さらに通知制度を廃止し、全税理士を税理士会に全員強制加入させるということである。強制加入団体である以上、少数者の意見も尊重し充分に民主的運営が行なわれることが必要である。しかるに現在の税理士会は、まだ一部硬直的先鋭分子が存在し、自己の主張のみで強引に会をひきずっていく危険性が残っている。このような危険性を除去することが第一である。また会が民主的になったとしても、弁護士会、公認会計士協会を説得してこの要綱が実現できる可能性があると、執行部は考えているのか伺いたいものである。

四、税理士会一局複数制について

要綱はまた「一局一会制を原則とするが国税局の管轄区域を区切って複数会を設立できるものとする。」とある。ようするに地域別の複数制を認めようということである。われわれからすると地域別の複数制では不充分であって、志を同じくするものだけで税理士会を作り、仲良く運営していきたいものである。内部的にいがみあい、自己の意に反するような会費の乱費をみることはしのびない。この際、強制加入団体であるだけに、円満な運営ができるような、地域別だけでなく、同志的結合の団体の設立を強く望むものである。

五、他と摩擦を起こす改正事項は、除去せよ

以上述べたように当面は、会員に直接緊急に利害があり、一致して支持されるもののみとし、他の団体と摩擦をおこすおそれのあるものは避けることが賢明である。いたずらに自己主張をし、一挙に地位の向上をはかるのではなく、一歩一歩、社会の信頼を得て、相手方の納得の上で次に進むのが、最も現実的である。今回は試験制度の正常化にしぼって、挙会一致全力をあげることを強く望む次第である。

これでよいのか 複雑な 税理士会の会費の流れ

税理士会の会員から受取る会費の流れを、決算書などによって分析し推理すると図のようになる。まことに複雑であって判断しにくい。特別会計が幾つも設けられており、この特別会計は目的を果たしても、いつまで続くのかわからない。又、税理士会の会費として受取ったもののうちから政治連盟、協同組合、連合会の法対策特別会計へと会員の自由な意志を無視して流れている。

政治連盟などという政治団体に強制的に会費を徴収して払込み、加入させているのは変な話しである。おまけに会員の気持ちを考えずに、その資金で商法改正に猛反対して運動するとはどういうことか。われわれ一般会員は政治連盟の詳しい決算書をみたことがない臭いものに蓋をしているのか、公開して欲しいものである。

次に目につくのは、特別会計であり、会計単位を同一の場所で同一の会のなかで分ける理由が何処にあるのか聞きたいものである。とくに連合会の法対策特別会計は税理士会から一般の連合会負担金の外に、こうも多額の法対策負担金として恒常的に、「業務改善費」から支出している。商法反対運動費が、ここから億にのぼるものとして乱費されたことは想像に難くない。法対策特別会計がいつ頃からどういう経緯でできたのか説明して欲しいものである。

いずれにしても会員としては、このような複雑な会費の流れは、もっと単純明快なものに変えてもらうようにしてもらいたいものである。

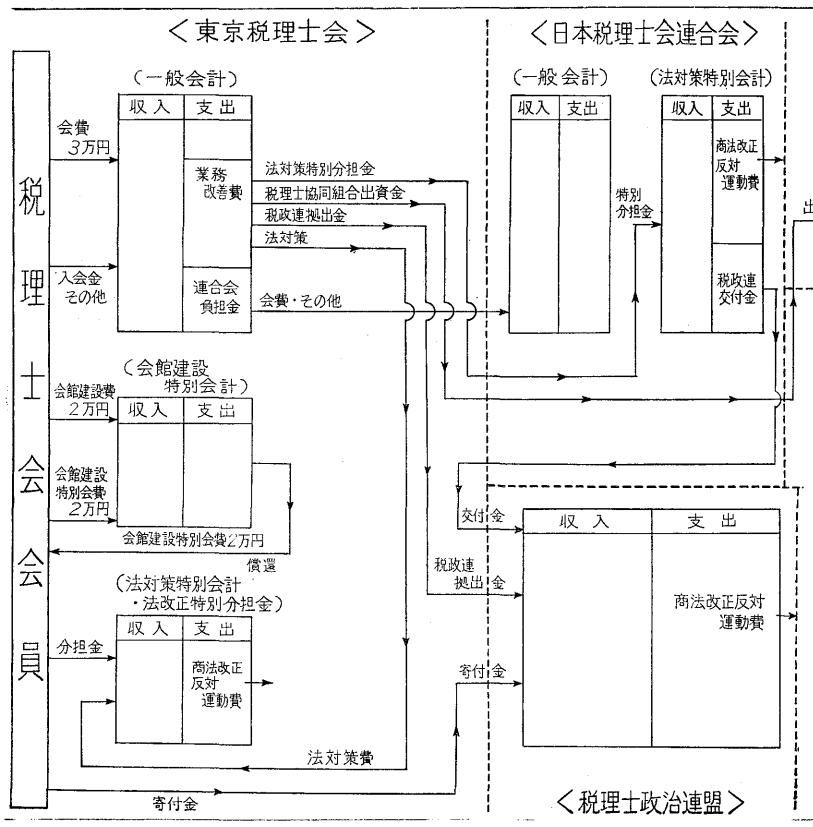

第一税協へ入会しよう

第一税協の性格は本紙の今迄数次に亘る刊行と新年号によって、大方の先生方は十分に御納得されたことと思う。

聞けば本号は会員外の先生方にも、もれなく配布された由、その熱意には深く敬意を表する。更に本年からは、月刊紙となるに及んで、小会なるが故に、果してその経費の負担に耐え得るかどうか。まことに危惧の念に堪えざるところであるが、小数とはいえ会員の異常な努力は、何とかその困難を克服してゆくであろうことを、確く信じて疑わない。そこで私は、税理士業務を行う公認会計士は、等しく税協と同縁、同憂の士であることに思いをはせ、小数会員のみによる犠牲を、いつまでも強いることなく、一臂の労を籍す友情をここに寄せられんことを切望して止まない。

私が応々、いや常に耳にするのに「そんな会に入っても何の得もないから……」と、入会を拒む言葉がある。人間は目前の利害にのみ生きる動物であってはならない。常に明日を築くため、子孫、後輩のために、犠牲を払わなければならない。またその子孫後輩も、次の時代に対して、我々同様、犠牲を払うであろうかくてこそ進歩は生れるのである。協会の会費に対してすら「監査はやっていないのだから」というものもいる。協会や税理士会は、強制加入だからと、大部分のものは、諦めつつ、いやいやながら会費を納めているのであろうか。

会のあるところ、必ず会費はつきものと考えるのが常識であって、自分に直接得がなければ、現在の誰かが、将来の何者かが、得をするのであろう。その誰かがは、何れも自分の同僚か、直系、直属であることをもって、満足としなければならない。飲み食いの会と、根本的に異る理由がそこにあるのである。税協の会費といっても、ここで言うを憚かる程度の少額である。どうか弱小なりとはいえ、強靭な税協のため、資格者全員の入会を願って止まない。

（有賀　徳寿）

随筆　二日灸（ふつかきゅう）

辻真

想えば、筆者と税理士会との因縁は随分永い。税理士の前身である税務代理士の制度ができたのが昭和十七年であったと記憶する。その時、東京国税局長から指名された数人の人達が発起人となって東京税務代理士会の設立に当たった。筆者もその発起人の一人であったから、想えば随分永い間柄である。昭和二十六年税理士法が制定され、東京税務代理士会は、東京税理士会に改組せられた。当時常務理事で総務部長であった筆者は、税務代理士会から税理士会への改組の手続上の責任者としてその事務を担当した。

現在筆者は、東京税理士会の相談役であるが、会との因縁、こうした浅からぬものがあったので、今も常々、税理士会に対してはいわば郷愁の念切なるものを持っているのである。

計理士会に対しても想い出は多い。そのなかで、昭和十五年、世を挙げての統制時代、計理士会も大同団結して「計理士会」と称するいわば一種の統制会ができた。その会長が、八田嘉明氏であったことは広く知られているが、次の年昭和十六年主務官庁が、商工省から大蔵省に移管されて、それを機会に計理士会の会長が藤山愛一郎氏に変わったことは、余り記憶されていないようである。

その藤山愛一郎氏が、昨今、訪中議員団の団長として党規違反のかどで、自民党から役職追放のお叱りを受けたというニュースが新聞紙上ににぎやかである。政界に興味のうすい筆者には事の真相は判らないが、タキシードの胸のポケットにのぞかせる絹のハンカチは、いつでも、手垢でよごれていない純白が良いと思う。

◇

俳句の季題に二日灸というのがある。

先人も惜しみし命二日灸　虚子

歳時記には、旧暦二月二日に灸をすえると効能が倍加する、とある。昭和四十七年の旧暦二月二日は、三月十六日に当る。

「年中行事大成」には、こう書かれているそうである。――「按ずるに中華歳時記云ふ、此の日朱を以て小児の額に点ず。名付けて天灸とす。以て疾を圧ふ。二日灸の事此の天灸より出でたるならんか」。

二日灸をすえた後で、泣き続ける小児に、アラレ、煎り米、いり豆などを砂糖でかためた菓子類を与えて機嫌をとる習慣があったようだ。これを灸行（やいとぎょう）といったと、真下喜太郎氏は「今宮心中」には「何んと、灸行言いつけはなかったか。冷麦やそうめんか……」とあり、「新版歌祭文」野崎村の久作は「灸行のかはり、喧嘩の行司さすのかい……」といっている。

悪態（あくたい）に腹を抱へる　炎見舞

この川柳は、灸をすえられる小児を慰めに来た客に、その小児が熱いものだから、泣きさけびながら悪口をいうという場面を詠んだもののようである。

◇

藤山愛一郎氏が、中国問題で、自民党の党規委員会から、お灸をすえられた。新聞によれば、御当人は一向に痛くも熱くもない模様ではあるが、昔からの慣習もあることだから、灸行だけはやらずばなるまい。さて、何にするか。中国問題だから、さし当り、肉饅頭か、シューマいの類とするか、それとも、保守新党の総裁の椅子とでもしようか。（二月一日記）

会費納入のおねがい

当会は、第一税協会員の運営が困窮しておりますので、なにかと出費も多いとは方々の年会費三千円によって存じますが、未納の方は早目で、税務行政の円滑なる運営に寄に納入くださいますようお願与する目的で活動しておりますが、未納会費が累積しそのい致します。

編集後記

忙しい、忙しいといいながら72年度を迎え、「第一税協」もいよいよ今年より月刊にふみ切った。新年号は会員諸先生方のご協力を得て無事発刊、引続き二月号もこうして発行することができた。

定期発行は、予算と取材の点で現状では非常にむづかしいのであるが、第一税理士協議会の使命としても、税理士業界の現況からしても、その正常化のため、どうしても月刊で正しい税理士のあり方を徹底させなければならない。

◇◇◇

三月号からは「第一税協」の内容を大きく変えて、取材活動を活発にして、会のニュースを中心としてゆきたい。「第一税協」は特定の人のものではなく、税理士全員のものであるから、併わせて広く会員諸先生方の声を募集して、巾広く掲載し、意見の交換の場としたい。

税理士業界も商法改正・税理士法改正問題と大きな課題をかかえ各派各論がでているのであるが、われわれを敵に塩を送るような立場におかず、もっと大きな立場で税理士業界は税理士の統一見解をもつべきであろう。これらの点からしても、第一税理士協議会の使命は重大である。

◇◇◇

なお、第一税理士協議会の活動が活発になるほど、その資金源が必要となってきますが、どうぞ会費は滞納することなく、すみやかにお払い込み下さるようお願い致します。（O）

原稿をお寄せください

本紙「第一税協」も月刊発行に踏み切り、税理士会の正常化のため、より一層の紙面の充実に努力しております。

そこで、会員の皆様の幅広いご意見を掲載したい所存ですので、日頃感じておられる忌憚のない原稿をどしどしお寄せ下さい。

論壇・随筆等一、五〇〇字内

税理士法改正基本要綱（抜萃）

〈作成の経過〉（略）

〈改正の「基本的考え方」〉

一～六（略）

七、税理士団体の組織の整備

税理士の懲戒および監督を、税理士が自主的に行なうことにともない、税理士会および日本税理士会連合会の組織は、根本的に再検討されなければならない。

すなわち、税理士の懲戒手続、救済の規定を整備すべきことはもちろん、税理士会および日本税理士会連合会が、税理士を指導、監督できるよう規定を整備する必要がある。

また、税理士会は、自治的団体であることはいうまでもないので会員のための民主的運営が確保されることが要請される。

このために、他の自由職業人の全国組織の運営の実態をも十分参考とすべきであると考える。

〈第一、税理士の使命〉（略）

〈第二、税理士の倫理〉

〈第三、税理士の業務〉（略）

〈第四、税理士の資格〉

一、税理士の資格付与（抜萃）

税理士の資格は、税理士法立法の本旨にも照らし、税理士試験に合格した者にだけ付与することとし、弁護士および公認会計士に無条件で税理士となる資格を与えている現行制度は廃止する。

（理由）資格試験の本質は、その資格を付与するに値いする学識と能力の有無を制定するためのものであるから、その資格試験に合格した者にだけ資格が与えられ、その試験を経なければ資格が与えられないことが制度上の原則でなければならない。

二、実務経験（抜萃）

実務経験の認定の基準を整備し現行制度を維持する。

〈第五、税理士の試験制度〉

試験制度の改正は、特別試験制度を完全に撤廃後、抜本的に行なわれるべきである。

（理由）税理士が、その使命を完遂し、社会的機能を十分に果すためには、一般教養のほかに、高度な、税法および会計に関する専門的知識を有すべきことは当然である。したがって、試験制度・資格取得制度を抜本的に改正し、弁護士等の制度に比肩しうるものとすべきものと考えられこの基本方針のもとに試験制度について検討されたのであるが特別試験の存在が大きな障害となって、試験制度の改正案を確定できない。

このため、一般試験は、当面現行法のままとし、その改正は特別試験全廃後に持ち越さざるをえない。

一、特別試験制度

廃止する。

（理由）（一）特別試験制度は、一般試験制度との矛盾が極度にはげしいばかりでなく、この制度の存続は、税理士が、税理士法改正の目標としている。租税法律主義の基盤に立って、納税者の代理人としてその権利を擁護する、という高い社会公共的使命を有する税理士制度を築くうえで最大の障害である。

（二）税理士試験は、税理士の使命達成に適格な資質をそなえているかどうかを判定するためのものであり、その資格付与には高度の国家試験を課するのを原則とするのは当然である。国が実施する資格試験であるからには、ひろく全国民に門戸を開放するとともに、同一の試験によって、その資質と知識が検証されなければならない。

（三）税務官公署に一定年限以上勤務したことをもって、試験科目や試験内容に特別の取扱いをし、無試験にも等しいような合格率をもって税理士の資格を付与している特別試験を受験できる税務職員は、一般試験受験者に較べてまさしく特権階級である。日本国憲法が、「すべて国民は、法の下に平等であって、……差別されない」としている趣旨からみても、このような不合理な差別と特権が許されるべきではない。このような差別試験は、資格付与の制度としてはなはだ疑問であり、特別試験は遺憾の疑いさえある。

〈第六、税理士の登録制度〉（略）

〈第七、税理士の権利および義務〉（略）

〈第八、税理士の懲戒と税理士会の自主性〉（略）

〈第九、税理士会の組織団体〉（略）

〈第十、税理士業務の制限等〉（抜萃）

一、臨時の税務書類の作成等

廃止する。

（理由）この制度は、緊急事態の発生、もしくはこれに類するその他特別の必要に備えて設けられた例外的制度であるにもかかわらず、その運用の実態は全く相反したものとなっている。

二、税理士業務を行なう弁護士（略）

三、公認会計士たる税理士の特例

廃止する。

（理由）税理士業務は、その使命から、税理士試験に合格し、税理士の資格において、税理士会に入会して行なうべきである。監査業務を目的とする公認会計士制度から判断して、公認会計士と税理士は異質なものであり税理士業務の統一的運用、税理士会の自主性ならびに秩序の保持のために廃止すべきである。

四、公務員であった者の税理士業務の制限（略）

五、税理士業務の制限

税理士業務の制限についての第五二条の規定をつぎのように改める必要がある。

「税理士でない者は、税理士業務（附随業務を除く）を行ない、またはこれらの周旋をすることを業としてはならない」（理由略）

六、税理士の業務制限

税理士は、一税理士以外の個人の使用人または法人（これに準ずるものを含む）の役員、もしくは使用人として、これらの者の業務の一環として税理士事務を行なってはならない。」こととすべきである。

（理由）税理士でない者は、税理士業務はできないのであるから税理士を雇用して、その税理士に税理士事務を行なわせる形態をとっても、使用者は税理士業務を行なうことはできないことは明らかであるが、なお、一層この点を明確にするために、税理士の側から倫理規定の一部として、税理士以外の個人または法人の使用人等として、これらの者の業務の一環として、税理士事務を行なってはならない旨の規定を新設する必要がある。

七、非税理士等との提携の禁止

「税理士は、税理士業務の制限（現行税理士法第五二条）、三名の使用制限（現行税理士法第五条）の規定に違反するものから業務の周旋をうけ、またはこれらの者に自己の名義を利用させてはならない。」こととすべきである。

（理由）税理士業務の制限の規定に、周旋を業とすることも追加して税理士法違反とすることにしたのであるが、なお、税理士の倫理規定として、税理士の側から、業務の周旋をうけ、または自己の名称を利用させてはならない旨を明確にする必要がある。

★税理士会の
正常化をはかる
★中小企業をようごする

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

第一税協

昭和47年3月1日（水曜日）　第7号

発行所
第一税理士協議会
東京会
東京都中央区日本橋江戸橋3－5
郵便番号 103　朝日ビル
電話（271）8759
発行人　岡崎寿士　（一部 50円）
編集人　岡田一馬　（年極500円）

目次

「日税連税理士法基本要綱」対策委設置
3月1日第一税協理事・支部長会

商法改正案の国会上程は時間の問題といわれる。ところが日税連は真向からこれに反対し、いわゆる「商法改悪反対決起大会」を強行し、「税理士法改正基本要綱」なるものを発表している。第一税協としては強力に対処する必要がある。折から4月1日からの当会新事業年度を控え、事業計画案予算案の骨組みもでき上ったので3月1日、理事、支部長合同会議を開催した。

岡崎寿士会長は「税理士会の動きは正常化に逆行している。第一税協は今後とも正常化に努力して行く。そのためには機関紙『第一税協』ばかりでなく、種々の事業をするために本日の会議を開く」と挨拶して議長席についた。

商法改正に対する第一税協としての運動方針決定に関しては、公認会計士政治連盟の川北博幹事長を招き、まず経過をお伺いした。川北氏は「商法改正法案はいま法務部会（植木光教法務部会長）のもとで審議中であり、近く法務部会で付議される予定である。したがって公認会計士政治連盟としては、雑音で法務部会を邪魔しないよう、あまり手練手管を使わず、連盟の本・支部とも自重して満を持しているところである」と報告した。しかし、税理士の立場から発言する第一税協としては、積極的に商法改正賛成の立場を打ち出し、日税連の不正常なる動きに反対する論陣を展開すべきことを全員で確認した。とくに「商法改悪反対」にからめて税理士法改悪を目論む日税連の運動を許すべきではなく、第一税協としては陳情運動もやぶさかではなく、タイミングよく後手を踏むまいと申し合せた。ここで下田友吉副会長より日税連の「決起大会」の報告がなされ、大会主催者側の演説内容などが紹介された。とりわけ公認会計士有志代表と称する、羽鳥善昭氏（税理士会王子支部長）の演説内容には失笑がわいた。

そこで日税連の「税理士法改正基本要綱」についても、たんに抽象的な批判論議だけではなく、具体的に逐条検討する必要があるとして要綱対策の小委員会を設置することを決議した。長田邦稲氏は、この要綱は第一税協で検討するに如くはないと発言し、高森利正氏は、検討にとどまることなくむしろ第一税協案の税理士法改正要綱を発表すべきだと強調した。川北氏も高森氏を支持し、第一税協の基本要綱対策に期待する旨述べた。なお、検討小委員会委員の人選については正副会長会に一任された。

事業計画案、予算案については下田氏、大堀雅三氏、宮下昌久氏、高森氏、三輪三郎氏、丸山修司氏らから各部の提案説明があり、基本的にその骨子を了承した。

しかし、これらの事業を遂行するためには会費値上げを含む予算案を伴うことから、6月6日と決定した総会において最終的には決定するとしても、その間第一税協のメリットを会員に知ってもらって、協力を要請することが強調された。そのためには何よりも一局複数会制の早期実現をはかることが肝要であり、税理士法改正運動ともからめ、地域別案の批判と合せて、一局複数制の署名運動なども考えられるという発言があった長坂利正副会長の閉会の辞で終了した。

「決起大会」をやってはみたが…
まずまず不満深まる日税連執行部

日税連は、第一税協等心ある税理士の批判の声を無視して、ついに2月22日、いわゆる「商法改悪反対決起大会」を開いてしまった。大会後も間歇的に国会への陳情をくり返している模様だが、そうした日税連の動きに対し、批判的な税理士会員の数も多くなり、なによりも、商法改正反対に藉口して暴論的な自己の税理士法改正要綱を通そうとする鎧の袖が散見されることが問題である。

「大会」の冒頭、木村日税連会長が大会委員長として挨拶していた。例の川口清氏が連合会長に当選してこのような大会を強行するのなら話はわかるが、立候補の際利害問題だけを強調して大会のようなものはやらないといっていた木村氏では、いかにも捕えられて壇上に立っているさまがありありとわかって、むしろ痛々しくさえあった。木村会長よ、立候補の初心に帰れ、といいたい。その点、有力地方会長の某氏は未だしも立派である。氏は「大会」に反対してすでに16日以降役員会関係に出席していない。「必要があれば決起大会もやらなければならないだろうが、国会に上程された商法改正案の全貌をみてから行動すべきである。上程前の運動には反対である」と以前にいっていた。

税理士会内部とくに執行部の一部でさえ批判しているほど、この「大会」の内容は非常識なものであった。各党一部の国会議員の演説のあとは、大会主催者側数氏の演説があったが、だんだんその時の主張がエスカレートして、商法改正になれば公認会計士によって税理士は職域を侵害されるおそれがあるから、監査法人又は公認会計士が監査にタッチしている会社につき、その監査法人および公認会計士、補助者は一切税務にタッチしてはならないのに、その公認会計士の〝欠格条項〟が明らかでないから絶対反対である、というような調子で、「大会」後も国会陳情をおこなっている様子である。公認会計士の利害関係問題はすでに省令その他で明らかに規制されているのに今更問題を個別に促えて云々するのは場違いであろう。さらに彼らは公認会計士の名称を使う以上は監査業務だけにせよ公認会計士であっても税務をやる以上は公認会計士の名称を名刺であろうが看板であろうが使わないで税理士の名称でやれ。公認会計士も税理士試験を受けよ。等々現行税理士制度や税理士法を無視した主張をしているのである。これはウラハラであっていわば喜業税理士諸君は〝公認会計士〟の名を嫌っているようにみえて、実は好きでたまらないもののようだ。日税連の「税理士法改正基本要綱」もこの要求に基づいている。

この「大会」には商法対策分担金のうちから八百万円を費消しているが、大方の税理士の良識を無視して、国家試験制度を混乱させるが如き行動や濫費をしても成功はしない。今後会員は資金カンパに応じなくなるだろう。一局複数会制にしても単位会を説得できない執行部の猛省を望む。

主流
公認会計士と税理士の使命

公認会計士制度は、企業の会計の真実性、妥当性を職業的専門家としての公認会計士の監査によって保障せんとするために設けられている。ここにいう企業とは営利、非営利のすべてを含み、その会計の真実性、妥当性について職業的第三者の証明が要求されるところでは、公認会計士のみがその要求に応じ得るのである。

公認会計士に与えられているこの社会的使命は、資本主義の下におけるわが国では、つまるところ資本主義の維持発展に寄与するにある。これが故に公認会計士の行う監査には重い責任が課されるのである。

公認会計士の行う税務については現行法制上は税理士法による登録が必要である。公認会計士試験に合格すれば税理士の資格も与えられる。これは公認会計士試験には税理士合格程度の学識が含まれていると認識されているからであろう。学識の程度は認めるが税務業務を業とするには税理士の登録を要求するというのが現行制度である。だから公認会計士側から言わしめれば公認会計士法で当然に公認会計士業務の中に税務業務が含まれているとすると、解釈する者もいる、いや現行では明文がないので含まれないと――解釈せざるを得ないから明文を入れろという主張もある。税理士側から言わしめれば、税務業務は税理士の専業業務であり、その資格を公認会計士試験合格ということと引換えにするのもおかしいし勿論公認会計士業務の中には税務業務は含まれないと主張する。そしてこれらの各々の主張に実論が入りこんで来て論議が複雑になってくる。しかし税理士側のこのような公認会計士排除主義は、正しいであろうか。公認会計士も税理士試験を受けて税理士になるという状態であったら、税理士側に文句がないのであろうか。どうもそうではないように思われる。というのは、公認会計士試験がむずかしくて仲々合格することができないからそのような主張が出ていると感ぜられるからである。そうならば無いものねだりとしか考えられない。公認会計士にはそれだけの能力が必要だから試験がむつかしいのであって、現実に二つの資格をもつ者が中小企業に対して同じような仕事をしているからといってそれが制度上の欠陥であるというのは間違いでなかろうか。公認会計士には公認会計士の使命があり、税理士には税理士の使命がある。われわれ第一税協の会員はこれら二つの使命を自己に与えている社会的使命と感じそれを調和しながら前進せんとしているのである。

そしてわれわれは、会計士会にも属し、税理士会にも属しているのは、両会もわれわれ同様その二つの使命を調和せしめ相協力してお互いの業務の発展に協力し合う姿が実現されなければならないと念願しているからなのである。

今度の日本税理士会連合会の税理士法改正要綱においても、税理士の公認会計士への接近と税理士の公認会計士排除の二つの相矛盾する考え方が底流しているのではなかろうか。そのようなことでは百年河清を待たなければならないことになりかねない。

ピリリ一言

商法改正反対に憂身をやつしている税理士や、税理士会の腹背に怒涛のように押しよせて、その職域の拡大を阻みつつある特別試験制度や、租税の申告時期における災害救助のための臨時税理士制度が、災害の有無にかかわらず、更に拡張されて商工会等にも適用されるという。ちょっと税法を知っている者なら、誰にでも申告ができるという職業になり下りつつある税理士の姿を見ていると、遠い昔の、わが家の流田のことが思い出される。川上の小田を懸命に激流から守ろうと、裸で阻止している最中に、川下の大田が、次々と流されていったことを。

目を大局に向けてかからないと自分の足許から、先づ崩れてゆくという例を、税理士会や税理士の諸先生方が、具体的に示してくれていると、感謝せずにはおられない次第である。

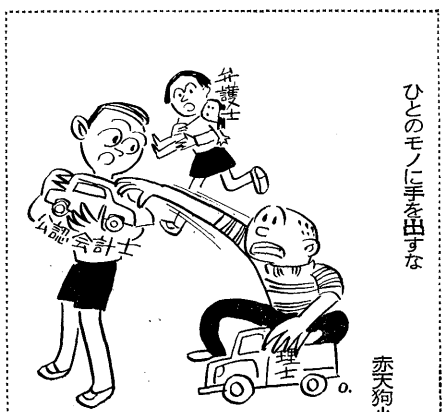

ひとのモノに手を出すな

赤天狗小僧

47年度税法改正の問題点

斎藤　奏

今回の税法改正の柱

租税特別措置法という税法がある。難解にして、かつ猫の目のように変る法律である。これは、公認会計士である誰しもが、実感として味わっているところである。

しかし、この法律が、その第一条でいうように、「当分の間、所得税、法人税、相続税、財産税、登録免許税、酒税、物品税、揮発油税、地方道路税および印紙税を軽減し、もしくは免除するための特例である」とするならば、少々の難解さも、めまぐるしい改正もあえてがまんしなければならないであろう。

この法律ほど、経済社会の動き国の重点施策を敏感に反映している法律は、きわめて少ないであろう。大げさにいえば、世界の経済の動向が反映しているともいえるであろう。したがって、少くとも経済社会の動きまたは国の重点施策のすべてを理解していないと、この法律を完全にマスターすることができないのかもしれない。それだけに、実務界においてこの法律の運用を指導してゆく公認会計士の使命は、重かつ大なるものがある。

昭和四十七年度においても、ご多分に洩れずかなり大幅な改正が行なわれている。改正の柱を重点的に拾いあげてみると、次のようになる。まるで、どこかの政党の選挙対策用のスローガンのようである。

1、住宅対策に資するための措置
2、公害対策および産業安全衛生対策に資するための措置
3、中小企業育成対策
4、技術開発および情報化の推進
5、農林漁業振興対策
6、企業体質の改善および設備の近代化
7、通貨調整に伴う措置
8、輸出振興税制の整理
9、土地税制
10、その他（沖縄返還に伴う特別措置等）

これらの施策に対する措置として、パトカーではないが、一一〇の条文が手直しされている。

企業税制に影響を与えるもの

これらの全部についてふれることは、とうてい不可能である。法人企業税制に関連する大きなものとしては、まず次の四つの点をあげることができる。

(1) 法人税の付加税率（基本税率三五％の五％）の適用期限の二年間延長（租法四三）
(2) 輸出振興税制の廃止
(イ) 輸出割増償却制度の全面的廃止（旧租法四六の二削除）
(ロ) 工業所有権、著作権およびコンサルティング役務に係るもの以外の技術等海外取引所得の特別控除制度の廃止（租法五八、二）
(3) 通貨調整に伴い巨額の為替損失をこうむることとなる法人に対する換算差損相当額の早期繰上げ損金算入措置の創設（租法六八の二）
(4) 中小企業の貸倒引当金の特例の二年間延長（租法五七の七）

(1)の法人税の付加税率の二年間延長は、企業側にとっては景気の下降期にさらに追い打ちをかけられたようで、いささか手痛いものであろう。

しかし、(4)の中小企業の貸倒引当金の特例の二年間延長と抱き合わせて、広い視野からみれば、功罪（？）相なかばするものといえよう。

(2)の輸出振興税制の廃止については時代の流れの悲哀を感ぜざるをえない。これとても、見方によれば世界の経済大国として持てるものへの仲間入りをしたとして大いに喜ぶべきことなのかもしれない。

つい昨日までは、輸出さまざまとして、いろいろな優遇措置がこうぜられ、「貢献企業」という名誉と恩典が与えられていたものがいち夜明ければ、エコノミック・アニマルとして悪もののような取扱いを受けることは、当該企業としていささかのうっぷんを禁じえないものであろう。皮肉な見方をすれば、まさに落ちた偶像であるしかし、税法もそう非情ではないようである。これに対し、たいへん大きな救済措置を準備している。税法として、ゆずれるだけゆずった最大の譲歩といえるかもしれない。

それが、(3)の通貨調整に伴い巨額の為替措置をこうむることとなる場合の換算差損相当額の早期繰上げ損金算入の措置である。

通貨調整に伴う救済措置

(3)の早期繰上げ損金算入の措置は、簡単にいうと、会社が確定決算において換算差損として会計処理していないものを、税務申告において減算調整を認める措置である。すなわち、公表決算において配当をやり賞与をとっても税金はいただかないという。まことに結構な措置である。そのしくみの骨子は、次のようになっている。

通貨調整に伴い巨額の為替損失をこうむることとなる法人に対し次のようなしくみより換算差損相当額を、税務計算上早期にくり上げて損金算入しようとするものである。

(1) 対象となる換算差損相当額は、昭和四六年一二月一九日現在で確定している長期外貨建債権純残高とされている。
(2) その差損相当額は、昭和四六年一二月二〇日を含む事業年度およびその後一〇年間の事業年度のうち益金から順次控除することとされている。
(3) 青色申告書を提出する等一定の要件が付されている。

さらに、おまけがついて、次のような為替変動準備金の積立てが認められることになった（税法六八の三）。

すなわち、青色申告書を提出する法人が、昭和四六年一二月二〇日以後に計上した長期外貨建債権について、期末の為替相場で換算していない場合には、次により準備金として積み立てた金額を損金に算入することができることとなる。

(1) 損金に算入することができる金額は、各期末における長期外貨建債権純残高について、帳簿価額が、その期末の為替相場による換算金額をこえる場合のそのこえる金額となる。
(2) この準備金は、翌期洗い替えすることを条件として、昭和四十九年三月三十一日まで認められることとなる。

このような措置が、監査上の取扱いに対してひとつの大きな波紋を投ずることは、まぬかれない事実であろう。

これらの一連の措置は、結局、審議会意見第三が公表された折に発表された証券局長通達の「取得時又は発生時の為替相場の取扱い」に端を発し、意見第四の「注5」および「付記」が糸をひいていることは、いなめない事実であろう。意見第四の「付記」という「当該損失が臨時巨額の損失に準ずるものと認められる場合には、法的措置により繰延経理を認めることも差し支えない」ということが、うよ曲折はあったけれども、終着駅である租税特別措置法においてハッピーエンドとなったとみるべきであろう。

準備金のニュー・フェイス

このたびの改正で、準備金制度において若干のニュー・フェイスが登場してきた。租税の軽減という見地にたつならば、まことに結構なことである。めぼしいものを拾ってみると、次のようになる。

(1) 自由貿易地域投資損失準備金（租法五五の二）
(2) 公害防止準備金（租法五六の八）
(3) プログラム保証準備金（租法五六の一〇）
(4) 為替変動準備金（租法六八の三）

(1)の自由貿易地域投資損失準備金制度は、沖縄返還に伴う振興開発の一環として、あらためて設けられたものである。

すなわち、沖縄振興開発特別措置法第二十三条第一項により自由貿易地域として指定された地区内において、製造業を営む法人の株式等を取得する法人について、自由貿易地域投資損失準備金制度を設け、その株式等の取得価額の二分の一相当額の積立てを認めようとするものである。沖縄返還を祝福するとともに、この制度を歓迎するものである。

(2)の公害防止準備金制度は、悲惨な不幸をもたらす公害を防止しようと願う国民感情からみても、大いに賛意が表されるべきものであろう。

すなわち、公害防止費用の支出が、相当多額にのぼると見込まれかつ、所得変動が大きいと認められる企業について、公害防止準備金制度を設け、売上金額の〇・三パーセント相当額の積立てを認めようとするものである。

(3)のプログラム保証準備金制度は、情報化時代における情報化の推進ということを、まざまざと感じさせる税制である。

これは、ソフトウエア業を営む企業について、プログラム保証準備金制度を設け、プログラムにかかる収入金額の二パーセント相当額の積立てを認めようとするものである。

巷には、これが日本の国なのかと疑ぐりたくなるほど、カタカナ言葉がはんらんしている。こんなご時勢に、いぶかしがるほうがどうかしているのかもしれないが、カタ物用語だけを使う税法が、ソフトウエアとかプログラムとかのカタカナ用語の使用にふみ切った勇断に対して脱帽しようではないか。

時代は流れている。税法もそれを懸命に追いかけている。公認会計士も負けずに進まなければならない。

職業会計人の利用度は？

JECOコンピュータの実働状況発表

国産コンピュータの共同レンタル会社（JECO）は、このほど昭和四十六年九月末現在のわが国のコンピュータ実働状況を発表した。

これによると総実働台数で一万一千二百三十七セット、金額にすると一兆二百四十五億円と大台にのったが四十六年度上期は不況感が浸透し、産業界の設備投資意欲が急速に減退したためコンピュータに対する投資も伸び悩んだ。

この程調査によるとこれまでシェアを拡大しづづけてきた国産機が後退し、外国機は中小型分野急増で三分の一以上のシェアに達した。

また大型機分野でも、外国機のシェアが微増に転じている。

調査についてのおもな内容は一、わが国の総実働コンピュータは四十六年九月末現在、金額で二兆二百四十五億円、前年同期比伸び率は三八・三％。総実働台数の内訳は、国産機七千六百五十五セット、五千六百二十二億円、外国機は、三千五百七十八セット、四千六百二十三億円。

機種別でみると、大、中、小型分野での国産機の漸増という傾向が崩れ、外国機が大型機で五九％、小型機で二八・二％と実働金額は前期に比べ、それぞれ〇・五、〇・六ポイントシェアを拡大、超小型機にいたっては三四・一％から三五・一％へと一挙に十一ポイントの急増となった。

一、納入実績でみると四十六年度上期は二千四十八セット、一千五百八十七億円で、前年同期比九・九％増（金額）に終わった。

このうち国産機は一千一百三十一セット、八百三十六億円、外国機が九百十七セット、七百五十一億円で国産機は前年同期比二・一％減と初めてダウンした

一、オンライン用端末機の実働状況は一万八千八百九十七台、六百五十六億円で、前期比三三・三％の金額の伸びをみせている。

この実情から、職業会計人としては性能の高い端末機を導入して、高度の計算センターを利用することが望ましい。

税界人の知識

新製品紹介

小型電卓

ミノルタのミノルコン

¥七万二千円

この電卓は、小型化をねらい、性能は大型並み、価格も適当であることが、ミソである。

まず、この機械の特長は、小型電卓にみられない十六桁表示である。これはダブルレングシステムと称し、八桁表示をダブルで使用できる。その他例挙すると

一、カドニカ電池内蔵のコードレース、出張に会議に、いつどこでもすぐ使用できる。
一、精度を上げたレクー内蔵計算が正確に早く、加減なら〇、一秒、乗除等なら〇・三秒である。
一、人間工学から生れたシンメトリックなキーボード、手先がすぐなじみ、目をつぶっても押すことができる。
一、見易い表示式。
一、六時間の連続使用ができる。

論壇

"税理士"の英訳

岩波　正幸

我が国企業の国際化に伴い、職業会計人たる公認会計士業務も国際的に進出することが望まれるが現状は経営者の監査等に対する認識、理解がまだ十分でないこともあり、合弁会社などは提携先の指定する外国の会計士の利用が多く我が国の公認会計士の活用があまり深く考えられていないようである。特に、税務業務については、我が国では税理士制度があり、公認会計士の業務として、監査、マネジメント・サービス、税務の三本柱をとっている外国では理解しがたいところであり、その税務業務も外国会計士事務所に委嘱し、所属の税理士が業務を取扱っているようである。

先般、日本税理士会連合会から税理士法の英訳が刊行されたが、これをみると、税理士の業務として掲記されている「税務代理」は"tax agency"、「税務書類の作成」は"preparation of tax documents"、「税務相談」は"tax consultancy"とそれぞれ英訳され、税理士に移行する前の税務代理士は"a tax practitioner"、税務代理士法は"The Tax-practitioness Law"、計理士は"an accountant"と英訳されている。

税理士会の役員会で税理士の英訳を"Cetified Public Tax Accountant"とすることに決められたときくがその業務からは"tax accountant"なる概念は出てこないと考えられる。公認会計士は"Certified PublicAccount-ant"一般にC.P.Aといわれるが、これは"Chartered Accountant"とともに英語辞典にも出ており、普遍化されており、税理士制度は諸外国に見当らぬこともあり、税務業務を取り扱うのは、むしろ、法律分野あるいは税務代理行為として"Tax Attorney"或は"Taxagent"の言葉でよばれるだけで、正式の名称はないようである。

わが国では、税務業務が公認会計士業務に含まれていない点が、外国では理解しえないので"Certified Public Accountant"のほかに"Certified Public Tax Accountant"と類似の新語ができたことは、外国に対しても奇異の感じすら与え、かえって、公認会計士業務と税理士業務の区分が十分なされず、公認会計士と誤認させるおそれがあるとも云えよう。「会計のあるところ常に監査あり」という一般に監査思想が普及している諸外国の公認会計士が、我が国の企業の国際的地位の向上に伴い、我が国の公認会計士業界への関心が高まり、その接触をもとめることも多く、交流が活発化しつつあるときに、こういったことは適切でなく、むしろ、税理士業務そのものを明瞭にしうるように、従来から使われてきた"Tax Practitoner"とかその他もっと適切な英訳を使用し、これを一般化し、我が国独特の税理士制度の理解をうるようにすることがのぞましい。

虚構と実在

■会計・思想・組織について

松木　正輝

一、会計の虚構性と監査

よく文学は虚構であり、その虚構なものの中に真実があるといわれる。真実があるということは、その文学が人の心をうち、そして読む人の心の糧になり有効に作用するからである。

われわれの職業とする会計の世界も又然りではないかと思う。本来会計そのものは虚構性の強いものである。すなわち、会計学を支える柱となっている貨幣価値一定会計期間、企業実体の基本的仮定というものを考えても明瞭であるこういうものが有効に働いて企業活動に有用な資料を提供することになる。その有用性あるが故に、会計が虚構性をもちながら社会に必要となるのである。

このように会計は虚構性があるために、ともすると不正誤謬が介入して事実と反する財務諸表が作成され、虚構にとどまり有害無益の結果が表現される。これを何とか事実を事実として表現させ、有用なものとするためにチェックするのが監査の役割である。換言すると監査は虚構性の強い会計を有用なものに結びつける役割を果しているといえる。

二、思想も又虚構

「思想とは本来、人間が考えだした最大の虚構であろう。松陰は思想家であった。かれは日本国家論という奇妙な虚構をつくりだしその虚構を論理化し、それを結晶体のようにきらきらと完成させ、その虚構のために死に、死ぬことによって自分自身の虚構を後世にむかって実在化させた。」これは司馬遼太郎氏の「世に棲む日日」の一節である。氏は思想も又虚構であるという。

しかし、思想が実在化するためには、その時代に適合し、大衆の支持をうけなければならない。さらに、その思想が体系的に構成されており、現実的行動として実現可能であることが条件である。連合赤軍のように飛び上ったもので現実無視であるものは一般大衆と遊離し、思想は虚構にとどまり、実在化の可能性はない。しかし、昭和初期から終戦までのように一時的にしろ危険な思想が実在化し国民を苦しめた例もあるから用心しなければならない。

三、商法改正反対は陽動作戦

ここ数年来、毎年暮から春先にかけて税理士会が行なう商法改正反対運動がある。又今年も二月に反対けっ起大会を開いてデモを行なっている。この運動ほど何のために反対を行なっているか分らないものはない。その反対理由は、はじめ職域侵害論であり、その後職域侵害論から超越して中小企業圧迫論となり、さらに転換して本年は又、職域侵害論をくりひろげている。

職域侵害論の中心は、商法改正案に、利害関係人排除の規定が設けられていないから被監査会社において監査業務と税理士業務が同時に行なわれ、税理士の職域が侵害されるということにある。

もともと、被監査会社の監査人から利害関係人を排除することは、監査の独立性を保持するための措置で、監査の本質的なものから要求されているのであって職域調整のためではない。したがって税理士会が主張するように規定がないから監査と税務と同時に行なうという性質のものではないしもっと高次元の職業倫理の問題といえる。

又、この点は商法改正案と同時に改正される関係法の整備として公認会計士法の改正事項に利害関係をより厳重なものとして規制されることになっていると聞く。だから法律上も同一会社で監査と税務が同時に行なわれる心配がないことは、税理士会は百も承知のはずである。現に証取法、その他の監査においても税務が同時に行なわれている例はない。

税理士会はこのことを承知していながら反対理由の中心にとっている。その反対の課題はむしろ税理士法改正、公認会計士制度をめぐる諸問題についての陽動作戦であると思われる。

四、組織を会員のものに

税理士会の商法改正反対運動という異常な事態の体験を通じて感じることは、組織の虚構性ということである。組織のうちの極めて少数の人々が、税理士の資格取得制度の不平等性からくる税理士の地位向上を阻む不満を利用し、団結して税理士会執行部の中枢を握り指導している。しかし、間違った思想による運動は何時かは組織が虚構にとどまり、崩壊につながる。組織すなわち人と人とのつながりは、存在しているようで存在していないようなものである。この虚構は組織が真に有効なものとして存在するためには、全会員のために有用な思想を体系的にまとめ実践することである。

国税不服審判所

▼裁決事例▲

国税不服審判所の裁決事例は、昭和四六年度第一がまず発表されているが全部で、十二事例ある。紙面の関係で国税通則法関係（無申告加算税）のみ詳細に紹介し、他の十一事例については省略した。

◎国税通則法関係

（無申告加算税）

期限後申告書の提出が、「調査があった」ことにより決定があることを予知してなされたものではないとした事件（昭四四年相続分昭四六年三月二五日裁決）

（裁決の要旨）

外部から認識することのできる面接調査等が行なわれておらず、申告案内書及び申告用紙の送付を受けたに止まる請求人の期限後申告書の提出は、「調査があった」ことにより決定があることを予知してなされた提出であるとすることはできない。

（注）請求人は、当初期限後申告となったことについて、正当の理由があると主張したのであるが、その後その主張を自発的に取下げをした事件である。

（参照条文）

国税通則法六六条三項

（裁決書）（抄）

審査請求人の主張

昭和四五年五月一五日相続税の申告をしたのに対し、期限後申告であるという理由で無申告加算税の賦課決定をうけたが、申告前に相続税にかかる原処分庁の調査もなく、また決定があることを予知して申告したものでもない、全くの自主申告であるから国税通則法第六六条第三項の規定に基づき計算した金額をこえる部分の無申告加算税の取消しを求める。

原処分庁の主張

審査請求人（以下「請求人」という）が提出した相続税の申告は期限後申告であるから国税通則法第六六条第一項本文の規定に基づき無申告加算税の賦課決定をしたものである。請求人は国税通則法第六六条第三項の適用を求めているが、原賦課決定処分は、所轄K市U区長からの相続税法第五八条の通知書によって、請求人の相続した不動産につき見込財産価額を算定した結果、申告義務があると見込まれたので、昭和四五年四月二七日申告案内書と申告書用紙を請求人に送付している。このことはたとえ面接調査等の方法によらなくとも調査があったことを意味するものであり、請求人の期限後申告は請求人の相続税に対する調査があったことにより決定があるべきことを予知してなされたものというべきであり、請求人の主張には理由がなく、原賦課決定処分は正当である。

当庁の判断

本件の争点は、一言でいえば請求人の期限後申告がいわゆる自発的申告であるか否かに存することろ、本件各証拠資料によれば、請求人はその相続開始後間もなく、相続税の申告事務を知人の税理士に依頼していたこと、他方原処分庁が本件、不動産の課税価格の算定等の作業を行なったという事跡は証拠上認められず、まして原処分庁が本件について実地調査あるいは請求人らの面接調査等の具体的な調査ないし納税相談等を行なったという事実は何ら認められないこと、原処分庁が請求人に対し申告案内書および申告書用紙を送付したのは申告期限の約一〇日前に至って初めて行なわれ、他方請求人の申告は申告期限の一週間後には適正な内容をもって行なわれていること、以上のような各事実が認められる。

ところで、国税通則法第六六条第三項によれば、期限後申告書の提出が、その国税についての「調査があったことにより」、当該国税について決定等があるべきことを「予知してなされたもの」でないときは無申告加算税の額を減額することと定められているところ本件に関しては、上記認定の事実関係によると、そもそも原処分庁が本件につき調査を行なったこと自体これを認め難いのみならず、仮に内部的に何らかの調査検討を行なったとしても、右記法条の趣旨に照らし、実地あるいは、面接調査など外部からこれを認識しうべき具体的な調査等の行なわれていない限り、ここにいう「調査」があったとは解することができないものというべきである。

原処分庁は、これに該るもの、ないしこれに代るものとして、更に右記申告案内書等の送付があった事実を主張するが、本文書の送付をもって直ちに右記法条にいう「調査があった」ものとすることは文理上にわかに採用し難いのみならず、（中略）該文書の送付は必ずしも納税義務の確定的存在を前提としてなされるものとは限らず、広く納税義務の可能性が存するにすぎない場合にもこれがなされることのある、いわば行政指導上の措置なのであるから、該文書の送付をもって、右記法条にいう「調査があったことにより、（決定等が予知される場合に該当することに未だ解し難いところといわなければならない。殊に本件においては、前述のとおり、請求人はかねてより自主申告の準備をしていたというのであるから、以上を総合すると、本件については、請求人の申告は、結論として自発的に行なわれた申告と看るのが相当である。

今回発表の昭和四六年度第一に引き続き第二が三月末日頃発表される予定であるので当会広報部では機会あることにこの国税不服審判所の裁決事例を掲載し会員各位の参考に供する所存です。

随筆

草餅

斎藤正直

柏市に住む姪のK子が訪ねてきてお土産につきたての草餅（よもぎ餅）をいただいた。旧暦の一月二十日によもぎ餅（くさ餅）を喰べると中気にならないから是非たべてもらいたいといってわざわざ持ってきてくれたのである。よもぎ餅が中風に効くかどうかは別として五月五日の端午の節句には菖蒲と一緒によもぎを軒先に挿す風習が見られるし、また、もぐさはよもぎから作られるところから見るとよもぎ餅が中風に効くというのもまんざらではないように思われる。

よもぎ餅が中風に効くかどうかはさておき、遠いところを、忙しい時間をさいてはるばる一箱のよもぎ餅を届けてくれたK子の気持はありがたく、ただ頭の下がる思いがするばかりである。

K子のところは東武野田線の、「運河」の近くで、手広くトマトの促成栽培をやっているが、彼女の話ではトマトも今は既にうづらの卵位の大きさになっているそうで、これを植えてあるビニールハウスは、その内側にも一つのハウスを設けた二重構造で、この内側の小さなハウスは重油をつかって常時一定の温度に保つようにしているのだそうである。これは一つには暖房費の無駄を省くためであり、一つには管理の合理化を図るためであるようだ。

これからはトマトの草だけが日増しに伸びるので、近日中には、内側のハウスを取りはずして、大きなハウスだけにし、草には支柱をたて、摘実から撤水まで、かゆいところに手の届くような管理をしていくのだそうで、その苦労はなみ大ていなものではないようである。

八百屋から、赤く色付いたトマトを買ってきて、そのまま食膳に供する都会の生活ではこんな生産の苦労はわからないので、そのうち一度見学に行きたいものと考えている。（昭和四七、三、七）

決算期ですので未納会費を納入下さい

一面にお知らせのように、去る三月一日、理事・支部長合同会議が開かれまして、各部において検討された事業計画案・収支予算案の骨子が審議されました。今年は本紙はかりでなく、その他にも会費還元に価する事業を遂行しようと、各部幹事の先生方は張切っております。就きましては、その基礎になるのは何といっても会費であり、決算期でもありますので、会費未納の方は何卒お納め下さい。

どしどし原稿をお寄せください

第一税理士協議会は小会でありますが、本紙「第一税協」は〝大きい〟新聞であります。昭和45年9月創刊号を世に送って以来、堂々一歳半を数え、税理士会の正常化のために万丈の気を吐いています。

とくに本号より、「ピリリ一言」「国税不服審判所裁決事例」「れんさいインタビュー」「税界人の知識」等々常設らんも加わり益々体裁を整えつつあります。どうか会員諸先生は原稿をお寄せ下さい。

れんさいインタビュー　社長は語る

インタビュアー　岡田一馬

株式会社　ニチマ　代表取締役　福地　誠氏

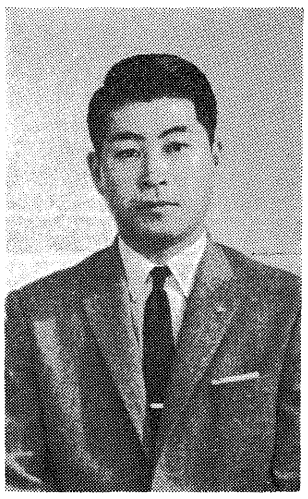

福地　誠氏

われわれ税理士業界では、税理士法改正・商法改正の諸問題をかかえ、しかもこれらに関して統一的対策も出ず、一般企業者も過中に引込んで政治活動にまでもっていっているが、真実中小企業の経営者はどれだけの関心をもっているか、その目的で株式会社ニチマ代表取締役福地誠氏にインタビューした。なお福地誠氏は三十七才の青年実業家で、出版事業、企業のシステムプランニング、コンサルテーション等多角経営で各方面に敏腕を振っている。

税理士法改正問題、商法改正問題について、中小企業経営者の立場からどの様な考えをもっているかという質問を受けたが、私は企業の経営者であり、直接企業に関係のある法案についてはかなり敏感であるが、税理士法改正案については直接関係がないので、どのようにお応えしてよいか判らない。

ただ申し上げられることは、諸税は申告制であり、その申告した件数の過半数が更正されたり、修正申告をさせられたりしている。

これは税務会計のこまかな点に至るマニアルが、欠けている点も挙げられるが更にいえることは税理士の資質にもよるのであろう。

その点では税理士法を改正して税理士の水準をアップさせることは企業の経営者として賛成である。

日本経済発展のため商法改正は必要

商法改正問題に関しては、日経、朝日等の各新聞で取上げているし、私の企業に直接、間接に関係があるので関心が深い。

私の企業は、事務機械、事務用品、文具、紙製品――等を包含する業界の指導紙「文具と事務機」「ビジネスジャーナル」を発行しまたこの業界のシステムプランニングコンサルタント業務と、外国誌のエージェントを取っている。

したがって業界の動きはいち早く知り、業界のためにいろいろな研究をし、対策をたてている。

この業界は本来非常に地味な業種で他業界に比較して景気の変動には左程影響はうけなかった。

これは文房具屋（貧乏具屋）と称して非常に零細な商いであり、顧客の必要とするものを店頭に並べておけば、馬鹿でもチョンでも一定の売上げだけは確保できるといった安易の商売で通産省の産業分類でも雑貨で一括されていた次第であった、勿論日刊紙にも文具の「文」の字も出た事がなかったのである。

ところが昨今では事務機は産業振興のバロメーターのように毎日のように紙上を賑わしているが、それだけに業界の動きもはげしくなってきた。

業界の伸びは

コンピュータの発達とともに、計算機類、複写機類が事務管理の合理化のため普及しこれ等事務機の外国依存から、電卓、電子複写機の国産化開発、ひいては外国への輸出と伸びていった。

在来文具業界の流通はメーカー卸、小売の三段階が保持され、それぞれの立場は、比較的安泰であったが業界の伸びに従って、家電メーカー、機械メーカー等の大型メーカーが業界に浸入してきた。

大型化と投資

したがって大型生産と大型需要の内にはさまって卸店も大型ならざるを得ず、ここに業界の大型化が促進されてきたのである。

その現象を例で示すと、卸店の場合は、小売店の大型化、スーパー、デパートの拡大に応えて、地域合併、合同出資による大型卸商社の誕生、ボランタリーチエン化メーカー協力による専業大型卸店への組織替え、メーカー単独出資による販売会社の新設等、業界のカラーも変えられつつある。

この渦中にあって従来の企業でこれ等大型化の傘下に入れなかったものは、何らかの大木につかまらなければ脱落を余儀なくされるといった、きびしい時代に突入したのである。

又メーカーは競合する流通機構を資本投下、傘下れい属といった型で吸収しようとしている。この様になってくると、メーカー自身在庫の資本金では枯渇するといったところで増資計画が打出され、上場会社も増えている。

又最近では日本の代表的製紙メーカー王子製紙が、凸版印刷社、ナカバヤシと提携して新会社アピカ株式会社を誕生させ、生産から販売まで一貫した系路を保持しようとしている。

これが文具業界の実状であるがこの現象はあらゆる他業種にも当然考えられることで、これからの日本経済はこの様なかたちで伸びてゆくのである。

監査の重要性

そこで私の申し上げたい事は企業はますます、資本と経営が分離され、又企業の投資はどんどん経営の拡大の目的で他企業へと流出してゆく、これは上場しているしていないにかかわらず、錯綜し大型化してくるのである。

現在ではまだ信頼による投資であるが、いづれはこれも限界が生じ、このままでは日本経済もその点で一線が引かれることとなろう。

そこで企業の経営者として望むところは、投資がスムースに、回収が健実に、安心できるような制度である。

それには、投資者の側から、増資計画、合併計画等他人資本を必要とする場合は必ず信頼できる外部監査人の監査証明をつけるべきで、又配当等回収の場合でも同じことをすべきである。

そこで投資者は安心して自己の財産が評価できるのではなかろうか。せっかく公認会計士による監査制度があるのだから、この制立を日本経済発展のため、もっと充実さすべきであり、其の点で商法改正は賛成である。

書評

有賀徳寿著「遠流（おんる）の絵島」を読んで

岡崎寿士

「絵島・生島」で有名な絵島は吉原の花魁（おいらん）か何かの上りで、その美貌を認められて大奥に入り、そこで生島という美男の俳優と懇（ねんごろ）になって信州高遠へ流されたということは誰でも知っている。私もそう思っていたが、この度同業の有賀徳寿氏著「遠流の絵島」を読んでみてそのイメージが、すっかりぶち壊わされてしまった。今まで戯作のみを信じていた私は、まことに愚かしい思いがする。よく考えてみると、ただ美女というだけだったら、彼女に匹敵する女性は、他にもあったはずであるが、大奥数千もの女中の筆頭にまでのし上ったのは、ただ単にそればかりではなかったに違いない。非凡な統制力もあったろうし、文筆にもたけていたことと思う。著書のなかには彼女が流されるとき、硯（すずり）は与えてはならないという一条のあることから、彼女に若し筆墨を与えたら、正徳疑獄の全貌を暴露されるという幕府の怖れがあったことと推察される。とすると著者のいう俳優生島とは何の関係もなく、間部（まなべ）艾除（せじょ）陰謀の犠牲者であることが、正当のような気がする。前篇は流されてゆく道中に、前半世を語り、後篇は今まで誰も手をつけていない高遠での、二十八年間の生活を画き出している。

新田次郎氏が「本書は小説と実録の中間もの、いわば歴史的ドキュメンタリー小説であって、私はこれを高く評価する」（朝日新聞広告）と評されているが、まことにその通りである。ただ初版のためか誤植の多いのが唯一の欠点である。

東京会では五十部に限り、千二百円のところ、千円の特価で取り扱っているそうだから、早く申込まれるといい。

ともあれ、同業者にこんな人がいるとは、正にデスカバー、C・P・Aである。